

裁定の手引き

～権利者や利用可否の意思が不明な著作物等の利用について～



令和8年3月
文化庁著作権課

裁定に関する問合せ先

文化庁著作権課著作物流通推進室

〒100-8959

東京都千代田区霞が関3-2-2 旧文部省庁舎5階

TEL：(03) 5253-4111 (内線：2847)

メール：ckanri@mext.go.jp

※下記の文化庁ウェブサイトから、裁定申請書の様式をダウンロードいただくことが可能です（ワードファイル・エクセルファイル形式）。

https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/chosakukensha_fumei/tyosakubutsu/index.html

目次

第1 裁定制度とは	1
1 他人の著作物等の利用に係る裁定制度	1
2 未管理著作物裁定制度の創設の背景と概要	1
3 2つの裁定制度の比較	2
第2 著作権者不明等の場合の裁定制度_概要	4
1 裁定申請の対象となる著作物等	4
2 裁定を受けるための要件	4
(1) 法令に定める措置をとったにもかかわらず権利者と連絡することができないこと	4
(2) 著作権者が当該著作物の出版その他の利用を廃絶しようとしていることが明らかでないこと（※著作物に係る申請の場合のみ）	5
3 裁定の決定前における利用（申請中利用制度）	5
第3 著作権者不明等の場合の裁定制度_裁定手続の全体的な流れ	6
1 全体的な流れ	6
2 申請中に権利者と連絡が取れた場合	7
3 スケジュール例	8
4 裁定手続チェックリスト	9
第4 著作権者不明等の場合の裁定制度_各手続の解説	11
1 文化庁への事前相談	11
2 著作物等が公表等されていることの確認	11
3 著作権者が著作物の利用を廃絶しようとしていることが明らかでないことの確認（※著作物に係る申請の場合のみ）	11
4 権利者情報の取得及び権利者と連絡するための措置	12
(1) 権利者情報を取得するための所定の措置	12
(2) 保有する全ての権利者情報に基づく、権利者と連絡するための措置	21
5 申請書等の作成・提出と手数料の納入	23
(1) 著作物の利用に係る裁定申請書の様式	23
(2) 実演の利用に係る裁定申請書の様式	32
6 担保金の支払（申請中利用の場合）	36
(1) 担保金の支払	36
(2) 著作物等の利用	37
(3) 担保金の支払が免除される場合	37
7 裁定の可否及び補償金の額の決定	38
(1) 文化庁長官による判断	38
(2) 裁定を受けるまでの標準処理期間	38
(3) 補償金の額の決定	38
8 裁定を受けた場合の手続	39
(1) 補償金の支払等	39
(2) 著作物等の利用	40
9 裁定をしない処分を受けた場合の手続	40
(1) 権利者と連絡をすることができるに至ったことを理由とする場合	41
(2) 権利者と連絡をすることができるに至ったこと以外を理由とする場合	41
(3) 担保金の取戻し	41
第5 未管理著作物裁定制度_概要	43
1 制度の対象となる著作物等	43
(1) 公表著作物等であること（著作権者不明等の場合の裁定制度における取扱いと同じ）	43
(2) 著作権等管理事業者による管理が行われていないこと	43
(3) 利用の可否に係る権利者の意思を円滑に確認するために必要な情報が表示されていないこと	43
2 裁定を受けるための要件	44

(1) 権利者への意思確認措置をとったが、意思を確認できなかったこと	44
(2) 著作権者が当該著作物の出版その他の利用を廃絶しようとしていることが明らかでない こと（※著作物に係る申請の場合のみ）	44
3 利用期間の上限と裁定の取消.....	44
第6 未管理著作物裁定制度_裁定手続の全体的な流れ.....	45
1 全体の流れ.....	45
2 スケジュール例.....	46
3 裁定手続チェックリスト.....	48
第7 未管理著作物裁定制度_各手続の解説.....	49
1 相談窓口への事前相談	49
2 未管理公表著作物等に該当することの確認及び権利者の連絡先等の探索.....	49
3 権利者への意思確認措置.....	59
4 申請書の作成・提出.....	60
(1) 著作物の利用に係る裁定申請書の様式.....	61
(2) 実演の利用に係る裁定申請書の様式.....	70
5 手数料の支払	74
6 裁定の可否及び補償金の額の決定.....	74
(1) 登録確認機関による使用料相当額の算出.....	74
(2) 文化庁長官による裁定の可否及び補償金の額の決定.....	74
(3) 裁定を受けるまでの標準処理期間	74
7 裁定を受けた場合の手続.....	75
(1) 補償金の支払.....	75
(2) 著作物等の利用	75
8 裁定をしない処分	76
9 裁定の取消.....	76
(1) 裁定の取消	76
(2) 補償金と取消時補償金相当額の差額の取戻し	77
第8 よくある質問	78

第1 裁定制度とは

1 他人の著作物等の利用に係る裁定制度

他人の著作物、実演（歌手の歌唱、演奏、俳優の演技等）、レコード（CD等）、放送又は有線放送を利用（出版、DVD販売、インターネット配信等）する場合には、原則として、「著作権者」や「著作隣接権者」（以下「権利者」という。）の許諾を得ることが必要になります。

しかし、許諾を得ようとしても、「権利者が誰か分からない」、「（権利者が誰か分かったとしても）権利者がどこにいるのか分からない」、「亡くなった権利者の相続人が誰なのか、又はその所在が分からない」等の理由で許諾を得ることができない場合があります。

このような場合に、権利者の許諾を得る代わりに文化庁長官の裁定を受け、通常の使用料額に相当する額の補償金を支払うことにより、著作物、実演、レコード、放送又は有線放送（以下総称して「著作物等」という。）の適法な利用を可能とする制度として、「著作権者不明等の場合の裁定制度」が著作権法（以下「法」という。）に定められています。これに加え、令和5年の法改正により、「著作物等をこのように使ってほしい」、「使ってほしくない」といった、著作物等の利用可否に関する権利者の意思が確認できない場合に、補償金を支払うことにより、適法な利用を可能とする制度として、「未管理著作物裁定制度」が創設されました。同制度は、令和8年4月から運用が開始されます。

これら2つの裁定制度で裁定がなされたときには、文化庁のホームページ（裁定実績オンライン検索データベース）で広く公表されます。自身の著作物等が裁定により利用された権利者は、利用の対価として補償金を受け取ることができます。

2 未管理著作物裁定制度の創設の背景と概要

昭和47年から運用されている著作権者不明等の場合の裁定制度は、これまでも著作物等の適法な利用と権利者への対価還元の役割を果たしてきました。また、同制度の利用促進を図るため、これまで申請手数料の引下げや申請中利用制度の導入など、継続的な見直しが図られてきました。

他方、デジタルトランスフォーメーション（DX）の進展により、誰もがコンテンツを創作し、発信することが容易になりました。インターネット上には一般の方が創作したコンテンツが増加し、利用される機会も増えています。しかし、このようなコンテンツの中には、権利者の情報や連絡先が明らかではなく、権利者の許諾を得ることが難しいものも多く存在することから、制度の利用に当たって権利者の探索コストを要する著作権者不明等の場合の裁定制度だけでは、必ずしも円滑な著作物等の利用に結び付いていないという課題が指摘されていました。

上記の課題に対応するために創設されたのが「未管理著作物裁定制度」であり、同制度では、著作権者不明等の場合の裁定制度よりも簡素な手続で著作物等の適法利用が可能と

なります。

また、本制度の手続においては、文化庁長官による登録を受けた民間機関（登録確認機関）が、申請の受付や要件の確認、使用料相当額の算出等の手続を担います。

これらにより、利用者は簡便かつ迅速に著作物等を適法に利用することができるようになります。

3 2つの裁定制度の比較

図表 1 は著作権者不明等の場合の裁定制度と未管理著作物裁定制度を比較したものです。

著作権者不明等の場合の裁定制度は、著作物等の利用期間に上限が無く長期間の利用が可能である点、権利者が名乗り出てきた場合であっても裁定が取り消されない点が特徴です。一方で、未管理著作物裁定制度は、著作権者不明等の場合の裁定制度と比べて申請手続が簡素である点が特徴です。

裁定制度の利用を検討する際は、手続面のコストや利用方法等を踏まえ、両制度のいずれに申請するかを選択することとなります。

図表 1 両裁定制度の比較

	著作権者不明等の場合の裁定制度	未管理著作物裁定制度
手続	<ul style="list-style-type: none"> ■ 利用したい著作物等が公表等されていることを確認する ■ 著作権者が利用を廃絶しようとしていることが明らかではないことを確認する ■ 権利者情報を取得するための措置を取る ■ 権利者情報に基づき権利者と連絡するための措置を取る ■ 文化庁に申請する 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 利用したい著作物等が公表等されていること、著作権等管理事業者により管理されていないこと、利用の可否に係る意思表示がされていないことを確認する ■ 著作権者が利用を廃絶しようとしていることが明らかではないことを確認する ■ 利用の可否に係る意思を確認するための措置を取る ■ 登録確認機関に申請する <p>著作権者不明等の場合の裁定制度に比べて手続が簡素</p>
利用期間上限	<p>上限なし</p> <p>長期間の利用が可能</p>	<p>最長3年 (利用期間経過後、再度裁定制度を利用可能)</p>
取消有無	<p>権利者が現れても、裁定は取り消されない</p> <p>後で生じた事情に原則影響されない</p>	<p>権利者が現れ請求があった場合、裁定が取り消され、裁定に基づく利用は停止される。その後の利用は、利用者と権利者の協議による。</p>

図表 2 著作権者不明等の場合の裁定制度と未管理著作物裁定制度の比較

(○は制度の利用可能性があるケース)

	権利者不明の場合の裁定制度	未管理著作物裁定制度
権利者が不明	○	○
権利者は判明しているが連絡先が不明	○	○
権利者及びその連絡先は判明し連絡したが、権利者から返信が無く意思が不明	×	○(※)

※未管理著作物裁定制度では、国外の連絡先しか見つからなかった場合は制度の対象外となります。

第2 著作権者不明等の場合の裁定制度_概要

1 裁定申請の対象となる著作物等

権利者もしくは権利者の許諾を得た者により公表され、又は相当期間にわたり公衆に提供等されている事実が明らかである著作物等（以下「公表著作物等」という。）が著作権者不明等の場合の裁定制度（以下第2～第4において、特に断り書きがない限り「裁定」という。）の対象になります（法第67条第1項柱書¹、第103条）。

ここで、「相当期間にわたり公衆に提供等されている事実が明らかである著作物等」とは、権利者等により公表されているかどうかは不明であるものの、相当期間にわたり世間に流布されている著作物等のことをいい、具体的には童謡等が考えられます。

2 裁定を受けるための要件

本制度は、権利者が不明な場合に利用することができる制度であり、以下の両方に該当することが要件となります。

ただし、(2)は著作物に係る申請の場合のみ満たすことが必要であり、実演、レコード、放送又は有線放送に係る申請の場合は満たす必要はありません。

(1) 法令に定める措置をとったにもかかわらず権利者と連絡することができないこと

権利者の氏名又は名称及び住所又は居所その他権利者と連絡するために必要な情報（権利者情報）を取得するための措置として文化庁長官が定めるものを行った上で、その措置により取得した権利者情報を含め保有する全ての権利者情報に基づき権利者と連絡するための措置をとったにもかかわらず、権利者と連絡することができなかったこと。（法第67条第1項第1号、第103条、令和8年文化庁告示第2号（以下「令和8年告示」という。）第1条）。

¹ 条文は、著作権法の一部を改正する法律（令和5年法律第33号）による改正後の著作権法による。以下同じ。

(2) 著作者が当該著作物の出版その他の利用を廃絶しようとしていることが明らかでないこと（※著作物に係る申請の場合のみ）

著作者が著作物の出版その他の利用を廃絶しようとしていることが明らかでないこと。
(法第 67 条第 1 項第 2 号)。

例えば、以下のような事情がないこと。

- ・発行、販売された本や CD 等が全部回収されている。
- ・インターネットに掲載されていたコンテンツが削除されている。

3 裁定の決定前における利用（申請中利用制度）

文化庁に裁定申請を行い、文化庁長官の定める額の担保金を支払えば、裁定の決定前であっても著作物等の利用が開始できます（申請中利用制度。法第 67 条の 2、第 103 条）。

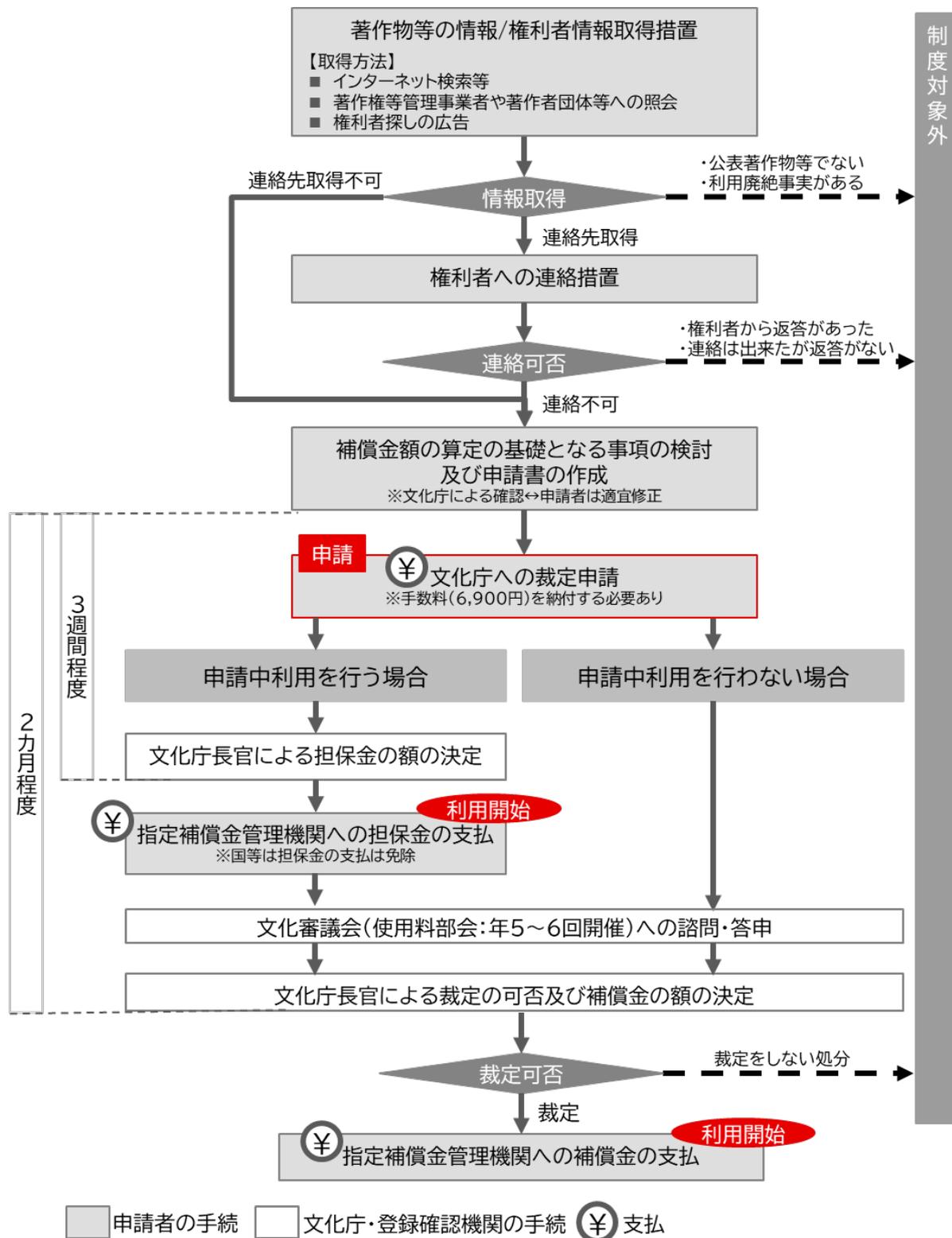
ただし、法令に定める要件を満たさなかった等の理由で裁定を受けられなかった場合（「裁定をしない処分」を受けた場合）や、権利者と連絡することができるに至った場合には、その時点で著作物等の利用を中止しなければなりません。

本制度を利用すれば、裁定の決定を待って利用を開始する場合と比べて、早期に著作物等の利用を開始することができます。

第3 著作権者不明等の場合の裁定制度_裁定手続の全体的な流れ

裁定申請から文化庁長官の裁定を受けるまでの全体的な流れは以下のとおりです。

1 全体的な流れ

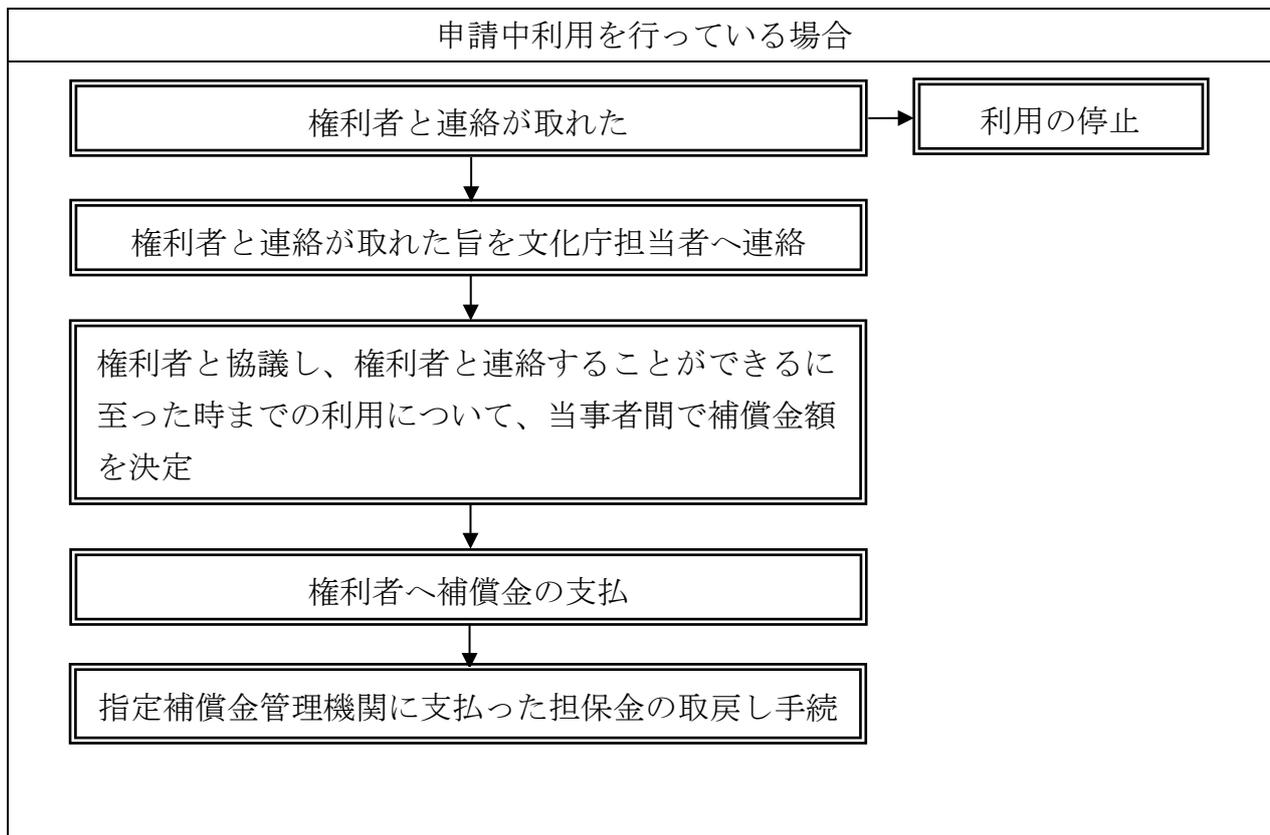


※令和5年の法改正及び指定補償金管理機関の指定に伴い、国や地方公共団体等であっても指定補償金管理機関（(公社)著作権情報センター）への補償金の支払が必要です。

2 申請中に権利者と連絡が取れた場合

権利者と連絡が取れた場合は、速やかに文化庁担当者へ御連絡ください。

なお、申請中利用を行っている場合は、利用の開始から権利者と連絡することができるに至った時までの補償金の額を、申請者と権利者との協議によって決定し、支払う必要があります（41 ページ第4 9 （1）参照）。



3 スケジュール例

期間	事項	
文化庁への 事前相談時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 裁定の手引き概要版及び本手引きを読んだ上で、文化庁担当者に相談。 ○ 著作物等の情報や権利者情報を取得するための措置を開始。 ○ インターネット検索又は図書館等で名簿・名鑑を閲覧し、著作権等管理事業者及び同種著作物等について識見を有する者を主たる構成員とする団体に当該権利者に関する情報についての照会をするも、権利者の連絡先に関する有益な情報は得られなかった。 ○ 申請書の下書き及び添付書類を作成。文化庁担当者にメールで送信し、内容の確認を依頼。必要に応じて適宜修正。 ○ 公益社団法人著作権情報センター（CRIC）のウェブサイトに権利者に関する情報提供を求める記事の掲載を依頼（掲載までに3～7日程度必要）。 	
3週間程度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 仮申請書及び添付書類を、文化庁にメールで提出。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ CRIC のウェブサイトに記事が掲載される（7日間以上）。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ CRIC のウェブサイトの記事掲載から7日以上が経過し、権利者情報を取得するための措置が終了。権利者の連絡先に関する有益な情報は得られず、権利者と連絡を取ることができなかった。 ○ 収入印紙（1申請手数料 6,900 円）を貼付した本申請書及び添付書類を文化庁に郵送にて提出。 ○ 文化庁から、担保金の額の決定通知がメールで送付される。 ○ 指定補償金管理機関に通知の写し及び支払申込書を提出し、担保金を支払う。 	
1か月程度	<p data-bbox="400 1379 1209 1420">【申請中利用制度に基づき著作物等の利用が可能となる】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 文化庁において、文化審議会著作権分科会使用料部会が開催され、補償金額について諮問される。 ○ 文化庁から、裁定結果及び補償金の額の決定通知がメールで送付される。 ○ 指定補償金管理機関に通知の写しを提出する。担保金と補償金の額に差額がある場合は追加支払が必要、又は取戻しが可能。 	

上記スケジュール例は、申請前に文化庁担当者へ相談の上、申請中利用を行い、仮申請から約2か月で文化審議会著作権分科会使用料部会が開催された場合を想定したスケジュールの例です。また、書類の修正等により、手続に日数がかかる場合があります。

4 裁定手続チェックリスト

裁定を受けるまでの手続のチェックリストを以下に掲載しますので、参考にしてください。対象となる著作物等が過去に裁定を受けたかどうかによって手順が異なります。各手続の詳細は、「本書該当ページ」を御覧ください。

過去に裁定を受けたことがない著作物等の裁定申請をする場合・・・A

過去に裁定を受けたことがある著作物等の裁定申請をする場合・・・B

手順	事項	本書 該当ページ	A	B
1	文化庁担当者への事前相談（電話／メール）	11	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	著作物等が公表等されていることの確認	11	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	著作者が著作物の利用を廃絶しようとしていることが明らかでないことの確認 ※著作物に係る申請の場合のみ	11	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	権利者情報の取得及び権利者と連絡するための措置	12		
(1)	権利者情報を取得するための所定の措置	12		
ア	広く権利者情報を掲載していると認められる資料として文化庁長官が定めるもののうちいずれか適切なものを閲覧すること	12		
(i)	名簿又はこれに準ずるものの閲覧	13	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(ii)	ウェブサイトでの検索	14		
(iii)	文化庁のウェブサイトに掲載されたデータベースでの検索	15	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ	文化庁長官が定める者のうち適切なものに対し照会すること	15		
(i)	著作権等管理事業者等への照会	15	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(ii)	同種著作物等について識見を有する者を主たる構成員とする団体への照会	18	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(iii)	文化庁長官への照会	19	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ウ	日刊新聞紙に掲載すること又は公益社団法人著作権情報センターのウェブサイトに7日以上期間継続して掲載することにより、公衆に対し広く権利者情報の提供を求めること	19	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2)	保有する全ての権利者情報に基づく、権利者と連絡するための措置	21	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5	申請書等の作成・提出と手数料の納入	23	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

6	【申請中利用を行う場合のみ】担保金の額の決定・支払・著作物等の利用（申請中利用制度により作成した旨及び申請日を複製物に記載）	36	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7	裁定の可否及び補償金の額の決定	38	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8	補償金の支払・著作物等の利用（裁定を受けて作成した旨及び裁定日を複製物に記載）	39	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

第4 著作権者不明等の場合の裁定制度_各手続の解説

1 文化庁への事前相談

裁定申請を希望される場合は、本手引きを御覧いただいた上で、裁定申請を行う前に文化庁担当者に御相談ください。

申請書類に不備がある場合や、法令上の要件を満たしていない場合には、裁定を受けられません。手続を円滑に行うためにも、事前相談をお勧めします。

2 著作物等が公表等されていることの確認

裁定の対象は、権利者もしくは権利者の許諾を得た者により公表され、又は相当期間にわたり公衆に提供等されている事実が明らかである著作物等（公表著作物等）です（法第67条第1項柱書、第103条）。まずは、利用しようとする著作物等が、本制度の対象となる著作物等に該当することを確認してください。

3 著作者が著作物の利用を廃絶しようとしていることが明らかでないことの確認（※著作物に係る申請の場合のみ）

当該著作物について、著作者が利用を廃絶しようとしていることが明らかでないこと（法第67条第1項第2号）を、ウェブサイトでの検索等により確認してください。「利用を廃絶しようとしていることが明らかな場合」とは、例えば、発行、販売された本やCD等が全て回収されている場合や、インターネットに掲載されていたコンテンツが削除されている場合等が該当します。

なお、この確認は、著作物に係る申請の場合のみ必要であり、実演、レコード、放送又は有線放送に係る申請の場合には必要はありません。

4 権利者情報の取得及び権利者と連絡するための措置

2及び3を確認した上で、「権利者情報を取得するための措置として文化庁長官が定める措置をとり、かつ、当該措置により取得した権利者情報その他その保有する全ての権利者情報に基づき権利者と連絡するための措置をとったにもかかわらず、権利者と連絡することができなかった」という要件を満たすことを確認する必要があります（法第67条第1項第1号、第103条）。

以下では、具体的にどのような対応を行うべきかを説明します。

(1) 権利者情報を取得するための所定の措置

権利者情報を取得するための所定の措置として、令和8年告示において以下のアからウの措置が定められており、申請者はこれら全ての措置を取ることが必要です。

【権利者情報を取得するための所定の措置とは】

- ア 広く権利者情報を掲載していると認められる資料として文化庁長官が定めるもののうち、いずれか適切なものを閲覧すること（令和8年告示第1号）
- イ 著作権等管理事業者その他の広く権利者情報を保有していると認められる者として文化庁長官が定めるものに対し照会すること（同第2号）
- ウ 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載すること又は公益社団法人著作権情報センターのウェブサイトにて7日以上期間継続して掲載することにより、公衆に対し広く権利者情報の提供を求めること（同第3号）

ア 広く権利者情報を掲載していると認められる資料として文化庁長官が定めるもののうち、いずれか適切なものを閲覧すること

具体的な措置としては、以下の(i)から(iii)の資料のうちいずれか適切なものを選択し閲覧することになります。

【広く権利者情報を掲載していると認められる資料とは】

- (i) 著作物等の種類に応じて作成された名簿又はこれに準ずるもの（令和8年告示第1号イ）
- (ii) 広くウェブサイトの情報を検索する機能を有するウェブサイト（同号ロ）
- (iii) 過去に行われた著作権者不明等の場合の裁定に係る著作物等について裁定を受けようとする場合にあっては、文化庁のウェブサイトに掲載されたこれらの著作物等に関するデータベース（同号ハ）

上記(i)から(iii)のうちいずれの資料を閲覧するのが適切かは、利用しようとする著作

物等ごとに異なりますので、以下の例を参考にしてください。不明な場合は、文化庁担当者に御相談ください。

【(i)の資料を閲覧することが適切と考えられる例】

- ・権利者名又は作品名が判明している著作物等で、公表年が比較的古い場合

【(ii)の資料を閲覧することが適切と考えられる例】

- ・権利者名及び作品名が不明である場合
- ・権利者名又は作品名が判明している著作物等で、当該分野に関する広範な情報が掲載されている名簿・名鑑等が存在しない場合
- ・権利者等が外国人であり、名簿・名鑑等の選定及び閲覧が非常に困難である場合

【(iii)の資料を閲覧することが適切と考えられる例】

- ・裁定を受けようとする著作物等が、過去に裁定を受けたものである場合

(i) 著作物等の種類に応じて作成された名簿又はこれに準ずるもの

以下の例を参考に、名簿・名鑑等で適切なものを少なくとも1冊以上図書館等で参照して、権利者情報を探索してください。閲覧に際しては、原則として、著作物等が発行、公表等された当時に発行された名簿・名鑑等を閲覧してください。

【名簿・名鑑等の例】 ※令和8年3月3日時点

対象	名簿・名鑑名	出版社名等	最終発行年
広く一般の方々の情報を記載したものの	文化人名録（別書名「著作権台帳」）	日本著作権協議会	平成14年
	日本紳士録	株式会社ぎょうせい	平成19年
	現代日本人名録	日外アソシエーツ株式会社	平成16年
	人事興信録	興信データ株式会社	平成21年
言語	現代日本執筆者大事典	日外アソシエーツ株式会社	平成27年
	文藝年鑑	公益社団法人日本文藝家協会	毎年発行
美術	美術年鑑	株式会社美術年鑑社	毎年発行
	美術家名鑑	株式会社美術倶楽部	平成23年
	美術家年鑑	株式会社芸術書院	平成18年
	美術名典	株式会社芸術新聞社	毎年発行
音楽	音楽年鑑	株式会社音楽之友社	平成17年
	音楽家人名事典	日外アソシエーツ株式会社	平成13年
	日本の作曲家—近現代音楽人名事典	日外アソシエーツ株式会社	平成20年
写真	現代写真人名事典	日外アソシエーツ株式会社	平成17年
実演	日本タレント名鑑	株式会社VIPタイムズ社	毎年発行
	出演者名簿	公益社団法人著作権情報センター	平成21年

(ii) 広くウェブサイトの情報を検索する機能を有するウェブサイト

著作物等の題号、著作者等の名前、著作物等の内容をキーワードとして、少なくとも一種類以上のインターネット上の検索サービス等（例えば、Yahoo! JAPAN、Google）を用いて、権利者情報を検索してください。

例えば、著作者名や著作物の発行者名（出版社やレコード製作者）、著作物の題号や著作物等が掲載されている書籍等の題名、また、言語の著作物や歌詞にあつてはその本文の一部をキーワードとして、情報を検索してください。美術の著作物や写真の著作物にあつては、必要に応じて画像検索も活用してください。

(iii) 過去に行われた著作権者不明等の場合の裁定に係る著作物等について裁定を受けようとする場合にあっては、文化庁のウェブサイトに掲載されたこれらの著作物等に関するデータベース

文化庁のウェブサイトに掲載されている「裁定実績オンライン検索データベース」(<https://saiteiseido.bunka.go.jp/>) を利用し、著作物等の題号、著作者等の名前で検索してください。備考欄に権利者に関する情報が文化庁に寄せられている旨の記載がある場合は、文化庁担当者に連絡し、情報の提供を受けてください。

イ 著作権等管理事業者その他の広く権利者情報を保有していると認められる者として文化庁長官が定めるものに対し照会すること

具体的な措置としては、裁定を受けようとする著作物等が過去に裁定を受けたものでない場合には、以下の(i)及び(ii)を行うこととなります。裁定を受けようとする著作物等が過去に裁定を受けたものである場合には、(i)及び(ii)、又は(iii)のいずれかを行ってください。

【広く権利者情報を保有していると認められる者への照会とは】

- (i) 著作権等管理事業者その他の著作権又は著作隣接権の管理を業として行う者であって、裁定の申請に係る著作物等と同じ種類のもの（以下「同種著作物等」という。）を取り扱うものへの照会（令和8年告示第2号イ）
- (ii) 同種著作物等について識見を有する者を主たる構成員とする団体への照会（同号ロ）
- (iii) 文化庁長官への照会（同号柱書）※
※具体的には、裁定実績オンライン検索データベースの検索。

(i) 著作権等管理事業者等への照会

利用したい著作物等の分野に係る著作権等管理事業者その他の著作権等の管理を行っている事業者が存在する場合には、その事業者に対して、当該著作物等の管理を行っているかどうか確認を行う必要があります。次ページ以降の表中に「可能」と記載のある著作権等管理事業者のウェブサイトで管理著作物等の情報の検索・閲覧をすれば、当該事業者への確認に代えることができます。

なお、当該著作物等の分野について、複数の著作権等管理事業者等がある場合は、原則として全ての事業者へ照会してください。著作権等管理事業者の連絡先は文化庁のウェブサイト (https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/kanrijigyoho/toroku_jokyo/index.html) を御参照ください。

【著作権等管理事業者】 ※令和8年3月3日時点

対象	著作権等管理事業者の名称	ウェブサイト上における、管理著作物等の情報の検索・閲覧の可否
音楽	一般社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）	可能 https://www.jasrac.or.jp/
	株式会社 NexTone	可能 https://www.nex-tone.co.jp/
	株式会社 International Copyright Association	不可能
	株式会社 アイ・シー・エー ジェンシー	可能 https://www.icagency.net/
言語 (文芸作品)	公益社団法人日本文藝家協会	可能 https://www.bungeika.or.jp/
言語 (脚本)	協同組合日本脚本家連盟	可能 https://www.writersguild.or.jp/members/search
	協同組合日本シナリオ作家協会	可能 https://www.j-writersguild.org/
言語 (文芸、詩歌、評論等)	株式会社日本ビジュアル著作権協会	可能 https://www.jvca.gr.jp/application/
言語 (新聞、雑誌、書籍、学術書等)	公益社団法人日本複製権センター	可能 https://jrcc.or.jp/
言語 (学術雑誌、書籍、学術書等)	一般社団法人学術著作権協会	可能 https://www.jaacc.org/
言語、音楽、美術、図形、写真等 (教科書)	一般社団法人教科書著作権協会	不可能
言語 (学術書等)	一般社団法人出版者著作権管理機構	可能 https://jcopy.or.jp

言語 (学術書等)	一般社団法人日本出版著作権協会	不可能
言語、美術、写真、図形 (書籍：主にコミックス)	一般社団法人出版物貸与権管理センター	可能 http://www.taiyoken.jp/
言語、美術 (漫画)	公益社団法人日本漫画家協会	可能 http://nihonmangakakyokai.or.jp/
美術 (日本画、洋画)	株式会社東京美術倶楽部	可能 https://www.toobi.co.jp/copyright/index.html
美術 (絵画、版画、彫刻)	一般社団法人日本美術家連盟	可能 http://www.jaa-iaa.or.jp/copyright/index.html
美術 (主に海外の視覚芸術：絵画、彫刻、写真)	一般社団法人日本美術著作権協会	可能 http://jaspar.or.jp/ ※記載のない作家 (info@jaspar.or.jp)
美術 (絵本)	株式会社メディアリンクス・ジャパン	可能 http://www.medialynx.co.jp
美術 (工芸)	株式会社かぜつち	不可能
美術 (絵画)	一般社団法人障がい者アート協会	不可能 https://www.borderlessart.or.jp/
写真	有限会社コーベットフォトエージェンシー	可能 https://www.corvet.jp
	協同組合日本写真家ユニオン	不可能 http://pro-photo-union.jp/
実演	公益社団法人日本芸能実演家団体協議会実演家著作権隣接権センター (CPRA)	不可能
	一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構 (aRma)	不可能

レコード	一般社団法人日本レコード協会	可能 https://www.riaj.or.jp/
映画の著作物 (著作権)	一般社団法人日本テレビジョン放送著作権協会	可能 https://www.jasmat.or.jp/
テレビジョン放送 (著作隣接権)		不可能

(ii) 同種著作物等について識見を有する者を主たる構成員とする団体への照会

同種著作物等について識見を有する者を主たる構成員とする団体とは、具体的には、以下のとおりです。

- ・当該著作物等の分野に係る著作者等が加盟する著作者団体
- ・当該著作物等の分野に係る研究者等を構成員とする学会
- ・当該著作者が所属していた組織（大学、企業等）
- ・当該著作者の著作物を出版した法人

・・・等

(iii) 文化庁長官への照会

裁定を受けようとする著作物等が過去に裁定を受けたものである場合は、文化庁への照会（裁定実績オンライン検索データベースの検索）を選択することが可能です。裁定実績オンライン検索データベースの利用方法等については 15 ページア (iii) を御参照ください。

ウ 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載すること又は公益社団法人著作権情報センターのウェブサイトにて7日以上期間継続して掲載することにより、公衆に対し広く権利者情報の提供を求めること

(i) 掲載方法

申請者は、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は(公社)著作権情報センター(CRIC)のウェブサイトに広告を掲載して、権利者情報の提供を求めます。

CRICのウェブサイトに広告を掲載する場合、広告を7日以上期間継続して掲載することが必要です。以下 URL のリンク先の情報を確認の上、詳細は以下の【問合せ先】まで直接問い合わせください。

【問合せ先】公益社団法人著作権情報センター (CRIC)
〒164-0012 東京都中野区本町 1-32-2 ハーモニータワー22 階
TEL : 03-5309-2421 FAX : 03-5354-6435
E-mail : search-info@cric.or.jp
URL : https://www.cric.or.jp/c_search/c_search.html

(ii) 掲載例

日刊新聞紙、ウェブサイトでの情報を求める広告の掲載例としては、以下のような記載が考えられますので参考にしてください。

著作物等の題号や著作者名等が不明の場合でも、その著作物等を特定するため、著作物等の内容を記述してください。また、1つの広告に複数の著作物等の情報を掲載しても差し支えありません。

【掲載例 1】

昭和 15 年に出版された「〇〇の歴史」を復刊するに当たり、著作権者の方を捜しています。著作権者の連絡先を御存知の方は、下記まで御一報いただければ幸いです。

(書籍に関する情報)

書籍の題名：「〇〇の歴史」

出版年：昭和 15 年

著者：〇〇 〇〇

出版社：〇〇出版

(連絡先)

〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都千代田区霞が関〇-〇-〇 (〇〇書房 企画部 山田)

電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 E-mail 〇〇〇〇@〇〇〇.ne.jp

【掲載例 2】

昭和初期の商業広告を紹介する書籍を出版するに当たり、昭和 28 年 3 月に出版された「週刊〇〇」の 47 ページに掲載されたお菓子〇〇（製造販売：株式会社〇〇製菓）の宣伝に使用されたお菓子〇〇を持った 2 人の子供を描いた絵画の著作権者の方を捜しています。著作権者の連絡先を御存知の方は、下記まで御一報いただければ幸いです。

(掲載された雑誌に関する情報)

雑誌名：「週刊〇〇」

出版社：〇〇出版

掲載ページ：47 ページ

掲載された著作物の概要：お菓子〇〇を持った 2 人の子供を描いた絵画

(絵画に関する情報)

絵画の題名・著作者：不明

絵画の概要：お菓子〇〇を持った 2 人の子供を描いた絵画

絵画が掲載された雑誌：「週刊〇〇」47 ページ (〇〇出版) 昭和 28 年 3 月出版

(連絡先)

〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都千代田区霞が関〇-〇-〇 (〇〇書房 企画部 山田)

電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 E-mail 〇〇〇〇@〇〇〇.ne.jp

(2) 保有する全ての権利者情報に基づく、権利者と連絡するための措置

(1) により取得した情報や元々判明していた情報に基づいて、権利者と連絡を試みる必要があります。

具体的な連絡方法としては、以下のとおりです。

判明している連絡先	試みる措置	権利者と連絡がとれない場合に	
		該当する例	該当しない例
住所	訪問	<ul style="list-style-type: none"> ・権利者に関する住居等の建物が確認できなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・表札等から権利者に関する住居等の建物と確認はできたが、留守で話ができなかった。
	書面送付 (郵送/宅配便)	<ul style="list-style-type: none"> ・「あて所に尋ねあたりません」などの理由で返送された。配送業者から届け先の住所が存在しないと連絡があった。 ・返事があったが、権利者又は関係者ではないという内容だった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・返事がない。
電話番号	架電	<ul style="list-style-type: none"> ・現在使われていない電話番号であり、電話が繋がらなかった。 ・電話はつながったが、権利者又は関係者とは無関係の電話番号だった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コール音が鳴りっぱなしで誰も出ない。 ・留守電につながり伝言を入れたが連絡がない。
FAX 番号	書面送付	<ul style="list-style-type: none"> ・宛先不明による送信エラーで送れなかった。 ・返事があったが、権利者又は関係者ではないという内容だった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・送信できたが、返事がない。
メールアドレス	メール送信	<ul style="list-style-type: none"> ・宛先不明による送信エラーで送れなかった。 ・返事があったが、権利者又は関係者ではないという内容だった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・送信できたが、返事がない。

※連絡先以外に権利者に関係すると思われる情報が判明している場合には、関係する情報に基づき、連絡先を特定するための調査等を行ってください。例えば、勤務先等の著作者等が過去に所属していた団体が判明している場合は、それらの団体への照会により権利者の連絡先に関する情報を取得できることがあります。

※権利者情報として法人名称のみが判明している場合には、当該法人の登記事項証明書（現に存在しない法人にあつては閉鎖事項証明書を含む。）を確認し、得られた情報をもとに前ページにある対応を行ってください。

5 申請書等の作成・提出と手数料の納入

申請書の記載事項及び添付資料については、法令により定められておりますので（法第67条第3項、第103条、著作権法施行規則²（以下「規則」という。）第4条の6、第4条の13）、所定の事項を記入の上、文化庁著作権課に提出してください。

以下では、「著作物の利用」と「実演の利用」に分けて、様式と記載例を説明します。資料1及び資料2（92ページ以降参照）に記載の記入例も併せて御参照の上、申請書を作成するとともに、不明な点等については、文化庁担当者まで問い合わせください。

（1）著作物の利用に係る裁定申請書の様式

	〇〇年〇〇月〇〇日
収入印紙 6,900円	
文化庁長官 殿	申請者 住所又は居所 氏名又は名称 代表者役職名・氏名 ※法人の場合 担当者部署名・担当者名 ※法人の場合 電話番号 メールアドレス
	裁定申請書
	著作権法第67条第1項の規定に基づき、下記の著作物の利用を行いたいので、必要な資料を添えて申請します。
	記
	1 著作物の題号
	2 著作者名
	3 著作物の種類及び内容又は体様
	4 著作物の利用方法
	5 補償金の額の算定の基礎となるべき事項
	6 著作権法第67条第2項の該当の有無
	7 著作権法第67条の2第1項の規定による著作物の利用の有無

² 著作権法施行規則の一部を改正する省令（令和8年文部科学省令第4号）による改正後の著作権法施行規則を指す。以下同じ。

ア 日付

文化庁長官へ裁定を正式に提出する日付を記載してください。

具体的には、6 ページ「第3 1 全体的な流れ」の中の「文化庁長官への裁定申請」を行う日を記載してください。

イ 収入印紙

原則として手数料（1 申請当たり 6,900 円）の納付が必要です（法第 67 条第 4 項、著作権法施行令³（以下「令」という。）第 8 条第 1 項）。手数料の納付は申請書に収入印紙を貼付する方法で行ってください（規則第 23 条）。なお、収入印紙への消印はしないでください。

国が申請する場合には手数料の納付は不要です（法第 67 条第 4 項ただし書）。

ウ 申請者

申請者が法人（法人格を有しない社団又は財団であって代表者の定めがあるものを含む。）である場合には、申請者の名称、住所、代表者の氏名及び役職名並びに連絡先（電話番号及びメールアドレス）を記載してください。また、事務的な連絡等のため、担当者の部署及び氏名を記載してください。

申請者が個人の場合は、申請者本人の氏名、住所又は居所及び連絡先（電話番号及びメールアドレス）を記載してください。

なお、申請書への押印は省略いただけます。

原則として当該裁定により著作物等を利用する者が申請者となりますが、弁護士法等の法令に抵触しない場合は、代理人申請が可能となります。代理人申請を行う場合には、申請者の記載の下に、代理人の名前を記載するなど、代理人申請であることを明確にしてください。代理人が申請を行う場合には、別途、委任状など代理関係を証する書類が必要になります。

エ 著作物の題号

裁定を受ける著作物そのものの題号を記載してください。

題号がないときは「題号無し」、題号が不明であるときは「題号不明」と記載してください。また、申請に複数の著作物が含まれる場合は、原則として、別紙として一覧表を作成

³ 著作権法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 241 号）及び著作権法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 436 号）による改正後の著作権法施行令を指す。以下同じ。

してください（以下の項目についても同様です。）。

オ 著作者名

著作者名が判明しているときは氏名を記載してください。著作者名の表示がないときや不明であるときは「不明」と記載してください。

カ 著作物の種類及び内容又は体様

「著作物の種類」については、「著作物の例示」（法第10条第1項）（資料5）（110ページ参照）を参考にして記載してください。

「著作物の内容又は体様」については、例えば、出版物に掲載された著作物の場合には、「〇〇出版発行「月刊〇〇」の昭和〇〇年〇〇月号〇〇ページに掲載された随筆」などのように、題号及び著作者名と合わせて著作物が特定できるように記載してください。

また、「題号無し」や「題号不明」の著作物のように特定が困難な著作物、彫刻や建築のように文章で特定することが困難な著作物の場合には、「別添資料のとおり」と記載して、写真等を添付することも可能です（30ページ「サ 申請に必要なその他の資料」参照）。

キ 著作物の利用方法

裁定に係る著作物の利用方法を、複製、公衆送信、譲渡等といった著作権法で定める権利の種類に基づき具体的に記載してください。

また、補償金及び担保金の額の算定にも関連する事項であるため、利用する数量、利用期間、有償・無償の別等についても、具体的に記載してください。

(i) 著作物の利用方法の記載例

【記載例1（出版物を復刊する場合）】

4 著作物の利用方法

上記著作物を3,000部作成（複製）し、定価800円（本体価格）で販売（譲渡）する。

【記載例2（収録出版物の一部として出版物を復刊する場合）】

4 著作物の利用方法

上記著作物を収録した書籍「〇〇」を3,000部作成（複製）し、定価3,000円（本体価格）で販売（譲渡）する。

【記載例 3（音楽のインターネット配信を行う場合）】

4 著作物の利用方法

上記著作物を株式会社〇〇のサーバーにおいて、利用者の求めに応じ、いつでも送信できる状態にし（複製、送信可能化）、有料（1回300円）でダウンロード形式のインターネット配信（公衆送信、複製）を行う。総ダウンロード数は1,000回を上限とする。

【記載例 4（音楽の演奏を行う場合）】

4 著作物の利用方法

令和〇〇年〇月〇日、〇〇文化会館における〇〇交響楽団の第〇回定期演奏会にて上記著作物の演奏を行う（入場料3,000円、入場定員500名）。

(ii) 数量や期間を区切って複数回に分けて利用する場合の記載例

利用の数量や期間を区切り、複数回に分けて利用を行う旨の申請を行うことも可能です。この場合、利用の数量や期間ごとに補償金を追加で支払って利用することができます。

【記載例 5（増刷・増版等を予定している場合）】

4 著作物の利用方法

- (1) 上記著作物を3,000部作成（複製）し、定価800円（本体価格）で販売（譲渡）する。
- (2) 上記に加えて、1,000部を単位として追加複製し、定価800円（本体価格）で販売（譲渡）する。

【記載例 6（配信期間の延長を予定している場合）】

4 著作物の利用方法

- (1) 上記著作物を株式会社〇〇のサーバーにおいて、利用者の求めに応じ、いつでも送信できる状態にし（複製、送信可能化）、無料でダウンロード形式のインターネット配信（公衆送信、複製）を行う。配信期間は1年間とする。
- (2) 上記に加えて、配信期間を1年間延長する。

(iii) 複数の利用方法を想定している場合の記載例

同一の著作物について、複数の利用方法を想定している場合には、まとめて1件の申請とすることが可能です。

【記載例7（出版物を復刊した後、公衆送信を行う場合）】

4 著作物の利用方法

- (1) 上記著作物を3,000部作成（複製）し、定価800円（本体価格）で販売（譲渡）する。
- (2) 上記に加えて、電子書籍として複製し、電子書籍販売サイト（株式会社〇〇）のサーバーにおいて、利用者の求めに応じ、いつでも送信できる状態にし（複製、送信可能化）、定価800円（本体価格）でダウンロード形式のインターネット配信（公衆送信、複製）を行う。総ダウンロード数は1,000回を上限とする。

ク 補償金の額の算定の基礎となるべき事項

例えば、販売価格等の著作物の提供又は提示の対価、複製を行う場合はその部数、演奏・上演・上映等を行う場合はその回数、出版物やビデオの場合には全体の分量（ページ数や収録時間数）と当該著作物が占める分量等のほか、同様の利用形態についての使用料の相場が分かる資料（著作権等管理事業者の使用料規程、業界の標準料金、使用料に関する業界の統計資料等）があればこの欄に記載の上、関係資料を添付してください。

その上で、これらのデータを用いて、以下(i)～(iii)の方法のいずれかにより妥当性を確認し、申請者で計算し得られた補償金の算出額及び計算方法（増刷等を予定している場合は、増刷等の単位ごと）についても併せて記載してください。

(i) 「裁定補償金額シミュレーションシステム」による確認

文化庁では、具体的な利用方法を入力することによって、事前に補償金の額を目安を算出できる「裁定補償金額シミュレーションシステム」を構築し、文化庁ウェブサイトにて公開しています (<https://www.bunka.go.jp/saiteisimulation/>)。同システムで補償金額を目安を算出できた場合は、その算出結果を「補償金の額の算定の基礎となるべき事項」として記載することが可能です（写真、音楽、美術を除く。）。同システムの算出結果を算出根拠とする場合は、申請書に該当画面のスクリーンショットを貼り付けるか、該当画面の写しを別添資料として提出してください。

(ii) 過去の裁定事例による確認

申請者が過去に同様の事例で裁定（著作権者不明等の場合の裁定に限ります。）を受けたことがある場合、その後その際の算出方法を変更すべき特段の事情がないかを確認した上で、当該算出方法に基づく算出結果を補償金の額の算出根拠とすることが可能です。

(iii) 著作権等管理事業者への確認

上記(i)及び(ii)では確認ができないなど、補償金額の算出方法が不明な場合には、著作物の種類ごとに著作権等管理事業者へお問い合わせいただき、算出方法についての知見を得てください。

(i)から(iii)の方法によっても妥当性の確認ができない場合は、以下のいずれかの方法により補償金の額の算定の基礎となるべき情報を確認し、記載してください。

- ・利用しようとする著作物の分野に係る著作権者が加盟する著作権団体等に照会し知見を得る。
- ・当該利用において、裁定対象のものと併せて他の著作権者の著作物も利用する場合は、他の著作権者との交渉において同意が得られた使用料の算出方法を適用する。
- ・申請者が過去に同様の事例で当該著作権者から許諾を得たことがある場合は、その際の使用料の算出方法を適用する。
- ・申請者が過去に同様の事例で別の著作権者から許諾を得たことがある場合は、その際の使用料の算出方法を適用する。

【記載例1（出版物を復刊する場合）】

5 補償金の額の算定の基礎となるべき事項
本体価格×発行部数×使用料率（○%）×（1+消費税率）
→○円×○部×○×1.1=○円

【記載例2（裁定を受ける著作物を出版物の一部に使用する場合）】

5 補償金の額の算定の基礎となるべき事項
本体価格×発行部数×使用料率（○%）×（対象の著作物のページ数÷本文総ページ数）×（1+消費税率）
→○円×○部×○×（○ページ÷○ページ）×1.1=○円

【記載例3（書籍を電子化し、公衆送信を行う場合）】

5 補償金の額の算定の基礎となるべき事項

[ダウンロード数に基づいた算定の場合]

小売価格×使用料率（○%）×一定期間の販売予定数（上限）×（1+消費税率）

→○円×○×○回×1.1=○円

補償金の額の算定における消費税相当額の取扱いについて

著作物を権利者の許諾を受けて使用する場合の取引は消費税の対象となるものであるため、令和5年10月の「適格請求書等保存方式」（いわゆるインボイス制度）施行後における補償金の額の算定に当たっても、消費税相当額を含めて計算してください。

なお、補償金（担保金）の決定や支払に際してインボイスは発行されませんが、インボイス制度施行に伴う経過措置により、補償金（担保金）の額の「決定通知」と帳簿を保存することで、上記により算定した消費税相当額の一定割合（令和5年10月1日から令和8年9月30日までは80%、令和8年10月1日から令和11年9月30日までは50%）を仕入税額として消費税額から控除することができます。インボイス制度の詳細については以下の国税庁ウェブサイト等を御覧いただくとともに、具体的な取扱いについては税理士等に御相談ください。

国税庁ウェブサイト：インボイス制度の概要

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_about.htm

ケ 著作権法第67条第2項の該当の有無

申請者が、国、地方公共団体その他これらに準ずるものとして政令で定める法人に該当する場合は「有り」、該当しない場合は「無し」と記載してください。該当するものは以下のとおりです。

- ・国
- ・地方公共団体
- ・独立行政法人
- ・国立大学法人及び大学共同利用機関法人
- ・地方独立行政法人
- ・日本放送協会

なお、令和5年の法改正及び指定補償金管理機関の指定に伴い、これに該当する主体であっても指定補償金管理機関である（公社）著作権情報センターへの補償金の支払が必要となります（申請中利用を行った場合の担保金の支払は免除されます。）。

コ 著作権法第67条の2第1項の規定による著作物の利用の有無

申請中利用の有無について、本欄に「有り」又は「無し」のいずれかを記載してください。

サ 申請に必要なその他の資料

申請書の他に添付資料として、以下の資料（法第67条第3項、規則第4条の6第2項）を作成し、提出してください。

【申請に必要な資料】

- (i) 申請に係る著作物が公表され、又は相当期間にわたり公衆に提供され、若しくは提示されている事実が明らかであることを疎明する資料
- (ii) 著作権者と連絡することができなかったことを疎明する資料
- (iii) 著作者が申請に係る著作物の出版その他の利用を廃絶しようとしていることが明らかでないことを疎明する資料
- (iv) 申請に係る著作物の図面、写真その他当該著作物の体様を明らかにする資料（著作物の体様を明らかにするため必要があるときに限る。）

(i) 申請に係る著作物が公表され、又は相当期間にわたり公衆に提供され、若しくは提示されている事実が明らかであることを疎明する資料

公表等されていることを裏付ける資料（当該著作物の題号、当該著作者、公表年月日等が確認できるもの）を提出することになります。具体例は以下のとおりです。

- ・書籍や雑誌の場合：表紙と奥付のコピー又は国立国会図書館が所蔵・提供していることを示す書誌情報
- ・映画の場合：パンフレット
- ・演奏されたものの場合：コンサートのプログラム
- ・放送されたものの場合：番組表

(ii) 著作権者と連絡することができなかったことを疎明する資料

「権利者情報を取得するための措置」及び「保有する全ての権利者情報に基づき、著作権者と連絡するための措置」として講じた措置の内容及びその結果を記載した資料を提出してください。

併せて、記載した内容を裏付ける資料を添付してください。具体的には、

- ・ 著作権等管理事業者や同種著作物等について識見を有する者を主たる構成員とする団体への照会・回答メールの写し
- ・ 日刊新聞紙の当該紙面等の写しや、CRIC のウェブサイトに掲載したことを証する「権利者探し」広告掲載申込書及び掲載画面の写し

等を提出してください。

複数の著作物をまとめて1件の申請とする場合、講じた措置の内容及びその結果を記載した資料は、原則として資料299ページのように一覧表の形式で作成してください。

(iii) 著作者が申請に係る著作物の出版その他の利用を廃絶しようとしていることが明らかでないことを疎明する資料

当該著作物について、著作者が利用を廃絶しようとしていることが明らかでないことを、ウェブサイトでの検索等により確認し、その旨を記載した資料を提出してください。

「利用を廃絶しようとしていることが明らかでない場合」とは、例えば、発行、販売された本やCD等が全て回収されている場合や、インターネットに掲載されていたコンテンツが削除されている場合等が該当します。

(iv) 申請に係る著作物の図面、写真その他当該著作物の体様を明らかにする資料（著作物の体様を明らかにするため必要があるときに限る。）

申請書の記載だけでは、当該著作物を特定することが困難な場合には、当該著作物を特定できるよう、当該著作物の図面や写真などを添付する必要があります。例えば、題号と著作者が不明な絵画について裁定を申請するような場合には、絵画を特定するために、当該絵画の写真を添付していただくことがあります。

なお、本申請は郵送で行っていただくこととなりますが、メールで画像データ（可能な限り 32,400 画素以下、jpeg 形式）も提出してください。提出された画像は、裁定がなされたことを権利者が把握できるよう、裁定実績オンライン検索データベース上でサムネイル画像として公表します。

(2) 実演の利用に係る裁定申請書の様式

〇〇年〇〇月〇〇日

収入印紙

6,900 円

文化庁長官 殿

申請者 住所又は居所
氏名又は名称
代表者役職名・氏名 ※法人の場合
担当者部署名・担当者名 ※法人の場合
電話番号
メールアドレス

裁定申請書

著作権法第 103 条において準用する同法第 67 条第 1 項の規定に基づき、下記の実演の利用を行いたいので、必要な資料を添えて申請します。

記

- 1 実演が行われた作品名や実演家の役名等
- 2 実演家名
- 3 実演の内容又は体様
- 4 実演の利用方法
- 5 補償金の額の算定の基礎となるべき事項
- 6 著作権法第 103 条において準用する同法第 67 条第 2 項の該当の有無
- 7 著作権法第 103 条において準用する同法第 67 条の 2 第 1 項の規定による実演の利用の有無

本様式は実演を念頭に記載していますが、実演以外のレコード、放送又は有線放送についても本様式に準拠して、申請書を作成してください。

ア 日付

24 ページ（1）ア と同様です。

イ 収入印紙

24 ページ（1）イ と同様です。

ウ 申請者

24 ページ（1）ウ と同様です。

エ 実演が行われた作品名や実演家の役名等

実演が行われた作品名や番組名、その作品における役名、実演を行った楽曲名や演奏楽器等が判明している場合には、その名称を記載してください。

なお、作品名、役名等が不明なときは、「作品名不明」、「役名不明」等と記載してください。申請に複数の作品等が含まれる場合は、原則として、別紙として一覧表を作成してください（以下の項目についても同様です。）。

オ 実演家名

25 ページ（1）オ と同様です。

カ 実演の内容又は体様

「実演の内容又は体様」については、題号及び実演家名と合わせて作品が特定できるように記載してください。

キ 実演の利用方法

裁定に係る実演の利用方法を、録音・録画、送信可能化といった著作権法で定める権利の種類に基づき具体的に記載してください。

また、補償金及び担保金の額の算定にも関連する事項ですので、利用する数量、利用期間、有償・無償の別等については、申請者の希望する具体的な内容を記載してください。

(i) 実演の利用方法の記載例

【記載例 1（放送番組の DVD 販売を行う場合）】

4 実演の利用方法

上記実演が収録された放送番組の DVD を 1,000 本作成（録音・録画）し、定価 2,500 円（本体価格）で販売（譲渡）する。

【記載例 2（放送番組のインターネット配信を行う場合）】

4 実演の利用方法

上記実演が収録された放送番組を、株式会社〇〇のサーバーにおいて、利用者の求めに応じ、いつでも送信できる状態にし（録音・録画、送信可能化）、有料（1 視聴 500 円）でストリーミング形式のインターネット配信を行う。配信期間は 1 年間とする。

【記載例 3（放送番組の番組販売を行う場合）】

4 実演の利用方法

上記実演が収録された複製物を作成（録音・録画）し、〇〇有線放送株式会社へ提供し、同社が令和〇〇年〇月〇日～〇月〇日の期間、有線放送する。

※ 記載例 3 は、番組販売先の利用も併せて裁定を受ける場合の例です。

(ii) 数量や期間を区切って複数回に分けて利用する場合の記載例

利用の数量や期間を区切り、複数回に分けて利用を行う旨の申請を行うことも可能です（この場合、利用の数量や期間ごとに補償金を追加で支払って利用することができます。）。

【記載例 4（DVD の追加販売を予定している場合）】

4 実演の利用方法

- (1) 上記実演が収録された放送番組の DVD を 1,000 本作成（録音・録画）し、定価 2,500 円（本体価格）で販売（譲渡）する。
- (2) 上記に加えて、500 本を単位として追加作成（録音・録画）し、定価 2,500 円（本体価格）で販売（譲渡）する。

(iii) 複数の利用方法を想定している場合の記載例

同一の実演について、複数の利用方法を想定している場合には、まとめて1件の申請とすることが可能です。

【記載例5 (DVDを販売した後、公衆送信を行う場合)】

4 実演の利用方法

- (1) 上記実演が収録された放送番組のDVDを1,000本作成(録音・録画)し、定価2,500円(本体価格)で販売(譲渡)する。
- (2) 上記に加えて、上記実演が収録された放送番組を、株式会社〇〇のウェブサイトにおいて、利用者の求めに応じ、いつでも送信できる状態にし(録音・録画、送信可能化)、有料(1視聴500円)でストリーミング形式のインターネット配信を行う。配信期間は4年間とする。

ク 補償金の額の算定の基礎となるべき事項

例えば、放送・有線放送等をする場合の実演の使用料やCD販売を行う場合の実演の提供又は提示の対価等、同様の利用形態についての一般的な使用料の相場が分かる資料(著作権等管理事業者の使用料規程、業界の標準料金、使用料に関する業界の統計資料等)をこの欄に記載の上、関係資料を添付してください。

その上で、これらのデータを用いて、27 ページに記載の方法と同様の方法により妥当性を確認し、申請者で計算し得られた補償金の算出額及び計算方法(追加作成等を予定している場合は、追加作成等の単位ごと)についても併せて記載してください。

なお、補償金の額の算定に当たっては、29 ページに記載のとおり、消費税相当額を含めて計算してください。

ケ 著作権法第103条において準用する同法第67条第2項の該当の有無

29 ページ (1) ケ と同様です。

コ 著作権法第103条において準用する同法第67条の2第1項の規定による実演の利用の有無

30 ページ (1) コ と同様です。

サ 申請に必要なその他の資料

申請書の他に添付資料として、以下の資料（法第 67 条第 3 項、第 103 条、規則第 4 条の 6 第 2 項、第 4 条の 13）を作成し、提出してください。

【申請に必要な資料】

- (i) 申請に係る実演が公表され、又は相当期間にわたり公衆に提供され、若しくは提示されている事実が明らかであることを疎明する資料
- (ii) 権利者と連絡することができなかったことを疎明する資料
- (iii) 申請に係る実演の図面、写真その他当該実演の体様を明らかにする資料（実演の体様を明らかにするため必要があるときに限る。）

(i) ～ (iii) の各資料の詳細は、30～31 ページ (1) サ と同様です。

なお、実演の利用に係る申請の場合、著作物の利用に係る申請の際に必要な「著作者が申請に係る著作物の出版その他の利用を廃絶しようとしていることが明らかでないことを疎明する資料」は不要です。

6 担保金の支払（申請中利用の場合）

(1) 担保金の支払

申請中利用を行う場合には、利用前に、文化庁長官が定める額の担保金を支払う必要があります。

担保金の額は、申請書に記載された「著作物等の利用方法」や、「補償金の額の算定の基礎となるべき事項」等を勘案して文化庁長官が決定し、申請者にメールで通知します。その際、指定補償金管理機関の連絡先も併せて通知します。

なお、通常、仮申請から 3 週間以内に通知を行いますが、事情によって期間が変動する場合があります。

令和 8 年 4 月 1 日以降に申請が行われた案件について、担保金の支払先は指定補償金管理機関である（公社）著作権情報センターとなります。支払においては、担保金の額の通知書に記載されている内容が必要になりますので、まずは指定補償金管理機関にメールで通知書の写し及び支払申込書を送付してください。その後、指定補償金管理機関より通知書の写し及び支払申込書を受領した旨と振込先情報が通知されます。なお、指定補償金管理機関のメールアドレスは、後日、同機関のウェブサイトに掲載されます。

また、指定補償金管理機関への支払は金融機関への口座振込となり、口座への振込名義は申請者と一致している必要があります。

指定補償金管理機関の連絡先

公益社団法人著作権情報センター（CRIC）
〒164-0012 東京都中野区本町 1-32-2 ハーモニータワー22 階
TEL：03-5309-2421 FAX：03-5354-6435
URL：（ウェブサイトは現在整備中となります）

なお、令和8年3月31日までに申請が行われた案件については、担保金は最寄りの供託所に供託する必要があります。供託書の記入において、担保金の額の通知書に記載されている内容が必要になりますので、供託所には通知書を忘れずにお持ちください。

また、オンラインでの手続も併せて御活用ください。

（2）著作物等の利用

（1）の担保金の支払いを終えたことをもって、著作物等の利用を開始することができます。

著作物等の利用を行う場合は、その複製物に、法第67条の2第1項等の適用を受けて作成された複製物であることと、裁定の申請をした年月日を表示しなければなりません（法第67条の2第3項、第103条）。以下の【記載例】を参考に表示を行ってください。

【記載例】

本書籍は、令和〇年〇月〇日に著作権法第67条の2第1項の規定に基づく申請を行い、同項の適用を受けて作成されたものです。

（3）担保金の支払が免除される場合

国、地方公共団体その他これらに準ずるものとして政令で定める法人は、担保金の支払を免除されます（法第104条の21第3項で読み替えて適用する法第67条の2第2項）。免除の対象になるのは、29ページ（1）ケに記載の主体と同じです。なお、裁定がなされる前に権利者が現れた場合には、これらの主体は権利者に直接補償金を支払うこととなります。

7 裁定の可否及び補償金の額の決定

(1) 文化庁長官による判断

提出された申請書類等に基づいて文化庁長官が裁定の可否を判断し、結果を申請者にメールで通知します。その際、指定補償金管理機関の連絡先も併せて通知します。

法令上の要件を満たす場合には、文化庁長官は裁定の処分を行います。以下の事由に該当する場合には、文化庁長官は、裁定をしない処分を行うこととなります。

【裁定をしない処分がなされる場合】

- ① 申請が要件に合致していないと文化庁長官が判断したとき
- ② 申請中利用者から申請を取り下げる旨の申出があったとき

なお、申請者において、裁定がなされる前に権利者と連絡することができた場合には、速やかに文化庁担当者へ御連絡ください。

また、申請中利用を行っている場合には指定補償金管理機関にも御連絡ください。

(2) 裁定を受けるまでの標準処理期間

申請者が仮申請書等を文化庁に提出してから裁定の可否の決定を受けるまでの標準処理期間は、約2か月を想定しています。

もともと、上記標準処理期間はあくまでも目安であり、申請書や添付書類に不備がある場合や修正の必要がある場合等諸般の事情により処理期間が2か月以上を要する場合があります。

(3) 補償金の額の決定

文化庁長官は、文化審議会に諮問して補償金の額を決定し、裁定の可否を通知する書面において併せて通知します。

補償金の額は、通常の使用料の額に相当する額とされており（法第67条第1項柱書、第103条）、著作物等の種類や利用方法、利用期間等によって異なります。このため、文化庁長官は申請のあった著作物等を利用する場合の一般的な利用料金等を参考に補償金額を決定することとなります。

例えば、出版を行う場合であれば、出版業界の慣行である印税率や算定方式が参考になりますし、音楽の利用であれば一般社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）等の著作権等管理事業者の使用料規程を参考に補償金額を算定することとなります。

8 裁定を受けた場合の手続

文化庁長官による裁定は、文化庁長官が権利者に代わって著作物等の利用行為を認める制度であり、権利者による利用許諾と同様の効果を生じさせます。

もともと、行政庁の処分であって対等当事者間の契約に基づくものではないため、その著作物等を利用できる立場を第三者に譲渡することは認められない点に御留意ください。

また、後日、裁定を行った旨及び以下の事項が裁定実績オンライン検索データベースで公表されます（法第 67 条第 8 項、第 103 条、規則第 4 条の 8、第 4 条の 13）。

- ・ 裁定年月日
- ・ 著作物等の題号
- ・ 著作物等の種類
- ・ 著作物等の内容又は体様
- ・ 著作者等名
- ・ 著作物等の利用方法
- ・ 申請者が法人の場合は法人の名称、住所
- ・ 補償金の額

※題号や著作者等名が不明で、著作物等を特定することが困難な場合であって、申請者から 31 ページ 5（1）サ（iv） に記載の画像の提出があったときは、当該画像も裁定実績オンライン検索データベースに掲載します（法第 67 条第 9 項、第 103 条）。

（1）補償金の支払等

ア 申請者が国等以外で申請中利用を行った場合

裁定を受けた場合は、文化庁長官の通知の写しを指定補償金管理機関に提出してください。通知の写しの提出に加え、裁定に係る補償金の額に応じて以下の対応が必要となります（支払手続については、36 ページ 6（1） 参照）。

（i） 補償金の額が担保金の額と同額である場合

両者が同額の場合には通知の写しの提出以外の手続は必要ありません。

（ii） 補償金の額が担保金の額を上回る場合

申請者は差額を追加して指定補償金管理機関に支払う必要があります。なお、支払時には支払申込書を提出する必要があります。

(iii) 補償金の額が担保金を下回る場合

申請者はその差額を指定補償金管理機関から取り戻すことができます。

イ 申請者が国等以外で申請中利用を行わなかった場合／申請者が国等の場合

裁定を受けた場合、文化庁長官が定めた額の補償金を指定補償金管理機関に支払う必要があります。指定補償金管理機関に補償金の額の通知の写し及び支払申込書を提出した上で、補償金を支払ってください（支払手続については、36 ページ 6（1）参照）。

※令和 5 年の法改正に伴い、指定補償金管理機関が指定された場合には、国や地方公共団体等であっても同機関への補償金の支払が必要となりました（法第 104 条の 21 第 1 項）。前述のとおり、指定補償金管理機関として（公社）著作権情報センターが指定されています。

（2）著作物等の利用

（1）の補償金の支払を終えたことをもって、著作物等を利用することができます。

裁定に係る利用方法により作成した著作物等の複製物には、著作権法第 67 条第 1 項等の裁定に係る複製物であることと、裁定のあった年月日を表示しなければなりませんので（法第 67 条第 10 項、第 103 条）、以下の【記載例】を参考に表示を行ってください。

【記載例】

本書籍は、令和〇年〇月〇日に著作権法第 67 条第 1 項の裁定を受け作成したものです。
--

9 裁定をしない処分を受けた場合の手続

裁定をしない処分を受けた場合（38 ページ 7（1）参照）には、著作物等を利用することはできません。なお、裁定をしない処分を受けた場合には、文化庁長官から裁定をしない旨及びその理由が通知されます。また、申請中利用を行っている場合は、以下の手続を行う必要があります。

(1) 権利者と連絡をすることができるに至ったことを理由とする場合

申請中利用者は、権利者と連絡することができるに至った時には、直ちに著作物等の利用を中止する必要があります。

また、この場合、利用の開始から権利者と連絡することができるに至った時までの補償金の額を、申請者と権利者との協議によって決定する必要があります。

なお、協議によって決定した補償金については、権利者は、直接、申請者から弁済を受けることも、指定補償金管理機関に支払った担保金から弁済を受けることも可能です。

また、申請者が支払った担保金の額が、権利者が担保金から弁済を受ける額を超える場合には、申請者はその差額を取り戻すことができます。

(2) 権利者と連絡をすることができるに至ったこと以外を理由とする場合

申請中利用者は、裁定をしない旨が通知されたときには、直ちに著作物等の利用を中止する必要があります。

また、権利者と連絡をすることができるに至ったこと以外を理由とする裁定をしない処分がなされる場合、文化庁長官は、申請中利用者に対し、当該処分時までの間における著作物等の利用に係る使用料の額に相当する補償金の額を定め、書面で通知します。

通知を受けた場合には、指定補償金管理機関に通知の写しを提出してください。

支払った担保金の額と、通知を受けた補償金の額を比較し、担保金の額と補償金の額が同額の場合には通知の写しの提出以外手続は必要ありませんが、補償金の額が担保金の額を上回った場合には、その差額を追加して支払っていただく必要があります（支払手続については、36 ページ 6 (1) 参照）。

反対に、担保金の額が補償金の額を上回った場合には、申請者はその差額を取り戻すことができます。

(3) 担保金の取戻し

担保金の取戻しに当たっては、取戻しをする権利を有することを証する書面等の必要書類を添付し提出する必要があります。

なお、取戻しをする権利を有することを証する書面は、以下のとおりです。

ア 権利者と連絡をすることができるに至ったことを理由とする場合

権利者との間で合意した著作物等の利用に係る使用料の額に相当する額の補償金の額を証明する書面（契約書等）

イ 権利者と連絡をすることができるに至ったこと以外を理由とする場合

補償金の額の通知書の写し

【参考】補償金の還付手続

権利者が補償金の還付を受けるには、申請に係る補償金又は担保金が支払われた組織に、還付を受ける権利を有することを証する書面等の必要書類を提出する必要があります。

なお、還付を受ける権利を有することを証する書面は、以下のとおりです。

(1) 供託所に支払が行われた場合（令和8年3月31日までに申請が行われた案件）

ア 供託書の被供託者欄に権利者情報が記載されている場合で、権利者又はその相続人等が還付請求を行う場合

- ① 裁定の告示をした官報のコピー
- ② 当該還付請求をした者が供託書の被供託者欄に記載された権利者又はその相続人等であることを証明する戸籍の謄本又は抄本、登記事項証明書、住民票の写しその他の当該事実を証明する書類

イ ア以外の場合

- ① 裁定の告示をした官報のコピー
- ② 当該還付請求をした者が還付請求権を有する者であることを証明するその旨の内容の供託者の承諾書、判決書正本その他当該事実を証明する書類

(詳しくは、法務省のウェブサイト (<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07.html>) を参照いただき、不明な点は、当該供託所まで直接お問い合わせください。)

(2) 指定補償金管理機関に支払が行われた場合（令和8年4月1日以降に申請が行われた案件）

必要書類については、指定補償金管理機関（(公社)著作権情報センター）にお問い合わせください。なお、指定補償金管理機関が定める補償金管理業務規程において、必要書類は以下の旨が規定されています。

ア 指定補償金管理機関に申請者が提出した支払申込書に権利者情報の記載がある場合

- ① 裁定実績オンライン検索データベースにおける公表事項の写し
- ② 支払請求者が当該権利者情報に係る権利者であることを証明する資料

イ ア以外の場合

- ① 裁定実績オンライン検索データベースにおける公表事項の写し
- ② 支払請求者が裁定に係る著作物等の権利者であることを証明する資料

第5 未管理著作物裁定制度_概要

ここでは、未管理著作物裁定制度（以下第5～第7において、特に断り書きがない限り「裁定」という。）の特徴として、以下の3点について説明します。

- 1 制度の対象となる著作物等
- 2 裁定を受けるための要件
- 3 利用期間の上限と裁定の取消

1 制度の対象となる著作物等

以下、(1)～(3)を全て満たす著作物等（以下「未管理公表著作物等」という。）が制度の対象になります。

(1) 公表著作物等であること(著作権者不明等の場合の裁定制度における取扱いと同じ)

当該著作物等が、権利者もしくは権利者の許諾を得た者により公表され、又は相当期間にわたり公衆に提供等されている事実が明らかであること（法第67条の3第2項柱書、第103条）。

ここで、「相当期間にわたり公衆に提供等されている事実が明らかである著作物等」とは、権利者等により公表されているかどうかは不明であるものの、相当期間にわたり世間に流布されている著作物等のことをいい、具体的には童謡等が考えられます。

(2) 著作権等管理事業者による管理が行われていないこと

当該公表著作物等に関する著作権又は著作隣接権について、著作権等管理事業者による管理が行われていないこと（法第67条の3第2項第1号、第103条）。

(3) 利用の可否に係る権利者の意思を円滑に確認するために必要な情報が表示されていないこと

文化庁長官が定める方法により、当該公表著作物等の利用の可否に係る権利者の意思を円滑に確認するために必要な情報であって文化庁長官が定めるものが公表されていないこと（法第67条の3第2項第2号、第103条、令和7年文化庁告示第6号（以下「令和7年告示」という。）第2条及び第3条）。

具体的な内容は、53～55 ページ第7 2 (4) を参照してください。

2 裁定を受けるための要件

裁定を受けるには、利用しようとする著作物等が「未管理公表著作物等」に該当した上で、以下の両方の要件を満たす必要があります。

ただし、(2)は著作物に係る申請の場合のみ満たすことが必要であり、実演、レコード、放送又は有線放送に係る申請の場合は満たす必要はありません。

(1) 権利者への意思確認措置をとったが、意思を確認できなかったこと

当該未管理公表著作物等の利用の可否に係る権利者の意思を確認するための措置として文化庁長官が定める措置をとったにもかかわらず、その意思を確認できなかったこと（法第 67 条の 3 第 1 項第 1 号、第 103 条、令和 7 年告示第 1 条）。

具体的な内容は 59・60 ページ第 7 3 を参照ください。

(2) 著作者が当該著作物の出版その他の利用を廃絶しようとしていることが明らかでないこと（※著作物に係る申請の場合のみ）

著作者が当該未管理公表著作物等の出版その他の利用を廃絶しようとしていることが明らかでないこと（法第 67 条の 3 第 1 項第 2 号）。

例えば、以下のような事情がないこと。

- ・発行、販売された本や CD 等が全部回収されている。
- ・インターネットに掲載されていたコンテンツが削除されている。

3 利用期間の上限と裁定の取消

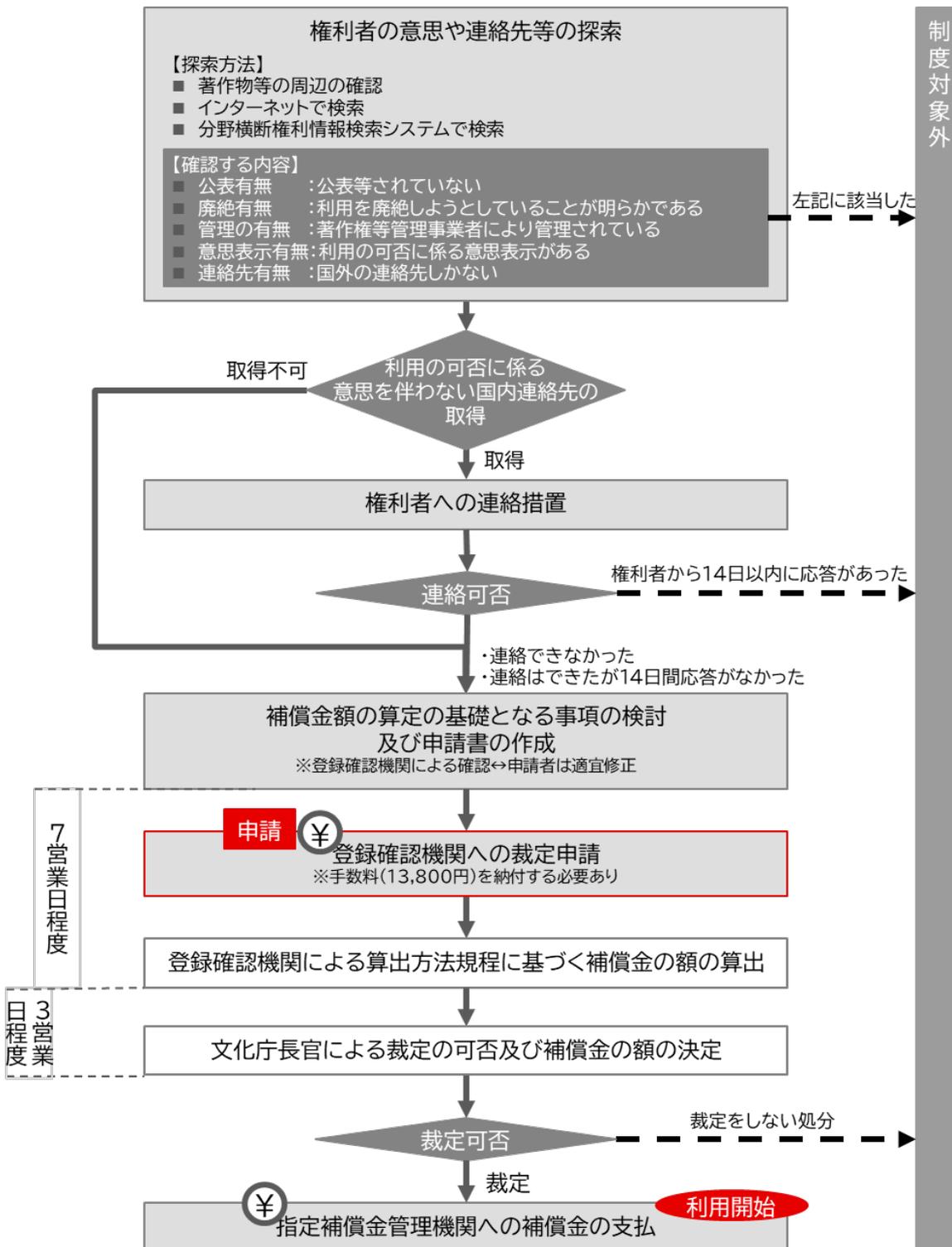
未管理著作物裁定制度では、著作権者不明等の場合の裁定制度とは異なり、法律上、著作物等の利用期間に最長 3 年の上限が設定されています（法第 67 条の 3 第 5 項、第 103 条）。裁定による適法利用が可能となるのは、裁定で認められた利用期間（上限 3 年）の範囲内であり、同期間を超えた利用は適法なものとは認められません。

また、同制度では、権利者が現れて文化庁長官に対して裁定取消を請求し、その請求が認められた場合には、裁定が取り消され、裁定に基づく利用は停止されます（法第 67 条の 3 第 7 項、第 103 条）。その後の利用の可否や条件等については、利用者と権利者の協議によって決定されます。

第6 未管理著作物裁定制度_裁定手続の全体的な流れ

裁定申請から文化庁長官の裁定を受けるまでの全体的な流れは以下のとおりです。

1 全体の流れ



■ 申請者の手続 □ 文化庁・登録確認機関の手続 (¥) 支払
 ※連絡措置の実施期間中に、申請書を作成の上、申請することも可能

2 スケジュール例

(1) 利用の可否に係る権利者の意思等の情報も権利者の連絡先も確認できなかった場合

期間	事項
事前相談時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 裁定の手引き概要版及び本手引きを読んだ上で、権利者の意思等の情報や連絡先の探索等を開始。 ○ 著作物等の周辺の確認、権利者のものと想定されるウェブサイト等の閲覧、分野横断権利情報検索システムで検索し、確認すべきものとして表示された団体等のウェブサイト等の閲覧を行ったが、利用の可否に係る権利者の意思等の情報は確認できず、連絡先も取得できなかった。 ○ 申請書の下書き及び添付書類を作成。 <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>申請準備に当たっては、(公社)著作権情報センターが設けている以下の相談窓口に御相談ください。</p> <p style="text-align: center;">【連絡先】(令和8年4月1日より運営開始予定) (公社)著作権情報センターの著作権に関する相談窓口 TEL : (03)-5333-0393</p> </div>
7営業日程度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 申請書及び添付書類を登録確認機関にメールで提出するとともに、手数料を納付(1申請13,800円)。 ○ 登録確認機関において、要件確認及び算出方法規程に基づく使用料相当額の算出を実施し、その結果を申請書類とともに文化庁に送付。
3営業日程度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 文化庁から、裁定結果及び補償金の額の決定通知がメールで送付される。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定補償金管理機関に通知の写し及び支払申込書を提出し、補償金を支払う。

(2) 利用の可否に係る権利者の意思等の情報は確認できなかったものの、権利者の連絡先を把握した場合

期間	事項
事前相談時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 裁定の手引き概要版及び本手引きを読んだ上で、権利者の意思等の情報や連絡先の探索等を開始。 ○ 著作物等の周辺の確認、権利者のものと想定されるウェブサイト等の閲覧、分野横断権利情報検索システムで検索し、確認すべきものとして表示された団体等のウェブサイト等の閲覧を行ったところ、利用の可否に係る権利者の意思等の情報は確認できなかったが、権利者の連絡先を取得した。 ○ 取得した連絡先（2以上の連絡先を取得した場合は少なくとも2つ）に利用を希望する旨を明示した上で連絡したが、14日間返答がなかった。 ○ 申請書の下書き及び添付書類を作成。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>申請準備に当たっては、適宜、(公社)著作権情報センターが設けている以下の相談窓口にご相談ください。</p> <p style="text-align: center;">【連絡先】（令和8年4月1日より運営開始予定） (公社)著作権情報センターの著作権に関する相談窓口 TEL：(03)-5333-0393</p> </div>
7営業日程度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 申請書及び添付書類を登録確認機関にメールで提出するとともに、手数料を納付（1申請13,800円）。 ○ 登録確認機関において、要件確認及び算出方法規程に基づく使用料相当額の算出を実施し、その結果を申請書類とともに文化庁に送付。
3営業日程度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 文化庁から、裁定結果及び補償金の額の決定通知がメールで送付される。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定補償金管理機関に通知の写し及び支払申込書を提出し、補償金を支払う。

(1)(2)ともに、書類の修正等により、手続に日数がかかる場合があります。

3 裁定手続チェックリスト

裁定を受けるまでの手続のチェックリストを以下に掲載しますので、参考にしてください。各手続の詳細は、「本書該当ページ」を御覧ください。

手順	事項	本書 該当ページ	
1	相談窓口への事前相談（電話／メール）	49	<input type="checkbox"/>
2	未管理公表著作物等に該当することの確認及び権利者の連絡先等の探索	49	
(1)	著作物が公表等されていることの確認	52	<input type="checkbox"/>
(2)	著作者が著作物の利用を廃絶しようとしていることが明らかでないことの確認 ※著作物に係る申請の場合のみ	52	<input type="checkbox"/>
(3)	著作権者等管理事業者による管理が行われていないことの確認	52	<input type="checkbox"/>
(4)	利用の可否に係る権利者の意思等の情報が表示されていないことの確認	53	
ア	著作物等の周辺（書籍の奥付その他の紙面、CDのパッケージ等）の確認	56	<input type="checkbox"/>
イ	インターネット上の検索サービス等で検索し、権利者のものと想定されるウェブサイト及び権利者の委任を受けて権利者情報を掲載していることが想定されるウェブサイトを閲覧すること	57	<input type="checkbox"/>
ウ	分野横断権利情報検索システムで検索し、確認すべきウェブサイトとして表示された団体等のウェブサイト等を閲覧すること	57	<input type="checkbox"/>
(5)	連絡先の確認	57	<input type="checkbox"/>
3	権利者への意思確認措置	59	<input type="checkbox"/>
4	申請書等の作成・提出	60	<input type="checkbox"/>
5	手数料の支払	74	<input type="checkbox"/>
6	裁定の可否及び補償金の額の決定	74	<input type="checkbox"/>
7	補償金の支払・著作物等の利用（裁定を受けて作成した旨及び裁定日を複製物に記載）	75	<input type="checkbox"/>

第7 未管理著作物裁定制度_各手続の解説

1 相談窓口への事前相談

申請書類に不備がある場合や、法令上の要件を満たしていない場合には、裁定を受けられません。申請手続を円滑に行うためにも、事前相談をお勧めします。

裁定申請を希望される場合は、本手引きを御覧いただいた上で、裁定申請を行う前に、(公社)著作権情報センターの著作権に関する相談窓口に御相談ください。

同窓口は、(公社)著作権情報センターの公益目的事業基金資産及び(一社)授業目的公衆送信補償金等管理協会(SARTRAS)の委託を受けて設置されたものであり、連絡先は以下のとおりです。

【総合相談窓口の連絡先】(令和8年4月1日より運営開始予定)
(公社)著作権情報センターの著作権に関する相談窓口
TEL : (03)-5333-0393

2 未管理公表著作物等に該当することの確認及び権利者の連絡先等の探索

■未管理公表著作物等の定義

裁定の対象は、未管理公表著作物等です。利用しようとする著作物等が未管理公表著作物等に該当するかの確認手続については(1)以降で説明しますが、ここでは、未管理公表著作物等の定義について説明します。

未管理公表著作物等とは、公表著作物等のうち、以下の両方に該当するものをいいます(法第67条の3第2項柱書、第103条)。

【未管理公表著作物等に該当する条件】

- ① 当該公表著作物等に関する著作権又は著作隣接権について、著作権等管理事業者による管理が行われていない
- ② 文化庁長官が定める方法により、当該公表著作物等の利用の可否に係る権利者の意思を円滑に確認するために必要な情報であって文化庁長官が定めるものの公表がされていない

②の「文化庁長官が定める方法」とは、以下のいずれかの方法を指します（令和7年告示第3条）。

【表示の方法】

- (i) 著作物等の原作品における通常の方法による表示、又は著作物等の公衆への提供若しくは提示の際の通常の方法による表示
- (ii) 権利者のウェブサイト又は権利者の委任を受けて著作物の利用可否等に関する情報を掲載しているウェブサイトにおける通常の方法による掲載

(i) は、具体的には、著作物等の周辺における表示（書籍の奥付その他の紙面、CDのパッケージ等における記載）が該当し、(ii) は、権利者のウェブサイト（SNS やブログ等を含む）や、権利者から掲載の委任等を受けた者のウェブサイト（権利者団体や、出版者・レコード製作者等の媒体を提供する者のウェブサイト等）での掲載が該当します。

また、②の「文化庁長官が定めるもの」とは、以下の情報を指します（令和7年告示第2条第1項）。

【利用の可否に係る権利者の意思を円滑に確認するために必要な情報】

- (i) 著作物等の利用の許諾に係る利用方法及び条件その他の著作物等の利用の可否に関する情報
- (ii) 著作物等の利用に関する協議の求めを受け付ける意思及びその協議の求めを受け付けるための連絡先その他の利用の可否に係る権利者の意思を確認できる連絡手段に係る情報

(i) は、いわゆる「利用ルール」を指し、具体的には、「文書が無断で転載又は複製することは禁止します。」といった記載や、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの表示等が該当します。(ii) は、「利用申込を受け付けるための連絡先」を指し、具体的には「著作物の利用に関する問合せは、リンク先の申請フォームからお寄せください。」といった記載等が該当します。

詳しくは53～55 ページ（4）を参照してください。

■裁定を受けるための要件

裁定を受けるためには、利用したい著作物等が未管理公表著作物等であることに加え、以下の要件に該当すると認められる必要があります（法第 67 条の 3 第 1 項、第 103 条）。

【要件】

- ① 当該未管理公表著作物等の利用可否に係る権利者の意思を確認するための措置として文化庁長官が定める措置をとったにもかかわらず、その意思の確認ができなかったこと
- ② 著作者が当該未管理公表著作物等の出版その他の利用を廃絶しようとしていることが明らかでないこと ※著作物に係る申請の場合のみ

①の「文化庁長官が定める措置」は、以下を指します（令和 7 年告示第 1 条第 1 項第 1 号～第 3 号）。

【未管理公表著作物等の利用の可否に係る権利者の意思を確認するための措置】

- (i) 著作物等の原作品に、又は著作物等の公衆への提供若しくは提示の際に、通常の方法により表示される情報を確認すること
- (ii) 広くウェブサイトの情報を検索する機能を有するウェブサイトにおいて情報を検索し、当該未管理公表著作物等の権利者が開設していることが想定されるウェブサイト及び権利者の委任を受けて権利者情報を掲載していることが想定されるウェブサイトを閲覧すること
- (iii) 権利者の委任を受けて権利者情報を掲載しているウェブサイトの情報を検索する機能を有するウェブサイトにおいて情報を検索し、当該未管理公表著作物等の権利者の委任を受けて権利者情報を掲載していることが想定されるウェブサイトを閲覧すること

具体的には、(i) は、著作物等の周辺（書籍の奥付その他の紙面、CD のパッケージ等）を確認すること、(ii) は、インターネット上の検索サービス等（例えば、Yahoo! JAPAN、Google）を用いて検索し、権利者のものと想定されるウェブサイト（SNS やブログ等を含む。）や、権利者の委任等を受けて権利者情報を掲載していることが想定されるウェブサイト（権利者団体や、出版者・レコード製作者等の媒体を提供する者のウェブサイト等）を閲覧すること、(iii) は、分野横断権利情報検索システムで検索し、確認すべきウェブサイトとして表示された団体等のウェブサイト等を閲覧することを指します。

詳しくは 56・57 ページ（4）ア～ウ を参照してください。

■申請に向けた具体的措置

以下では、裁定を受けるため、具体的に、どのような措置をとり、何を確認すべきかを説明します。

なお、(1)～(4)の全てが確認できた著作物等が裁定の対象になり得ます。その上で、次のステップである意思確認措置を行うために(5)を実施する必要がありますが、実際には(4)と(5)を一体的に実施することとなりますので、御留意ください。

(1) 著作物等が公表等されていることの確認

前述のとおり、裁定の対象は権利者もしくは権利者の許諾を得た者により公表され、又は相当期間にわたり公衆に提供等されている事実が明らかである著作物等ですので、利用しようとする著作物等が公表等されたものであるかを確認してください。

(2) 著作者が著作物の利用を廃絶しようとしていることが明らかでないことの確認 (※著作物に係る申請の場合のみ)

当該著作物について、著作者が利用を廃絶しようとしていることが明らかでないことを、インターネットでの検索等を通じて確認してください。「利用を廃絶しようとしていることが明らかでない場合」とは、例えば、発行、販売された本やCD等が全て回収されている場合や、インターネットに掲載されていたコンテンツが削除されている場合等が該当します。

なお、この確認は、著作物に係る申請の場合のみ必要であり、実演、レコード、放送又は有線放送に係る申請の場合は必要ありません。

(3) 著作権等管理事業者による管理が行われていないことの確認

利用したい著作物等の分野に係る著作権等管理事業者のウェブサイトやデータベース等を確認し、当該著作物等に関する著作権又は著作隣接権について、著作権等管理事業者による管理が行われていないことを確認してください。

著作権等管理事業者がウェブサイトやデータベース等を公表していない場合やデータベースの検索キーとなる情報が不明な場合は、著作権等管理事業者に問い合わせてください。

著作権等管理事業者の一覧や連絡先は、15～18 ページ第4 4 (1) イ (i) を参照してください。

(4) 利用の可否に係る権利者の意思等の情報が表示されていないことの確認

利用の可否に係る権利者の意思を円滑に確認するために必要な情報（利用の可否に係る権利者の意思等の情報）⁴が示されている著作物等は、裁定の対象にはなりません。

この情報としては、令和7年告示において、いわゆる「利用ルール」と「利用申込を受け付けるための連絡先」が定められており、これらのいずれも示されていないことを確認する必要があります⁵。

「利用ルール」の具体的な例は以下のとおりです。

利用ルールが示されていると考えられる記載の例

分類	記載例
権利者が明確に無断利用を禁止する意思等を表明しているもの	<ul style="list-style-type: none">■ 本書の一部又は全部を、無断で複製、複製、転載することを禁じます。■ 禁 無断複製■ 有償・無償にかかわらず、権利者の書面による事前の承認を得ず、貸与・複製・公衆送信・上演等を行うことを禁止いたします。■ 本番組を許可なく複製・改変・レンタル・営利目的で使用・公に上映・送信することを禁止します。■ いかなる形式においても著作権者に無断でこの地図の全部又は一部を複製し、利用することを固く禁じます。

⁴ この情報は権利者本人によるものであるか、権利者の意思に基づくものであることが必要です。なお、当該情報が権利者の意思表示と認められない特段の事情がある場合には、申請者においてその旨を証明することで、例外的に権利者による意思表示とみなされないこともあり得ます。

⁵ この情報の効力の範囲については、例えば、書籍の中に文章だけでなくイラストが掲載されている等1つの媒体の中に複数の著作物等が掲載等されており、「無断転載禁止」との権利者の意思表示の記載があった場合、基本的に掲載されている著作物等全てについての意思表示とみなされます。

ただし、意思表示がその掲載等されている著作物等の一部に限る旨明示されている場合や何らかの事情により当該著作物等について許諾を得て掲載等されているものではないと判断できる場合は、それにより限られた範囲での意思表示とみなされます。

例えば、書籍に「本書に記載の文章の無断転載を禁止します」と記載されていた場合、その書籍の文章に意思表示の効力は及びますが、書籍に掲載されたイラストには意思表示の効力は及びません。

ライセンスマークの表示	<ul style="list-style-type: none"> ■ クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの表示 (CC-BY-ND (表示-改変禁止) 等) ■ 自由利用マークの表示 (「プリントアウト・コピー・無料配布」OK マーク等)
-------------	--

利用ルールが示されていないと考えられる記載の例

分類	記載例
著作権者・著作者の氏名・名称等の表示に留まっているもの	<ul style="list-style-type: none"> ■ ©文化 太郎 2026 All rights reserved. ■ ©2005 ○○製作委員会 ■ 著者：文化 太郎、発行者：著作 権太 ■ 製作著作 XX テレビ ■ キャラクターデザイン：○○ ■ Developed by 株式会社××
法令の規定の説明に留まっているもの	<ul style="list-style-type: none"> ■ 本書の無断複製（コピー、スキャン、デジタル化等）並びに無断複製物の譲渡及び配信は、著作権法上での例外を除き禁じられています。 ■ このディスク及びパッケージに関する全ての権利は著作権者に留保されており、著作権者及び頒布権者などの許可なく利用することは、法律で固く禁じられております。違反した場合は、刑事罰及び民事罰を招来することになります。 ■ 本サービスで提供される全てのコンテンツは、著作権、商標、トレードシークレット又はその他知的財産権に関する法律及び条約で保護されています。

なお、利用ルールのうち、以下に付されているものは、利用の可否に係る権利者の意思等の情報には該当しません。

- ・ 国立国会図書館から図書館等に対して自動公衆送信を行う対象となる絶版等資料として、国立国会図書館のウェブサイトに公表されているもの
- ・ 過去になされた著作権者不明等の場合の裁定に係る著作物であって、裁定後に著作権者が判明していないもの

例えば書籍の奥付に「禁 無断複製」という記載があったとしても、国立国会図書館のウェブサイトに掲載されている図書館向けデジタル化資料送信サービスで利用できる資料のリストや、裁定実績オンライン検索データベースを確認し、上記に該当する場合には、本制度の対象になり得ます。

「利用申込を受け付けるための連絡先」の具体的な例は以下のとおりです。

利用申込を受け付けるための連絡先が示されていると考えられる記載の例

記載例
<ul style="list-style-type: none">■ 複写される場合は、その都度事前に株式会社〇〇出版の許諾を得てください。連絡先は以下のとおりです。(電話番号及びメールアドレスの記載)■ 本作品の利用許諾に関するお問合せは下記まで。 権利処置(許諾)担当: 〇〇/申請フォーム: ××■ 本作品の二次利用(上映、配信、編集、翻訳等)を希望する場合は以下の電話番号までご連絡ください。■ 番組映像・写真素材の利用許諾に関するお問合せは以下のフォームからお願いします。■ 公演の映像撮影・録音・転載に関するお問合せは以下のメールアドレス宛てにご連絡ください。■ 二次利用(印刷物、動画、SNS、商品化等)を希望される場合はライセンス窓口まで申請してください。(ライセンス窓口のメールアドレスの記載)■ 法人での利用(広告・販促・コラボ等)に関する利用許諾お問合せはこちら。 (問合せフォームのURLの記載)

利用申込を受け付けるための連絡先が示されていないと考えられる記載の例

記載例
<ul style="list-style-type: none">■ 本書の内容、掲載データに関するお問合せは下記までお願いします■ 本製品に関するお問合せ先■ 記事内容に関するご連絡はこちら■ お問合せフォーム(取材等)■ 番組へのご意見・ご感想はこちら■ 番組で紹介された店舗・商品・施設・レシピ等については視聴者センターへご連絡ください■ 公演のチケットに関するお問合せ■ お客様相談室

これらの情報が示されていないかを確認するため、以下のア～ウの全ての措置を実施し、合理的に確認できる範囲で探索することが必要です。

ア 著作物等の周辺の確認

利用する著作物等がどのようなメディアで提供されているかに応じて、以下のような箇所を確認します。

メディアの種類	確認箇所の例
書籍その他の紙媒体	・表紙、奥付その他の紙面
CD、DVD等の記録メディア	・パッケージやラベル
	・動画の冒頭、エンドロール等
インターネット	・ウェブサイト上のコンテンツのキャプションや同一サイト内
	・ウェブサイト上のコンテンツそのもの（電子書籍の最終ページ、動画の終わり、写真やイラスト上の透かし等）
	・ウェブサイト上のコンテンツのメタデータ
	・コンテンツ投稿サイトやSNSの当該コンテンツの説明文、チャンネル概要、アカウント所持者のプロフィール
	・コンテンツ配信プラットフォーム、販売サイトにおける利用案内
放送	・番組の終わり等
上演会、講演会、演奏会、 展覧会、上映会等	・会場における提示やリーフレット等
その他の製品	・製品の説明書等

※インターネット上のコンテンツが第三者により投稿されている場合は、オリジナルの投稿を探してください。

※著作物等が複数の媒体で流通している可能性がある場合（例えば、ある書籍が紙媒体で出版されており、電子書籍としても出版されている可能性がある場合等）は、各媒体について確認してください。

イ インターネット上の検索サービス等で検索し、権利者のものと想定されるウェブサイト及び権利者の委任を受けて権利者情報を掲載していることが想定されるウェブサイトを閲覧すること

一種類以上のインターネット上の検索サービス等（例えば、Yahoo! JAPAN、Google）を用いて検索し、権利者のものと想定されるウェブサイト（SNS やブログを含む）や、権利者の委任を受けて権利者情報を掲載していることが想定されるウェブサイト（当該著作物等の分野に係る権利者団体のウェブサイトや、出版者やレコード製作者等の媒体を提供する者のウェブサイト等）を閲覧し、利用したい著作物等に関する利用ルールや利用申込を受け付けるための連絡先が示されているかを確認してください。

ウ 分野横断権利情報検索システムで検索し、確認すべきウェブサイトとして表示された団体等のウェブサイト等を閲覧すること

分野横断権利情報検索システム (<https://www.copyright-info-hub.bunka.go.jp>) の「団体検索機能」を活用し、確認すべきものとして表示された団体等のウェブサイトを閲覧又はデータベースを検索して、利用したい著作物等に関する利用ルールや利用申込を受け付けるための連絡先が示されているかを確認してください。

（５）連絡先の確認

（４）ア～ウを行う際に、利用申込を受け付ける意思を伴わない連絡先の探索も行いません。

なお、前述のとおり、裁定の対象は（１）～（４）の全てを満たす著作物等ですので、（１）～（４）のいずれかを満たさない場合、（５）で連絡先を見つけ、後述の「３ 権利者への意思確認措置」をとり、応答がなかったとしても、裁定の対象にはなりません。

連絡先は、住所、電話番号、メールアドレス、メッセージの送受信が可能な SNS アカウント等を想定していますが、これらは国内のものと認められる必要があり、国外の連絡先のみがあった場合は本制度の対象にはなりません。

国内のものと認められる連絡先の例は以下のとおりです。

種類	例
住所	・日本国内のもの
メールアドレス	・トップレベルドメインが「.jp」のもの ⁶ ・日本国内で発行された著作物等、日本語で日本国内向けに配信された著作物等、日本国内で上演等された著作物等の周辺の確認により得られたもの ※1 ・日本語で日本国内向けに開かれているホームページ等の確認により得られたもの ※2
ダイレクトメッセージ、問合せフォーム	・※1・2と同様
電話番号	・「+81」で始まる番号 ・国番号の記載がない場合は※1・2と同様

【重要】「利用申込を受け付けるための連絡先」と「利用申込を受け付ける意思を伴わない連絡先」の違い

「利用を希望される方は以下の連絡先までお問い合わせください」など、利用の申込を受け付ける意思とともに連絡先が示されている場合は、「未管理公表著作物等」に該当しませんので、本制度の対象外となります。

一方、そうした意思が記載されておらず、単にメールアドレス、電話番号、住所等のみが記載されている場合かつそれが国外のものではない場合は、次項3のとおり権利者に連絡し、権利者の意思を確認する必要があります。この意思確認措置に対して14日以内に応答があった場合にも、本制度の対象外となります。

⁶ 「～.com」など、ドメインのみから日本国内の連絡先と判断できない場合は、当該アドレスの入手元などの情報から、国内の連絡先に当たることを説明してください。

3 権利者への意思確認措置

2により取得した情報や元々判明していた権利者情報に基づき、当該著作物等の利用の可否に係る権利者の意思を確認するための措置をとってください。具体的には、2つ以上の連絡先（所有している連絡先が1つの場合は当該連絡先）に宛てて、利用を希望する旨を明示した上で連絡を行い、その到達した日から14日を経過するまでの間、応答がないことを確認します。

なお、14日の計算は、初日不算入の考え方をとります。期間の計算をする際は、起算点が午前0時から始まる時を除き、「期間の初日（開始日）」を計算に含めず、翌日から起算してください。例えば、1月1日午前10時に連絡をした場合は、1月2日を1日目として14日経過した1月16日から申請が可能となります。

具体的な連絡方法としては、以下のとおりです。

判明している連絡先	試みる措置	意思が確認できない場合に	
		該当する例	該当しない例
住所	訪問	<ul style="list-style-type: none"> 権利者に関する住居等の建物が確認できなかった。 	【共通】 <ul style="list-style-type: none"> 権利者から14日以内に応答があった。 ※「検討中のため時間をいただきたい」等であっても、権利者から応答があれば制度の対象から外れます。
	書面送付（郵送／宅配便） ※配達の記事が残る形で郵送すること	<ul style="list-style-type: none"> 「あて所に尋ねあたりません」などの理由で返送された。配送業者から届け先の住所が存在しないと連絡があった。 返事があったが、権利者又は関係者ではないという内容だった。 書面の到達後14日間応答がなかった。 	
電話番号	架電	<ul style="list-style-type: none"> 現在使われていない電話番号であり、電話が繋がらなかった。 電話はつながったが、権利者又は関係者とは無関係の電話番号だった。 留守番録音につながったので、当該著作物の利用 	【電話番号】 <ul style="list-style-type: none"> コール音が鳴りっぱなしで誰も出ない。

		を希望するメッセージを残したが、当該メッセージを残した日から14日間応答がなかった。	
FAX 番号	書面送付	<ul style="list-style-type: none"> ・宛先不明による送信エラーで送れなかった。 ・返事があったが、権利者又は関係者ではないという内容だった。 ・FAXの到達後14日間応答がなかった。 	
メールアドレス	メール送信	<ul style="list-style-type: none"> ・宛先不明による送信エラーで送れなかった。 ・返事があったが、権利者又は関係者ではないという内容だった。 ・メールの到達後14日間応答がなかった。 	

4 申請書の作成・提出

申請書の記載事項及び添付資料については、法令により定められておりますので（法第67条の3第3項、第103条、規則第4条の9、第4条の13）、所定の事項を記入の上、登録確認機関に原則メールで提出してください。メールでの提出が難しい場合は、登録確認機関まで御相談ください。

また、原則として、申請は裁定の要件に該当することの確認が終了した後に行うこととなります。ただし、14日の意思確認措置期間中に申請を行うことが可能な場合もありますので、必要に応じて登録確認機関まで御相談ください。

以下では、「著作物の利用」と「実演の利用」に分けて、様式と記載例を説明します。[資料3](#)及び[資料4](#)（101ページ以降参照）に記載の記入例も併せて御参照の上、申請書及び添付資料を作成するとともに、不明な点等については、登録確認機関まで問い合わせください。

(1) 著作物の利用に係る裁定申請書の様式

〇〇年〇〇月〇〇日	
文化庁長官殿	申請者 住所又は居所 氏名又は名称 代表者役職名・氏名 ※法人の場合 担当者部署名・担当者名 ※法人の場合 電話番号 メールアドレス
裁定申請書	
著作権法第 67 条の 3 第 1 項の規定に基づき、下記の著作物の利用を行いたいので、必要な資料を添えて申請します。	
記	
1 著作物の題号	
2 著作者名	
3 著作物の種類及び内容又は体様	
4 著作物の利用方法	
5 著作物の利用期間	
6 補償金の額の算定の基礎となるべき事項	
7 著作権法第 67 条の 3 第 11 項の該当の有無	

ア 日付

文化庁長官宛ての申請書を登録確認機関に正式に提出する日付を記載してください。具体的には、45 ページ「1. 全体的な流れ」の中の「登録確認機関への裁定申請」に対応する日を記載してください。

イ 申請者

申請者が法人（法人格を有しない社団又は財団であって代表者の定めがあるものを含む。）である場合には、申請者の名称、住所、代表者の氏名及び役職名並びに連絡先（電話番号及びメールアドレス）を記載してください。また、事務的な連絡等のため、担当者の部署及び氏名を記載してください。

申請者が個人の場合は、申請者本人の氏名、住所又は居所及び連絡先（電話番号及びメールアドレス）を記載してください。

なお、申請書への押印は省略いただけます。

原則として当該裁定により著作物を利用する者が申請者となりますが、弁護士法等の法令に抵触しない場合は、代理人申請が可能となります。代理人申請を行う場合には、申請者の記載の下に、代理人の名前を記載するなど、代理人申請であることを明確にしてください。代理人が申請を行う場合には、別途、委任状など代理関係を証する書類が必要になります。

ウ 著作物の題号

裁定を受ける著作物そのものの題号を記載してください。

題号がないときは「題号無し」、題号が不明であるときは「題号不明」と記載してください。また、申請に複数の著作物が含まれる場合は、原則として、別紙として一覧表を作成してください（以下の項目についても同様です。）。

エ 著作者名

著作者名が判明しているときは氏名を記載、表示がないときや著作者名が不明であるときは「不明」と記載してください。

オ 著作物の種類及び内容又は体様

「著作物の種類」については、「著作物の例示」（法第10条第1項）（資料5（110ページ参照））を参考にして記載してください。

「著作物の内容又は体様」については、例えば、出版物に掲載された著作物の場合には、「〇〇出版発行「月刊〇〇」の昭和〇〇年〇〇月号〇〇ページに掲載された随筆」などのように、題号及び著作者名と合わせて著作物が特定できるように記載してください。

また、「題号無し」や「題号不明」の著作物のように特定が困難な著作物、彫刻や建築のように文章で特定することが困難な著作物の場合には、「別添資料のとおり」と記載して、写真等を添付することも可能です（67ページ「(2) コ 申請に必要なその他の資料」参照）。

カ 著作物の利用方法

裁定に係る著作物の利用方法を、複製、公衆送信、譲渡等といった著作権法で定める権利の種類に基づき具体的に記載してください。

また、補償金及び担保金の額の算定にも関連する事項であるため、利用する数量、利用期間、有償・無償の別等についても、具体的に記載してください。

(i) 著作物の利用方法の記載例

【記載例 1（出版物を公衆送信する場合）】

4 著作物の利用方法

上記著作物を電子書籍として複製し、電子書籍販売サイト（株式会社〇〇）のサーバーにおいて、利用者の求めに応じ、いつでも送信できる状態にし（複製、送信可能化）、定価 800 円（本体価格）でダウンロード形式のインターネット配信（公衆送信、複製）を行う。総ダウンロード数は 1,000 回を上限とする。

【記載例 2（収録出版物の一部として出版物を復刊する場合）】

4 著作物の利用方法

上記著作物を収録した書籍「〇〇」を 3,000 部作成（複製）し、定価 3,000 円（本体価格）で販売（譲渡）する。

【記載例 3（音楽のインターネット配信を行う場合）】

4 著作物の利用方法

上記著作物を株式会社〇〇のサーバーにおいて、利用者の求めに応じ、いつでも送信できる状態にし（複製、送信可能化）、有料（1回 300 円）でダウンロード形式のインターネット配信（公衆送信、複製）を行う。総ダウンロード数は 1,000 回を上限とする。

【記載例 4（音楽の演奏を行う場合）】

4 著作物の利用方法

令和〇〇年〇月〇日、〇〇文化会館における〇〇交響楽団の第〇回定期演奏会にて上記著作物の演奏を行う（入場料 3,000 円、入場定員 500 名）。

(ii) 数量や期間を区切って複数回に分けて利用する場合の記載例

利用の数量や期間を区切り、複数回に分けて利用を行う旨の申請を行うことも可能です。この場合、利用の数量や期間ごとに補償金を追加で支払って利用することができます。

ただし、複数回に分けて申請する場合でも、3年を超える利用は認められませんので、御注意ください。

【記載例 5 (ダウンロード上限数の変更を予定している場合)】

4 著作物の利用方法

- (1) 上記著作物を電子書籍として複製し、電子書籍販売サイト(株式会社〇〇)のサーバーにおいて、利用者の求めに応じ、いつでも送信できる状態にし(複製、送信可能化)、定価 800 円(本体価格)でダウンロード形式のインターネット配信(公衆送信、複製)を行う。総ダウンロード数は 1,000 回を上限とする。
- (2) 上記に加えて、1,000 ダウンロードを単位として、1 ダウンロード当たり定価 800 円(本体価格)でダウンロード数の上限を変更する。なお、上限の変更は 3 回までとする。

【記載例 6 (配信期間の延長を予定している場合)】

4 著作物の利用方法

- (1) 上記著作物を株式会社〇〇のサーバーにおいて、利用者の求めに応じ、いつでも送信できる状態にし(複製、送信可能化)、無料でダウンロード形式のインターネット配信(公衆送信、複製)を行う。配信期間は 1 年間とする。
- (2) 上記に加えて、配信期間を 1 年間延長する。

(iii) 複数の利用方法を想定している場合の記載例

同一の著作物について、複数の利用方法を想定している場合には、まとめて 1 件の申請とすることが可能です。

【記載例 7 (出版物を復刊した後、公衆送信を行う場合)】

4 著作物の利用方法

- (1) 上記著作物を 3,000 部作成(複製)し、定価 800 円(本体価格)で販売(譲渡)する。
- (2) 上記に加えて、電子書籍として複製し、電子書籍販売サイト(株式会社〇〇)のサーバーにおいて、利用者の求めに応じ、いつでも送信できる状態にし(複製、送信可能化)、定価 800 円(本体価格)でダウンロード形式のインターネット配信(公衆送信、複製)を行う。総ダウンロード数は 1,000 回を上限とする。

キ 著作物の利用期間

「〇年〇月〇日～〇年〇月〇日」など、裁定に係る著作物を利用したい期間を記載してください。なお、3年を超える利用は認められませんので、御注意ください。

ク 補償金の額の算定の基礎となるべき事項

補償金の額の算定の基礎となるべき事項⁷として、登録確認機関が算出方法規程⁸に基づき使用料相当額を算出する際に参考になる情報を記載してください。現在、(公社)著作権情報センターが登録確認機関として登録されているため、同センターの算出方法規程⁹に基づき、以下のいずれかを記載し、関係資料がある場合は併せて提出してください。

(i) 「裁定補償金額シミュレーションシステム」による確認

文化庁では、具体的な利用方法を入力することによって、事前に補償金の額の見込みを算出できる「裁定補償金額シミュレーションシステム」を構築し、文化庁ウェブサイトにて公開しています (<https://www.bunka.go.jp/saiteisimulation/>)。同システムで補償金額の見込みを算出できた場合は、その算出結果を算出根拠とすることが可能です(写真、音楽、美術を除く。)。同システムの算出結果を算出根拠とする場合は、申請書に該当画面のスクリーンショットを貼り付けるか、該当画面の写しを別添資料として提出してください。

(ii) 過去の裁定事例による確認

申請者が過去に同様の事例で裁定(未管理著作物裁定に限ります。)を受けたことがある場合、その後その際の算出方法を変更すべき特段の事情がないかを確認した上で、当該算出方法に基づく算出結果を算出根拠とすることが可能です。

⁷ 補償金の額の算定における消費税相当額の取扱いについては、著作権者不明等の場合の裁定制度と同様の取扱いとなるため、29ページ参照。

⁸ 法第104条の35に基づき、使用料相当額の算出のために登録確認機関が定める規程。登録確認機関が、未管理著作物等に係る事務を行うために定める「確認等事務規程」に含まれる。登録確認機関は算出方法規程に基づき、使用料相当額を算出する。

⁹ 以下URLの確認等事務規程((公社)著作権情報センター)中、第2章第3節が算出方法規程に当たる。https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/chosakukensha_fumei/tyosakubutsu/pdf/94331701_01.pdf

(iii) 著作権等管理事業者の使用料規程の確認

利用しようとする著作物の分野に係る著作権等管理事業者が定めている使用料規程を確認し、申請に係る利用方法に合致する規定がある場合は、当該規定に基づく算出結果を算出根拠とすることが可能です。複数の著作権等管理事業者の使用料規程に合致する規定がある場合は、いずれかを選択して記載してください。

(i)～(iii)の方法によっても妥当性の確認ができない場合は、以下のいずれかの方法により補償金の額の算定の基礎となるべき情報を確認し、記載してください。

- ・利用しようとする著作物の分野に係る著作権等管理事業者又は著作者等が構成員となっている著作者団体等に照会し知見を得る。
- ・当該利用において、裁定対象のものと併せて他の著作権者の著作物も利用する場合は、他の著作権者との交渉において同意が得られた使用料の算出方法を適用する。
- ・申請者が過去に同様の事例で当該著作権者から許諾を得たことがある場合は、その際の使用料の算出方法を適用する。
- ・申請者が過去に同様の事例で別の著作権者から許諾を得たことがある場合は、その際の算出方法を適用する。
- ・前述の算出方法以外で、当該利用に係る使用料相当額の算出に当たり合意的と認められる算出方法を適用する。

【記載例1（出版物を復刊する場合）】

6 補償金の額の算定の基礎となるべき事項
本体価格×発行部数×使用料率（○%）×（1+消費税率）
→○円×○部×○×1.1=○円

【記載例2（裁定を受ける著作物を出版物の一部に使用する場合）】

6 補償金の額の算定の基礎となるべき事項
本体価格×発行部数×使用料率（○%）×（対象の著作物のページ数÷本文総ページ数）×（1+消費税率）
→○円×○部×○×（○ページ÷○ページ）×1.1=○円

【記載例3（書籍を電子化し、公衆送信を行う場合）】

6 補償金の額の算定の基礎となるべき事項
[ダウンロード数に基づいた算定の場合]
小売価格×使用料率（○%）×一定期間の販売予定数（上限）×（1+消費税率）
→○円×○×○回×1.1=○円

ケ 著作権法第 67 条の 3 第 11 項の該当の有無

国、地方公共団体その他これらに準ずるものとして政令で定める法人に該当する場合は「有り」、該当しない場合は「無し」と記載してください。該当するものは以下のとおりです（法第 67 条の 3 第 11 項、令第 7 条の 5）。

- ・ 国
- ・ 地方公共団体
- ・ 独立行政法人
- ・ 国立大学法人及び大学共同利用機関法人
- ・ 地方独立行政法人
- ・ 日本放送協会

ただし、令和 5 年の法改正及び指定補償金管理機関の指定に伴い、これに該当する主体であっても、指定補償金管理機関である（公社）著作権情報センターへの補償金の支払が必要です。

コ 申請に必要なその他の資料

申請書の他に、以下の資料（法第 67 条の 3 第 3 項、規則第 4 条の 9 第 2 項）を作成し、提出してください。

【申請に必要な資料】

- (i) 申請に係る著作物が未管理公表著作物等であることを疎明する資料
- (ii) 申請に係る著作物の利用の可否に係る著作権者の意思が確認できなかったことを疎明する資料
- (iii) 著作者が申請に係る著作物の出版その他の利用を廃絶しようとしていることが明らかでないことを疎明する資料
- (iv) 申請に係る著作物の図面、写真その他当該著作物の体様を明らかにする資料（著作物の体様を明らかにするため必要があるときに限る。）

(i) 申請に係る著作物が未管理公表著作物等であることを疎明する資料

前述のとおり未管理公表著作物等に該当するためには、以下3つの要件を満たす必要があるため、それぞれについて疎明する必要があります。

【公表著作物等であること】

申請に係る著作物が公表等されていることを裏付ける資料（当該著作物の題号、当該著作者、公表年月日等が確認できるもの）を提出することになります。具体例は以下のとおりです。

- ・書籍や雑誌の場合：表紙と奥付のコピー又は国立国会図書館が所蔵・提供していることを示す書誌情報
- ・映画の場合：パンフレット
- ・演奏されたものの場合：コンサートのプログラム
- ・放送されたものの場合：番組表

【著作権等管理事業者による管理が行われていないこと】

申請に係る著作物に関する著作権について、著作権等管理事業者による管理が行われていないことを確認し、その旨を記載して提出することになります。記載した内容を裏付ける資料（著作権等管理事業者への照会・回答メールの写し等）がある場合は、併せて提出してください。

なお、多数の著作物をまとめて1件の申請とする場合は、原則として、**資料4**108 ページのように一覧表の形式の別紙を作成してください。

【利用の可否に係る権利者の意思等の情報が表示されていないこと】

以下の確認を行っても、利用の可否に係る権利者の意思等の情報の表示が確認できなかった旨を記載することになります。具体的に確認を行った箇所や、ウェブサイトの URL を記載した上で、記載した内容を裏付ける資料（書籍の奥付のコピーや確認したウェブサイトのスクリーンショット等）を併せて提出してください。

- ア 著作物の周辺（書籍の奥付その他の紙面、CDのパッケージ等）の確認
- イ インターネット上の検索サービスで検索し、著作権者のものと想定されるウェブサイト及び著作権者の委任を受けて権利者情報を掲載していることが想定されるウェブサイトを閲覧すること
- ウ 分野横断権利情報検索システムで検索し、確認すべきウェブサイトとして表示された団体等のウェブサイト等を閲覧すること

なお、多数の著作物をまとめて1件の申請とする場合は、原則として、**資料4**108 ページのように一覧表の形式の別紙を作成してください。

(ii) 申請に係る著作物の利用の可否に係る著作権者の意思が確認できなかったことを疎明する資料

利用の可否に係る著作権者の意思を確認するための措置をとったが、その意思が確認できなかったことを記載するとともに、それを裏付ける資料(権利者に送信したメールなど)を添付してください。

権利者情報を取得できず、著作権者への連絡を試みるができなかった場合は、その旨を記載してください。

なお、多数の著作物をまとめて1件の申請とする場合は、原則として、**資料4**108 ページのように一覧表の形式の別紙を作成してください。

(iii) 著作者が申請に係る著作物の出版その他の利用を廃絶しようとしていることが明らかでないことを疎明する資料

当該著作物について、著作者が利用を廃絶しようとしていることが明らかでないことを、インターネットでの検索等を通じて確認し、その旨を記載した資料を提出してください。

「利用を廃絶しようとしていることが明らかでない場合」とは、例えば、発行、販売された本やCD等が全て回収されている場合や、インターネットに掲載されていたコンテンツが削除されている場合等が該当します。

(iv) 申請に係る著作物の図面、写真その他当該著作物の体様を明らかにする資料(体様を明らかにするため必要があるときに限る。)

申請書の記載だけでは、当該著作物を特定することが困難な場合には、当該著作物を特定できるよう、当該著作物等の図面や写真などを添付する必要があります。例えば、題号と著作者が不明な絵画について裁定を申請するような場合には、絵画を特定するために、当該絵画の写真を添付していただくことがあります。

画像データは、可能な限り、jpeg形式、32,400画素以下で提出してください。提出された画像は、裁定されたことを権利者が把握できるよう、裁定実績オンライン検索データベース上でサムネイル画像として公表します。

(2) 実演の利用に係る裁定申請書の様式

〇〇年〇〇月〇〇日

文化庁長官 殿

申請者 住所又は居所
氏名又は名称
代表者役職名・氏名 ※法人の場合
担当者部署名・担当者名 ※法人の場合
電話番号
メールアドレス

裁定申請書

著作権法第 103 条において準用する同法第 67 条の 3 第 1 項の規定に基づき、下記の実演の利用を行いたいので、必要な資料を添えて申請します。

記

- 1 実演が行われた作品名や実演家の役名等
- 2 実演家名
- 3 実演の内容又は体様
- 4 実演の利用方法
- 5 実演の利用期間
- 6 補償金の額の算定の基礎となるべき事項
- 7 著作権法第 103 条において準用する同法第 67 条の 3 第 11 項の該当の有無

本様式は、実演を念頭に記載していますが、実演以外のレコード、放送又は有線放送についても本様式に準拠して、申請書を作成してください。

ア 日付

61 ページ（1）ア と同様です。

イ 申請者

62 ページ（1）イ と同様です。

ウ 実演が行われた作品名や実演家の役名等

実演が行われた作品名や番組名、その作品における役名、実演を行った楽曲名や演奏楽器等が判明している場合には、その名称を記載してください。

なお、作品名、役名等が不明なときは、「作品名不明」、「役名不明」等と記載してください。申請に複数の作品等が含まれる場合は、別紙に一覧表の形でまとめても構いません（以下の項目についても同様です。）。

エ 実演家名

62 ページ（1）エ と同様です。

オ 実演の内容又は体様名

「実演の内容又は体様」については、題号及び実演家名と合わせて作品が特定できるように記載してください。

カ 実演の利用方法

裁定に係る実演の利用方法を、録音・録画、送信可能化といった著作権法で定める権利の種類に基づき具体的に記載してください。

また、補償金及び担保金の額の算定にも関連する事項ですので、利用する数量、利用期間、有償・無償の別等については、申請者の希望する具体的な内容を記載してください。

(i) 実演の利用方法の記載例

【記載例 1（放送番組の DVD 販売を行う場合）】

4 実演の利用方法

上記実演が収録された放送番組の DVD を 1,000 本作成（録音・録画）し、定価 2,500 円（本体価格）で販売（譲渡）する。

【記載例 2（放送番組のインターネット配信を行う場合）】

4 実演の利用方法

上記実演が収録された放送番組を、株式会社〇〇のサーバーにおいて、利用者の求めに応じ、いつでも送信できる状態（録音・録画、送信可能化）にし、有料（1視聴 500 円）でストリーミング形式のインターネット配信を行う。配信期間は、令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日とする。総視聴回数は 1,000 回を上限とする。

【記載例 3（放送番組の番組販売を行う場合）】

4 実演の利用方法

上記実演が収録された複製物を作成（録音・録画）し、〇〇有線放送株式会社へ提供し、同社が令和〇年〇月〇日～〇月〇日の期間、有線放送する。総放送回数は 10 回を上限とする。

※ 記載例 3 は、番組販売先の利用も併せて裁定を受ける場合の例です。

(ii) 数量や期間を区切って複数回に分けて利用する場合の記載例

留意すべき点は、64 ページの著作物の利用に係る申請の場合と同じです。

【記載例 4（DVD の追加販売を予定している場合）】

4 実演の利用方法

- (1) 上記実演が収録された放送番組の DVD を 1,000 本作成（録音・録画）し、定価 2,500 円（本体価格）で販売（譲渡）する。
- (2) 上記に加えて、500 本を単位として追加作成（録音・録画）し、定価 2,500 円（本体価格）で販売（譲渡）する。

(iii) 複数の利用方法を想定している場合の記載例

留意すべき点は、64 ページの著作物の利用に係る申請の場合と同じです。

【記載例 5（DVD を販売した後、公衆送信を行う場合）】

4 実演の利用方法

- (1) 上記実演が収録された放送番組の DVD を 1,000 本作成（録音・録画）し、定価 2,500 円（本体価格）で販売（譲渡）する。
- (2) 上記に加えて、上記実演が録音・録画された放送番組を、株式会社〇〇のサーバーにおいて、利用者の求めに応じ、いつでも送信できる状態（録音・録画、送信可能化）にし、有料（1視聴 500 円）でストリーミング形式のインターネット配信を行う。配信期間は 1 年間（令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日）とする。総視聴回数は 1,000 回を上限とする。

キ 実演の利用期間

65 ページ（1）キ と同様です。

ク 補償金の額の算定の基礎となるべき事項

65 ページ（1）ク と同様です。

ケ 著作権法第 103 条において準用する同法第 67 条の 3 第 11 項の該当の有無

67 ページ（1）ケ と同様です。

コ 申請に必要なその他の資料

申請書の他に、以下の資料（法第 67 条の 3 第 3 項、第 103 条、規則第 4 条の 9 第 2 項、第 4 条の 13）を作成し、提出してください。

【申請に必要な資料】

- (i) 申請に係る実演が未管理公表著作物等であることを疎明する資料
- (ii) 申請に係る実演の利用の可否に係る実演家の意思が確認できなかったことを疎明する資料
- (iii) 申請に係る実演の図面、写真その他当該実演の体様を明らかにする資料
(実演の体様を明らかにするため必要があるときに限る。)

実演の利用に係る申請の場合、著作物の利用に係る申請の際に必要な「著作者が申請に係る著作物の出版その他の利用を廃絶しようとしていることが明らかでないことを疎明する資料」は不要です。各資料の詳細は、67 ページ（1）コ と同様です。

5 手数料の支払

手数料（1申請当たり13,800円）を登録確認機関が指定する口座に振り込んでください（法第104条の47、令第8条第2項）。申請書類の提出及び手数料の納付をもって、申請が完了します。

申請以降で裁定を受けるまでの間に権利者と連絡が取れた場合は、速やかに登録確認機関へ御連絡ください。この場合、裁定による利用はできません。当該著作物等を利用したい場合は、権利者と交渉の上で許諾を得ることが必要です。

なお、手数料納付に要する費用は申請者の負担となります。また、過誤納の場合を除き、手数料は返還しません。

6 裁定の可否及び補償金の額の決定

（1）登録確認機関による使用料相当額の算出

提出された申請書類等に基づき、登録確認機関が要件確認を行うとともに、算出方法規程に基づき使用料相当額を算出します。

登録確認機関は、申請書類に要件確認の結果と使用料相当額算出の結果を記載した書面を添付して、文化庁長官に送付します。

（2）文化庁長官による裁定の可否及び補償金の額の決定

登録確認機関から送付された資料に基づき、文化庁長官が裁定の可否を判断するとともに、補償金額を決定し、申請者にメールで通知します。その際、指定補償金管理機関の連絡先も併せて通知します。

文化庁長官は、法令上の要件を満たす場合には裁定の処分を行います。要件を満たしていないと判断した場合には裁定をしない処分を行います。

なお、申請者において、裁定の可否が決まる前に権利者と連絡することができた場合には、速やかに登録確認機関へ御連絡ください。

（3）裁定を受けるまでの標準処理期間

原則として、登録確認機関は申請を受け付けてから7営業日以内に要件確認及び使用料相当額算出の結果を文化庁長官に送付し、文化庁は送付を受けてから3営業日以内に裁定の可否及び補償金額の決定を行うことを想定しています。

もともと、上記標準処理期間はあくまでも目安であり、申請書や添付書類に不備がある場合や、意思確認の期間中に申請した場合等諸般の事情により処理期間が上記よりも多くの日数を要する場合があります。

7 裁定を受けた場合の手続

文化庁長官による裁定は、文化庁長官が権利者に代わって著作物等の利用行為を認める制度であり、権利者による著作物等の利用許諾と同様の効果を生じさせます。

もともと、行政庁の処分であって対等当事者間の契約に基づくものではないため、その著作物等を利用できる立場を第三者に譲渡することは認められない点に御留意ください。

また、後日、裁定を行った旨及び以下の事項が裁定実績オンライン検索データベースで公表されます（法第 67 条の 3 第 6 項、第 67 条第 8 項、第 103 条、規則第 4 条の 11、第 4 条の 13）。

- ・ 裁定年月日
- ・ 著作物等の題号
- ・ 著作物等の種類
- ・ 著作物等の内容又は体様
- ・ 著作者等名
- ・ 著作物等の利用方法及び利用期間
- ・ 申請者が法人の場合は法人の名称、住所
- ・ 補償金の額

※題号や著作者等名が不明で、著作物等を特定することが困難な場合であって、申請者から 69 ページ 4（1）コ（iv） に記載の画像の提出があったときは、当該画像も裁定実績オンライン検索データベースに掲載します（法第 67 条の 3 第 6 項、第 67 条第 9 項、第 103 条）。

（1）補償金の支払

裁定を受けた場合、申請者は著作物等を利用するに当たり、文化庁長官が定めた額の補償金を、指定補償金管理機関に支払わなければなりません（支払手続については、36 ページ第 4 6（1）参照）。

（2）著作物等の利用

（1）の補償金の支払いを終えたことをもって、著作物等を利用することができます。

裁定に係る利用方法により作成した著作物の複製物には、著作権法第 67 条の 3 の裁定に係る複製物であることと、裁定のあった年月日を表示しなければなりませんので、以下の【記載例】を参考に表示を行ってください（法第 67 条の 3 第 6 項、第 67 条第 10 項、第 103 条）。

【記載例】

本書籍は、令和〇年〇月〇日に著作権法第 67 条の 3 第 1 項の裁定を受け作成したものです。

8 裁定をしない処分

裁定をしない処分を受けた場合（74 ページ 6 （2）参照）には、著作物等を利用することはできません。なお、裁定をしない処分がなされた場合には、文化庁長官から裁定をしない旨及びその理由が通知されます。

9 裁定の取消

（1）裁定の取消

権利者は、当該著作物等の利用に関し当該裁定を受けた者から協議の求めを受け付けるために必要な措置を講じた場合、文化庁長官に裁定の取消を請求することができます（法第 67 条の 3 第 7 項、第 103 条）。協議の求めを受け付けるために必要な措置の例は、以下のとおりです。

【協議の求めを受け付けるために必要な措置の例】

- ① 裁定に係る著作物等の権利者が、当該著作物等の著作権等の管理を著作権等管理事業者に委託すること
- ② 当該著作物等の利用に関する協議の求めを受け付けるための連絡先その他の情報を公表すること

ただし、権利者からの請求後すぐに裁定が取り消されるわけではなく、裁定を取り消す前に文化庁長官から申請者に裁定を取り消す理由を通知するとともに、弁明及び有利な証拠を提出する機会を付与します。

裁定の取消が決定した際には、文化庁長官は、以下の事項を申請者及び権利者に通知します。

- ・取消時補償金相当額
- ・権利者が弁済又は支払を求めることができる機関の名称

(2) 補償金と取消時補償金相当額の差額の取戻し

裁定が取り消された場合、裁定による著作物等の利用を停止してください。その後の利用については、権利者と協議によることとなります。

権利者は、裁定のあった日から取消処分があった日の前日までの期間に対応する額の補償金（取消時補償金相当額）の還付を指定補償金管理機関から受けることができ、申請者は、補償金の額のうち、取消時補償金相当額を超える額を同機関から取り戻すことができます。なお、補償金の取戻しに当たっては、文化庁長官からの取消処分に係る通知の写し等の書類を提出する必要があります。

【参考】補償金の還付手続

裁定が取り消された場合、権利者が補償金の還付を受けるためには、裁定取消処分に係る通知の写しを指定補償金管理機関に提出する必要があります。

利用期間終了後に裁定の取消によることなく補償金の支払の請求を行う場合は、還付を受ける権利を有することを証する書面等の必要書類を指定補償金管理機関に提出する必要があります。この場合における、補償金の還付を受ける権利を有することを証する書面は、以下のとおりです。

ア 指定補償金管理機関に提出された支払申込書に権利者情報の記載がある場合

- ① 裁定実績オンライン検索データベースにおける公表事項の写し
- ② 支払請求者が当該権利者情報に係る権利者であることを証明する資料

イ ア以外の場合

- ① 裁定実績オンライン検索データベースにおける公表事項の写し
- ② 支払請求者が裁定に係る著作物等の権利者であることを証明する資料

第8 よくある質問

以下では、二つの裁定制度についてよくある質問と回答を、

- (1) 裁定制度の対象範囲・効果
- (2) 裁定申請の準備
- (3) 裁定の申請手続
- (4) 裁定取消などの事後的な対応

の各プロセスに沿って記載しています。また、個々の質問内容が2つの裁定制度のいずれに関するものであるか、または両方の裁定制度に関するものかを示しています（両裁定制度に関する質問、著作権者不明等の場合の裁定制度に関する質問、未管理著作物裁定制度に関する質問の表示を御参照ください）。裁定制度について疑問に思われる点があれば、適宜御参照ください。

(1) 裁定制度の対象範囲・効果

【質問1】【両裁定制度に関する質問】

権利者のウェブサイトに「利用に関する問合せは以下のメールアドレスにお送りください」との記載があり、その連絡先にメールを送付したのですが、返信がありません。この場合、裁定制度の申請はできますか。

【回答】

著作権者不明等の場合の裁定制度と未管理著作物裁定制度の両方とも利用できません。

著作権者不明等の場合の裁定制度は、権利者の連絡先が明らかな場合には利用できません。

未管理著作物裁定制度は、利用申込を受け付けるための連絡先が表示されている場合には利用できません。

【質問2】【両裁定制度に関する質問】

外国人が権利者であっても裁定を受けることはできますか。また、日本の著作物を海外で利用する場合に裁定を受けることはできますか。

【回答】

二つの裁定制度では、日本国内で行われる行為についてのみ裁定をすることが可能です。外国人の著作物等であっても、著作物等の利用が日本国内で行われるのであれば裁定制度の対象となり得ます。一方、日本の著作物を海外で利用する場合には、現地の法律に従って権利処理をしてください。

各裁定制度において、留意が必要な点は以下のとおりです。

(i) 著作権者不明等の場合の裁定制度

権利者が海外在住のため連絡がとりにくいこと、権利者との交渉に手間がかかること等といった事情は、「権利者と連絡を取ることができない場合」とは認められません。

また、権利者の探索に当たっては、海外の情報をより得られやすい検索サイト(例:Google)を利用するなど、権利者情報が見つかりやすいと考えられる方法を選択してください。

(ii) 未管理著作物裁定制度

権利者の連絡先を探索して国外の連絡先のみが見つかった場合は、制度の対象外となります。

【質問3】【両裁定制度に関する質問】

裁定により著作物を利用する場合、一部を切り抜いたり、修正したりして利用することはできますか。

【回答】

著作物の一部を切り抜いたり、修正したりして利用することは、著作者人格権(同一性保持権)等を侵害するおそれがあります。

著作物や実演については、著作者人格権や実演家人格権が存在します。裁定を受けたとしても、著作者人格権等を侵害する行為が認められるわけではないので御注意ください。

(2) 裁定申請の準備

【質問4】【両裁定制度に関する質問】

裁定の申請を行うまでに、どのような作業を行う必要がありますか。

【回答】

裁定の申請を行うまでに行うべき作業は、制度により異なります。いずれの作業も、申請に当たって重要な作業ですので、裁定の申請を行うことを決めた段階で、まず本手引きの該当箇所をお読みいただいた上で、

- ・ 著作権者不明等の場合の裁定制度の場合は文化庁担当者に
- ・ 未管理著作物裁定制度の場合は著作権情報センターの総合相談窓口
事前に御相談ください。

【文化庁の連絡先】

文化庁著作権課著作物流通推進室

TEL：(03)-5253-4111（内線：2847）

メール：ckanri@mext.go.jp

【総合相談窓口の連絡先】（令和8年4月1日より運営開始予定）

（公社）著作権情報センターの著作権に関する相談窓口

TEL：(03)-5333-0393

(i) 著作権者不明等の場合の裁定制度

- ①利用したい著作物等が公表著作物等に該当することの確認
 - ②権利者情報（権利者の氏名、住所や電話番号等）を取得するための措置の実施
 - ③（権利者の連絡先が見つかった場合には）権利者情報に基づく、権利者と連絡するための措置の実施
 - ④利用廃絶事実が明らかでないことの確認
- を行った上で、文化庁に申請することになります。

(ii) 未管理著作物裁定制度

- ①利用したい著作物等が未管理公表著作物等に該当することの確認
- ②権利者の連絡先の探索
- ③（権利者の連絡先が見つかった場合には）意思確認措置の実施
- ④利用廃絶事実が明らかでないことの確認

を行った上で、登録確認機関に申請することになります。

【質問5】【両裁定制度に関する質問】

3年を超える期間にわたる利用を想定している場合、著作権者不明等の場合の裁定制度と未管理著作物裁定制度のいずれを申請すべきでしょうか。

【回答】

著作権者不明等の場合の裁定制度には、利用期間に上限はありません。一方、未管理著作物裁定制度には利用期間に3年の上限がありますが、利用期間の終了時にも要件を満たす場合は、再度所要の措置を行った上で申請し、裁定を受けることで、著作物等の利用を継続することが可能です。

二つの裁定制度は、それぞれ要件や効果、裁定取消の有無などが異なります。御自身が想定される利用方法や期間などの要素を考慮しつつ、判断してください。

なお、著作権情報センターにおいて、著作権に関する総合相談窓口を設け、令和8年4月1日より運営を開始しますので、必要に応じて相談してください。

【総合相談窓口の連絡先】（令和8年4月1日より運営開始予定）

（公社）著作権情報センターの著作権に関する相談窓口

TEL：(03)-5333-0393

【質問6】【未管理著作物裁定制度に関する質問】

未管理著作物裁定制度の要件に該当するか否かの調査は登録確認機関に委ねればよいのでしょうか。また、使用料相当額の算定は確認機関に委ねればよいのでしょうか。

【回答】

登録確認機関は、申請者が申請に先立って実施した一連の措置（例：権利者への意思確認措置）や、申請者が申請書に記載した補償金の算定の基礎となるべき事項を基に、法令に定める要件を満たしているかの確認や使用料相当額の算出を行い、文化庁長官にその結果を送付します。

その上で、文化庁長官が、最終的に裁定の可否の判断及び補償金額の決定を行います。

【質問 7】【未管理著作物裁定制度に関する質問】

未管理著作物裁定の申請を検討するに当たり、利用の可否に係る権利者の意思等の情報が表示されているかを確認する必要がありますが、具体的にどの範囲を確認すればよいでしょうか。

【回答】

未管理著作物裁定を申請する際には、利用しようとする著作物等が未管理公表著作物等に該当することが必要であり、この該当性を確認するため、利用者は以下を確認する必要があります（詳細は 56・57 ページ参照）。

- ①当該著作物等の周辺（書籍の奥付その他の紙面、CD のパッケージ等）
- ②インターネット上の検索サービス等で検索して表示された、権利者のものと想定されるウェブサイト（SNS やブログを含む。）及び権利者の委任を受けて権利者情報を掲載していることが想定されるウェブサイト（権利者団体や、出版者・レコード製作者等の媒体を提供する者のウェブサイト等）
- ③分野横断権利情報検索システムで検索し、確認すべきウェブサイトとして表示された団体等のウェブサイト等

なお、具体的にどの範囲まで確認すべきかについては、著作物等の種類や公表の態様（媒体・掲載場所等）によって異なりますが、利用の可否に係る権利者の意思等の情報が表示されていないことを疎明するに足りるだけの合理的な範囲での探索として、当該著作物等について通常確認できる範囲において、利用ルール及び利用申込を受け付けるための連絡先の記載の有無を確認することが必要となります。

【質問 8】【未管理著作物裁定制度に関する質問】

利用の可否に係る権利者の意思等の情報の表示の確認について、書籍等の版や刷が複数ある場合はどれを確認すればよいでしょうか。

【回答】

原則として、利用しようとする書籍等の最新の版・刷における表示の確認が必要です。

【質問 9】【未管理著作物裁定制度に関する質問】

書籍の奥付や CD のパッケージ等に、どのような文言が記載されていれば、未管理著作物裁定制度の対象外になるのでしょうか。

【回答】

未管理著作物裁定制度は、「著作権等管理事業者により管理されておらず、利用可否に関する権利者の意思等の情報が確認できない著作物等」を対象とする制度です。そのため、書籍の奥付その他の紙面、CD のパッケージ等に、利用可否に関する権利者の意思等の情報（利用ルールや利用申込を受け付けるための連絡先）の表示や、著作権等管理事業者により管理されていることを示す表示がある場合には、原則として本制度の対象外となります。

例えば、次のような表示がある場合は、通常、本制度の対象外となります。

① 利用ルールの表示

例：「文書を無断で転載又は複製することはお断りいたします。」

② 利用申込を受け付けるための連絡先の表示

例：「利用許諾に関する申請は、リンク先の申請フォームから行ってください。」

③ 著作権等管理事業者により管理されていることを示す表示

例：「＜日本複製権センター委託出版物＞本書をコピーされる場合は、事前に日本複製権センター（JRRC）の許諾を受けてください。」

なお、例外的に、①のうち以下に付されているものは、「利用可否に関する権利者の意思等の情報」には該当しません。

- ・ 国立国会図書館から図書館等に対して自動公衆送信を行う対象となる絶版等資料として、国立国会図書館のウェブサイトに公表されているもの
- ・ 過去になされた著作権者不明等の場合の裁定に係る著作物であって、裁定後に著作権者が判明していないもの

【質問 10】【未管理著作物裁定制度に関する質問】

利用の可否に係る権利者の意思等の情報の表示について、例えば書籍に記載された表示は、挿絵や写真にも及ぶのでしょうか。

【回答】

表示されている文言や、当該書籍における権利者の構成（写真・図版のクレジットの有無等）等により、意思表示の及ぶ範囲を判断します。

例えば、書籍に「本書に掲載された著作物の無断転載を禁じます」という利用ルールが明示されている場合、通常は、その書籍に掲載された全ての著作物（写真・図版等が掲載されている場合はそれらも含む）について意思表示があるものと考えられます。

【質問 11】【未管理著作物裁定制度に関する質問】

利用の可否に係る権利者への意思確認措置を行うための「国内のものと認められる連絡先」とは、どういったものが該当するのでしょうか。

【回答】

未管理著作物裁定制度における意思確認の連絡は、「国内のものと認められる連絡先又は連絡場所」に対して実施することとされています。

ここでいう「国内のものと認められる連絡先又は連絡場所」とは、例えば、国内の住所、「+81」で始まっている電話番号、「.jp」ドメインのメールアドレス等を指します。

しかし、必ずしも形式的に判断するものではなく、例えば、当該連絡先等が、日本国内で発行された著作物の周辺や、日本語で日本国内向けに配信された著作物の周辺、日本語で日本国内向けに開かれているウェブサイト等を確認して判明したものであるか否かといった事情を踏まえて判断することになります。

そのため、例えば「.com」ドメイン等であっても、上記のような経緯・状況から国内のものと認められる場合があります。

なお、国外の連絡先のみが見つかった場合は、未管理著作物裁定制度の対象外となります。

【質問 12】【未管理著作物裁定制度に関する質問】

利用の可否に係る権利者の意思を確認するための連絡について、権利者本人以外の連絡先（出版者等）に連絡した場合の扱いはどうなるのでしょうか。

【回答】

利用の可否に関する権利者の意思等の情報が表示されていない場合において、意思確認のための連絡は、基本的に権利者本人への連絡により行うことが想定されています。

したがって、第三者（出版者や著作権関係団体等）に連絡しただけで、「著作権者に連絡した（意思確認を行った）」と直ちに評価することはできません。

ただし、第三者が権利者の委任を受けて権利者の連絡窓口を担っていることが確認でき、その窓口として公表されている連絡先に連絡する場合には、当該連絡は意思確認のための連絡となります。

（3）裁定の申請手続

【質問 13】【両裁定制度に関する質問】

放送番組の二次利用では放送事業者が権利処理を行った後に実際の利用者（有線放送事業者、配信事業者等）へ「番組販売」を行うこと（いわゆる「元栓処理」）が一般的ですが、このような場合に放送事業者が実際の利用者に代わって、裁定の申請を行うことができますか。

【回答】

放送番組の二次利用については、原作、脚本、実演等について、番組供給を行う者が権利処理を行った上で番組を供給するという、いわゆる「元栓処理」が慣行となっており、実際の利用者が申請を行うことは事実上困難であると想定されます。

このような場合は、放送事業者が実際の利用者の利用も含めた裁定の申請を行うことも可能です。

【質問 14】【著作権者不明等の場合の裁定制度に関する質問】

申請中利用制度のメリットを教えてください。申請中利用制度を利用した場合、早く利用できると聞きましたが、裁定を申請してから、著作物等の利用までにどのくらいの期間がかかりますか。

【回答】

著作権者不明等の場合の裁定制度には、「申請中利用制度」（法第 67 条の 2）が設けられています。

(i) 申請中利用制度のメリット

担保金の支払を行った時点から著作物等を利用することができるため、裁定結果を待たずに著作物等の利用を開始できるというメリットがあります。そのため、現在、ほぼ全ての申請で申請中利用制度が利用されています。

ただし、申請中利用制度は、あくまで裁定を受けることを前提として、暫定的に利用を認める制度のため、権利者と連絡することができた場合は、その時点で著作物等の利用を中止する必要があります。また、担保金と補償金との差額の調整が必要となる場合があります。

(ii) 申請中利用制度を利用した場合の利用までの期間

申請中利用制度では、仮申請から担保金の通知までに目安として 3 週間の期間を要します。担保金の通知後、直ちに担保金を支払った場合には、仮申請から目安として 3 週間で利用を開始することができます。

もっとも、申請書や添付書類に不備がある場合や修正の必要がある場合等、諸般の事情により処理期間が上記期間よりも要する場合がありますので、期間に余裕をもってスケジュールを作成することをお勧めいたします。

(iii) 申請中利用制度を利用しない場合の利用までの期間

申請中利用制度を利用しない場合には、文化庁長官の裁定を受けて、定められた補償金額を支払った時点から著作物等の利用を開始することができます。

申請者が仮申請書等を文化庁に提出してから裁定の可否の決定を受けるまでの標準処理期間は、約 2 か月を想定しています。

もっとも、上記標準処理期間はあくまでも目安であり、申請書や添付書類に不備がある

場合や修正の必要がある場合等、諸般の事情により処理期間が2か月以上かかる場合がありますので、期間に余裕をもってスケジュールを作成することをお勧めします。

【質問 15】【両裁定制度に関する質問】

販売を予定している CD に含まれる数曲の楽曲について、権利者が不明です。申請は1曲ごとに行う必要がありますか。また、手数料は1曲ごとに支払う必要がありますか。

【回答】

質問のケースのように、販売予定の CD に関して複数の権利者が不明な場合、まとめて1件として申請することが可能であり、1件分の手数料を支払うこととなります。また、CD 販売とインターネット配信等のように、複数の利用方法について、まとめて1件として申請することも可能です。

なお、申請の単位に関する考え方は、著作権者不明等の場合の裁定制度と未管理著作物裁定制度とで同じです。

【質問 16】【両裁定制度に関する質問】

裁定申請に当たり、利用する数量や年数を定める必要がありますか。

【回答】

(i) 著作権者不明等の場合の裁定制度

補償金の額を算出するために必要となりますので、利用する数量、利用期間等について、申請者が希望する具体的な内容を記載していただく必要があります。ただし、申請できる数量や期間について、特段の上限はありません。なお、書籍の復刊や電子書籍のインターネット配信において、販売数の見込みが十分に立たない場合は、当初の印刷数や配信期間を少なく設定しておき、売行き等に応じて、後から増刷や配信期間の延長を行うというように、利用の数量や期間を区切り、複数回に分けて利用を行う旨の申請を行うことも可能です。この場合、利用の数量や期間ごとに補償金を追加で支払って利用することができます。

(ii) 未管理著作物裁定制度

著作権者不明等の場合の裁定制度と同様に、利用する数量、利用期間等について、申請者が希望する具体的な内容を定めていただく必要があります。ただし、利用期間には最長3年の上限があります。

【質問 17】【両裁定制度に関する質問】

電子書籍のインターネット配信を考えているのですが、当初1年間の配信を予定しています。更に、1年間配信期間を延長する場合には、再度裁定を受ける必要がありますか。

【回答】

当初から配信期間の延長の可能性がある場合は、延長分も含めて申請を行い、裁定を受けることも可能です。この場合、裁定を受けた範囲で利用するならば、再度裁定申請を行う必要はありません。

一方、裁定を申請する際に当初1年間の配信のみについて裁定を受けた場合、配信期間を延長するためには、再度裁定申請を行う必要があります。

なお、未管理著作物裁定制度については、法律上、利用期間は最長3年までと定められています。

【質問 18】【両裁定制度に関する質問】

書籍の販売を考えていますが、売行きによっては、インターネットでも配信することにしたいと考えています。後からインターネット配信をする場合は、再度裁定を受ける必要がありますか。

【回答】

書籍での販売のみについて裁定を受けた場合であれば、インターネット配信をする際には、再度裁定申請を行う必要があります。

なお、当初からインターネット配信を行う可能性がある場合は、インターネット配信分も含めて申請を行い、裁定を受けることも可能です。具体的には、利用方法に書籍の販売とインターネット配信とを併記して申請し、裁定を受けた上で、まず書籍の販売に係る補償金の支払を行って書籍の販売を開始し、インターネット配信を行うことが決まった時点でインターネット配信に係る補償金を追加で支払い、インターネット配信を開始するという方法をとることもできます。この場合には、インターネット配信を行う際に再度裁定申請を行う必要はありません。

(4) 裁定取消などの事後的な対応

【質問 19】【未管理著作物裁定制度に関する質問】

権利者が裁定の取消を請求する場合、登録確認機関又は指定補償金管理機関のいずれかを經由する必要がありますか。

【回答】

未管理著作物裁定の取消は、制度上、権利者が文化庁長官に対して請求するものとされています。したがって、取消の請求手続について、登録確認機関や指定補償金管理機関は関与しません。文化庁までお問い合わせください。

なお、取消が行われた後に権利者が補償金の還付を受けようとする際には、指定補償金管理機関に請求することになります。

【質問 20】【未管理著作物裁定制度に関する質問】

権利者から裁定取消が請求された場合に、申請者が文化庁に提出する弁明や有利な証拠とはどのようなものですか。

【回答】

権利者から裁定取消請求があった場合に申請者が提出する「弁明」や「有利な証拠」としては、一般的には、権利者の主張（取消理由）に対する反論や、それを基礎付ける資料が想定されます。

【質問 21】【未管理著作物裁定制度に関する質問】

未管理著作物裁定制度では、権利者が文化庁長官に請求をして裁定が取り消された後、「裁定による利用は停止される」とされていますが、この「利用の停止」としては、具体的にどのような対応が考えられますか。

【回答】

「利用の停止」として具体的に想定される対応としては、裁定で認められた利用方法（配信、複製、頒布、公衆送信等）に応じ、例えば次のようなものが考えられます。

- ・利用方法が、紙媒体、CD等の複製物の販売（複製、譲渡）の場合
→取消後の追加複製（増刷・プレス）の停止、新規の販売の停止¹⁰等
- ・利用方法が、公開イベントにおける上映や上演、演奏、展示の実施の場合
→当該著作物等の上映、上演、演奏、展示の停止等
- ・利用方法が、ウェブ掲載、ストリーミング、SNS投稿等（公衆送信：ストリーミング型）の場合
→当該コンテンツの公開停止、配信プラットフォームからの取下げ等
- ・利用方法が、電子書籍、アプリ、ゲーム配信等（公衆送信：ダウンロード提供型）の場合
→新規の販売停止、再ダウンロードの停止 等

【質問 22】【両裁定制度に関する質問】

権利者情報が不明なことを理由に未管理著作物裁定を受けて利用を行っていますが、その利用期間内に権利者が現れませんでした。著作権者不明等の場合の裁定（法第 67 条）による利用に移行しようとする場合、法第 67 条に定める権利者情報の取得に関する調査を行う必要がありますか。

【回答】

二つの裁定制度で必要となる要件が異なるため、著作権者不明等の場合の裁定制度（法第 67 条）に申請しようとする場合には、法第 67 条の趣旨に沿った調査・探索を行うことが必要です。

¹⁰ 在庫の扱いは当該複製物に係る流通契約等の状況による。

【質問 23】【未管理著作物裁定制度に関する質問】

未管理著作物裁定制度に基づき裁定利用を行い利用期間が経過しました。引き続き著作物を使用したいのですが、改めて裁定の申請をする必要があるでしょうか。また、申請に際して、未管理公表著作物等に該当することの確認や権利者への意思確認措置を改めて行う必要があるのでしょうか。

【回答】

未管理著作物裁定制度の利用期間経過後においても引き続き利用を希望する場合は、その時点の状況に応じて再度意思確認等の措置を行った上で、申請する必要があります。

すなわち、原則として、再申請は新たな申請として当該時点で制度要件を満たすことを示す必要があります。利用したい著作物等が未管理公表著作物等に該当することの確認や権利者への意思確認措置についても、改めて行うことになります。

資料1 申請書の記入例（著作権者不明等の場合の裁定制度）

【記入例①（言語の著作物の復刊）】

6,900 円

令和〇〇年〇〇月〇〇日

（収入印紙）

文化庁長官 殿

申請者 〒100-8959

東京都千代田区霞が関3丁目2番2号
株式会社文部科学出版

代表取締役 文科 太郎

担当者 編集部 著作 健太

電話：03-5253-4111（内線 2847）

E-mail：***@****. **. jp

裁定申請書

著作権法第67条第1項の規定に基づき、下記の著作物の利用を行いたいので、必要な資料を添えて申請します。

記

1 著作物の題号

日本の文化

2 著作者名

文化 太郎（ぶんか たろう）

3 著作物の種類及び内容又は体様

言語の著作物

株式会社〇〇出版より昭和57年11月2日に初版発行された書籍（全250ページ）

4 著作物の利用方法

（1）上記著作物を3,000部作成（複製）し、定価800円（本体価格）で販売（譲渡）する。

（2）上記に加えて、500部を単位として追加複製し、定価800円（本体価格）で販売（譲渡）する。

5 補償金の額の算定の基礎となるべき事項

【補償金額】

- (1) 〇円 (税込)
- (2) 〇円 (税込)

【算定方法】

裁定補償金額シミュレーションシステム¹¹の算出結果に基づき、算出した。

裁定補償金額シミュレーションシステム

言語の著作物 ※脚本を除く

書籍として出版する場合 (裁定補償金額シミュレーション)

下記の項目を入力してください

本体価格	800 円	発行部数	3000 部
本文総ページ数	250 ページ	実際に利用するページ数	250 ページ

戻る 次へ

裁定補償金額シミュレーションシステム

【算定結果】

著作権者不明著作物を利用する場合の補償金額 (目安) は下記です。

円

ご注意ください
本システムで計算された補償金額はあくまで目安です。
実際の裁定制度利用時に必要な金額は、文化庁への裁定制度利用申請の結果、決定されます。

特設ページTOPへ

戻って算定をやり直す

6 著作権法第 67 条第 2 項の該当の有無

無し

7 著作権法第 67 条の 2 第 1 項の規定による著作物の利用の有無

有り

¹¹ 本画面は 2026 年 3 月時点のシミュレーションシステムのものとなり、今後のシステム改修によって画面レイアウト等が変わる可能性があります。

【記入例②（実演が録音・録画されたテレビドラマのDVD化）】

6,900 円

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(収入印紙)

文化庁長官 殿

申請者 〒100-8959

東京都千代田区霞が関3丁目2番2号
文部科学放送株式会社

代表取締役 文化 花子

担当者 著作権部 千代田 文子

電話：03-5253-4111（内線 2847）

E-mail：***@****. **. jp

裁定申請書

著作権法第103条において準用する同法第67条第1項の規定に基づき、下記の実演の利用を行いたいので、必要な資料を添えて申請します。

記

1 実演が行われた作品名や実演家の役名等

テレビドラマ「文化的な生活」におけるカオル役

2 実演家名

文科 霞（もんか かすみ）

3 実演の内容又は体様

テレビドラマ「文化的な生活」（全10回）（昭和55年1月10日～昭和55年3月5日 文部科学放送株式会社において放送）におけるカオル役の実演

4 実演の利用方法

- (1) 当該実演が収録された放送番組をDVDとして1,000本作成（録音・録画）し、定価7,000円（本体価格）で販売（譲渡）する。
- (2) 上記に加えて、必要に応じて100本を単位として追加作成（録音・録画）し、定価7,000円（本体価格）で販売（譲渡）する。

5 補償金の額の算定の基礎となるべき事項

【補償金額】

- (1) ○円 (税込)
- (2) ○円 (税込)

【算定方法】

- (1) 小売価格×使用料率(○%)×寄与率(○%)×出荷数×(1+消費税率)
→7,000円×○×○×1,000本×1.1=○円
- (2) 小売価格×使用料率(○%)×寄与率(○%)×出荷数×(1+消費税率)
→7,000円×○×○×100本×1.1=○円

一般社団法人○○(令和○年○月 担当○○氏)に問い合わせたところ、上記算定式により補償金額を算定することは妥当であるとの見解を得た(資料X参照)。

※別添資料として著作権等管理事業者への照会・回答のメールの写し等を提出してください。

- 6 著作権法第103条において準用する同法第67条第2項の該当の有無
無し

- 7 著作権法第103条において準用する同法第67条の2第1項の規定による著作物の利用の有無
有り

資料 2 添付資料の記入例（著作権者不明等の場合の裁定制度）

- ・添付資料 i 申請に係る著作物が公表著作物等に該当することを疎明する資料
- ・添付資料 ii 権利者と連絡することができなかったことを疎明する資料
- ・添付資料 iii 著作者が申請に係る著作物の利用を廃絶しようとしていることが明らかでないことを疎明する資料

【添付資料 i の記入例】

(添付資料 i)

申請に係る著作物が公表著作物等に該当することを疎明する資料

別添資料 X のとおり、本件申請に係る著作物「〇〇」は「公表された著作物又は相当期間にわたり公衆に提供され、若しくは提示されている事実が明らかである著作物」に該当する。

※別添資料として、公表等されていることを裏付ける資料を提出してください。

<具体例>

- ・書籍や雑誌の場合：表紙と奥付のコピー又は国立国会図書館が所蔵・提供していることを示す書誌情報
- ・映画の場合：パンフレット
- ・演奏されたものの場合：コンサートのプログラム
- ・放送されたものの場合：番組表

【添付資料 ii の記入例（申請に係る著作物が 1 つの場合）】

(添付資料 ii)

著作権者と連絡することができなかったことを疎明する資料

本件申請に係る著作物「〇〇」について、以下のとおり調査を行ったが、権利者と連絡をすることができなかった。

(1) 権利者と連絡を取るために必要な情報を取得するための所定の措置

ア 広く権利者情報を掲載していると認められるものとして文化庁長官が定める刊行物その他の資料を閲覧すること

【(i) 著作物等の種類に応じて作成された名簿又はこれに準ずるものの閲覧を選択した場合の例】

令和〇年〇月〇日、〇〇第〇版（昭和〇年刊行）を閲覧したが、著作権者に関する情報は掲載されていなかった。／令和〇年〇月〇日、〇〇第〇版（昭和〇年刊行）を閲覧したところ、著作権者の住所が記載されていた。

【(ii) 広くウェブサイトの情報を検索する機能を有するウェブサイトでの検索を選択した場合の例】

令和〇年〇月〇日、検索サイトである Google により、著作者の氏名、著作物の題号及びその他の情報から検索を行ったが、著作権者の連絡先につながる情報は得られなかった。

【(iii) 過去に行われた著作権者不明等の場合の裁定に係る著作物等について裁定を受けようとする場合であって、文化庁のウェブサイトに掲載されたこれらの著作物等に関するデータベースでの検索を選択した場合の例】

令和〇年〇月〇日、文化庁のウェブサイトに掲載されている過去に裁定を受けた著作物等のデータベースを確認したところ、通番 XX-XXXXXX に本件申請に係る著作物「〇〇〇」についての記載があった（平成〇年〇月〇日裁定）が、既に把握している情報以外に新たな情報は記載されていなかった。

イ 広く権利者情報を保有していると認められる者として文化庁長官が定める者に対し照会すること

【過去に行われた著作権者不明等の場合の裁定に係る著作物等について裁定を受けようとする場合以外の場合の例】

(i) 著作権等管理事業者への照会

著作権等管理事業者である〇〇（令和〇年〇月 担当〇〇氏）、△△（令和〇年〇月 担当〇〇氏）にメールで照会を行ったが、著作権者に関する情報は得られなかった（別添資料 X 参照。）。また、令和〇年〇月、□□のウェブサイトにおいて管理著作物等の情報を閲覧したが、著作権者に関する情報は記載されていなかった。

※別添資料として、照会・回答のメールの写し等を提出してください。

(ii) 同種著作物等について識見を有する者を主たる構成員とする団体への照会

著作者は、かつて、〇〇協会の会員であったため、令和〇年〇月、同協会に対してメールで照会を行ったが、上記アで得られた住所以外に新たな情報は得られなかった（別添資料 X 参照）。また、令和〇年〇月、権利者団体である△△協会に対してメールで照会を行ったが、著作権者の連絡先に関する情報は持ち合わせていないとの回答を得た（別添資料 X 参照）。

※別添資料として、照会・回答のメールの写し等を提出してください。

【過去に行われた著作権者不明等の場合の裁定に係る著作物等について裁定を受けようとする場合の例】

令和〇年〇月〇日、文化庁のウェブサイトに掲載されている過去に裁定を受けた著作物等のデータベースを確認したところ、通番 XX-XXXXXX に本件申請に係る著作物「〇〇〇」についての記載があった（平成〇年〇月〇日裁定）が、既に把握している情報以外に新たな情報は記載されていなかった。

ウ 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載その他これに準ずるものとして文化庁長官が定める方法により、公衆に対し広く権利者情報の提供を求めること

令和〇年〇月〇日から、公益社団法人著作権情報センターのウェブサイトで著作権者捜しの広告を出したが、掲載日翌日から7日間経過後も著作権者につながる情報は得られなかった（別添資料 X 参照）。

※別添資料として、CRIC のウェブサイトに掲載したことを証する「権利者捜し」広告掲載申込書及び掲載画面の写しを提出してください。

(2) 保有する全ての権利者情報に基づき、権利者と連絡するための措置

著作権者の連絡先等に関する情報は得られなかった。／(1)アにより取得した住所に手紙を送ったが、「あて所に尋ねあたりません」として返送された（別添資料 X 参照）。

※別添資料として、あて所不明で返送された手紙の封筒の写し等を提出してください。

【添付資料 ii の記入例（申請に係る著作物が複数の場合）】

(添付資料 ii)

著作権者と連絡することができなかったことを疎明する資料

著作物の題号	著作者名	(1) ア 広く権利者情報を掲載していると認められる資料として文化庁長官が定めるもののうちいずれか適切なものを閲覧すること			(1) イ 文化庁長官が定める者のうち適切なものに対し照会すること			(1) ウ 日刊新聞紙に掲載すること又は公益社団法人著作権情報センターのウェブサイトより、公衆に対し広く権利者情報の提供を求めること	(2) 権利者と連絡するための措置
		(i) 名簿又はこれに準ずるものの閲覧	(ii) ウェブサイトでの検索	(iii) 文化庁のウェブサイトに掲載されたデータベースでの検索	(i) 著作権等管理事業者等への照会	(ii) 同種著作物等について識見を有する者を主たる構成員とする団体への照会	(iii) 文化庁長官への照会		
1 著作権等管理事業法概論	著作 権太郎	令和〇年〇月〇日、〇〇第〇版(昭和〇年刊行)を閲覧したところ、著作権者の住所が記載されていた。	—	—	〇〇(令和〇年〇月担当〇〇氏)、△△(令和〇年〇月担当〇〇氏)にメールで照会を行ったが、著作権者の連絡先等に関する情報は得られなかった(別添資料X参照)。	著作権等管理事業法に関する学会である〇〇に照会を行ったが、著作権者の連絡先等に関する情報は得られなかった(別添資料X参照)。	—	令和〇年〇月〇日から、公益社団法人著作権情報センターのウェブサイトにて7日以上期間継続して掲載することにより、公衆に対し広く権利者情報の提供を求めること	(1) ア(i)で取得した住所に手紙を送ったが、「あて所に尋ねあたりません」として返送された(別添資料X参照)。
2 新しい文化	文化 花子	—	令和〇年〇月〇日、Googleで、題号及び著作者名に關係するキーワードから検索を行ったが、著作権者の連絡先につながる情報は得られなかった。	—	令和〇年〇月、□□のウェブサイトにおいて管理著作物等の情報を閲覧したが、著作権者に関する情報は記載されていない(別添資料X参照)。	権利者団体である△△協会に対してメールで照会を行ったが、著作権者の連絡先に関する情報は持ち合わせていない(別添資料X参照)。	—	令和〇年〇月〇日から、公益社団法人著作権情報センターのウェブサイトで権利者捜しの広告を出したが、掲載日翌日から7日間経過後も、著作権者につながる情報は得られなかった。	著作権者の連絡先等の情報は得られなかった。
3 メディアとしてのポスター	不明	—	—	令和〇年〇月〇日、文化庁のウェブサイトに掲載されている過去に裁定を受けた著作物等のデータベースを確認したところ、通番XX-XXXXXXに当該著作物についての記載があった(平成〇年〇月〇日裁定)が、既に把握している情報以外に新たな情報は記載されていない(別添資料X参照)。	—	—	(1) ア(iii)と同じ	令和〇年〇月〇日から、公益社団法人著作権情報センターのウェブサイトにて7日以上期間継続して掲載することにより、公衆に対し広く権利者情報の提供を求めること	著作権者の連絡先等の情報は得られなかった。
4 ……	…	…	…	…	…	…	…	…	…

【添付資料iiiの記入例】

(添付資料iii)

著作者が申請に係る著作物の利用を廃絶しようとしていることが明らかでないことを疎明する資料

本件申請に係る著作物「〇〇」について、以下のとおり調査を行ったが、著作者が当該著作物の利用を廃絶しようとしていることが明らかな事情は確認できなかった。

【出版物の場合の例】

Yahoo! JAPAN 及び Google において、当該著作物の題号や著作者名等を検索したが、発行された本が全て回収されている等の事情は確認できなかった。

【インターネット上に掲載されたコンテンツの場合の例】

著作者のウェブサイトを確認したところ、当該著作物が引き続き掲載されていることを確認した。

資料3 申請書の記入例（未管理著作物裁定制度）

【記入例①（漫画のインターネット配信）】

令和〇〇年〇〇月〇〇日

文化庁長官 殿

申請者 〒100-8959

東京都千代田区霞が関3丁目2番2号
株式会社文部科学メディア

代表取締役 文科 次郎

担当者 編集部 著作 健司

電話：03-5253-4111（内線 2847）

E-mail：***@****. **. jp

裁定申請書

著作権法第 67 条の 3 第 1 項の規定に基づき、下記の著作物の利用を行いたいので、必要な資料を添えて申請します。

記

1 著作物の題号

NIHON BUNKA

2 著作者名

文化 三郎（ぶんか さぶろう）

3 著作物の種類及び内容又は体様

言語の著作物、美術の著作物

株式会社〇〇出版より昭和 57 年 11 月 2 日に初版発行された書籍の〇ページ～〇ページに掲載された漫画

4 著作物の利用方法

上記著作物を電子書籍として複製し、電子書籍販売サイト（株式会社〇〇）のサーバーにおいて、利用者の求めに応じ、いつでも送信できる状態にし（複製、送信可能化）、定価 800 円（本体価格）でダウンロード形式のインターネット配信（公衆送信、複製）を行う。総ダウンロード数は 1,000 回を上限とする。

5 著作物の利用期間

令和○年○月○日～令和○年○月○日

6 補償金の額の算定の基礎となるべき事項

【補償金額】

○円（税込）

【算定方法】

本体価格×ダウンロード数×使用料率○%×（1＋消費税率）

→800円×1,000回×○×1.10＝○円

○○の使用料規程第○条の規定に基づき、算定した。

○○使用料規程（抜粋）

第○条・・・

7 著作権法第67条の3第11項の該当の有無

無し

【記入例②（音楽の著作物のインターネット配信）】

令和〇〇年〇〇月〇〇日

文化庁長官 殿

申請者 〒100-8959
東京都千代田区霞が関3丁目2番2号
文部科学通信株式会社
代表取締役 文科 太郎
担当者 編集部 著作 健太
電話：03-5253-4111（内線 2847）
E-mail：***@****. **. jp

裁定申請書

著作権法第 67 条第 1 項の規定に基づき、下記の著作物の利用を行いたいので、必要な資料を添えて申請します。

記

- 1 著作物の題号
The Best of Saitei
- 2 著作者名
千代田 太郎（ちよだ たろう）
- 3 著作物の種類及び内容又は体様
音楽の著作物（楽曲）
令和〇〇年〇月〇日、東京都千代田区〇〇ホールで開催された「第 15 回若手作曲家コンクール」において、文化薫氏によりピアノ演奏された楽曲
- 4 著作物の利用方法
上記著作物の楽曲データを、株式会社〇〇のサーバーにおいて、利用者の求めに応じ、いつでも送信できる状態にし（複製、送信可能化）、無料でストリーミング形式のインターネット配信を行う（公衆送信、複製）。配信期間は令和〇年〇月〇〇日から〇〇月〇〇日までの2年間とする。
- 5 著作物の利用期間
令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日

6 補償金の額の算定の基礎となるべき事項

【補償金額】

○円（税込）

【算定方法】

年額使用料×使用年数×（1＋消費税率）

→○円×2年×1.10＝○円

○○の使用料規程第○条の規定に基づき、算定した。

○○使用料規程（抜粋）

第○条・・・

7 著作権法第67条の3第11項の該当の有無

無し

資料4 添付資料の記入例（未管理著作物裁定制度）

- ・添付資料 i 申請に係る著作物が未管理公表著作物等に該当すること及び利用の可否に係る権利者の意思が確認できなかったことを疎明する資料
- ・添付資料 ii 著作者が申請に係る著作物の利用を廃絶しようとしていることが明らかでないことを疎明する資料

【添付資料 i の記入例】

(添付資料 i)

申請に係る著作物が未管理公表著作物等に該当すること及び
利用の可否に係る権利者の意思が確認できなかったことを疎明する資料

本件申請に係る著作物「〇〇」について、1. のとおり、著作権法第 67 条の 3 第 2 項に規定される未管理公表著作物等に該当することを確認した。また、2. のとおり、当該未管理公表著作物等の利用の可否に係る権利者の意思を確認するための措置をとったが、その意思を確認することができなかった。

1. 申請に係る著作物が未管理公表著作物等に該当することについて

(1) 公表著作物等であることの確認

別添資料 X のとおり、当該著作物は「公表された著作物又は相当期間にわたり公衆に提供され、若しくは提示されている事実が明らかである著作物」に該当する。

※別添資料として、公表等されていることを裏付ける資料を提出してください。

<具体例>

- ・書籍や雑誌の場合：表紙と奥付のコピー又は国立国会図書館が所蔵・提供していることを示す書誌情報
- ・映画の場合：パンフレット
- ・演奏されたものの場合：コンサートのプログラム
- ・放送されたものの場合：番組表

(2) 著作権等管理事業者による管理が行われていないことの確認

著作権等管理事業者である〇〇（令和〇年〇月 担当〇〇氏）、△△（令和〇年〇月 担当〇〇氏）にメールで問い合わせたところ、当該著作物の著作権について、管理は行っていないとの回答を得た（別添資料 X 参照）。また、令和〇年〇月、□□のウェブサイトにおいて管理著作物等の情報を閲覧し、当該著作物の著作権について、管理が行われていないことを確認した。

※別添資料として、照会・回答のメールの写し等を提出してください。

(3)利用の可否に係る権利者の意思を確認するための情報が表示されていないこと
の確認

以下のとおり著作物の周辺の確認やウェブサイトの閲覧等を行ったが、利用の可否に係る権利者の意思を確認するための情報が表示されていることは確認できなかった。

ア 著作物等の周辺の確認

【実施日】 令和〇年〇月〇日

【確認した箇所】

①書籍の奥付

②・・・

【結果】

①「©〇〇〇〇」という記載はあったが、当該著作物の利用の可否に係る権利者の意思等の情報は確認できなかった。(別添資料 X 参照)

②・・・

イ インターネット上の検索サービス等を用いて検索し、権利者が開設していることが想定されるウェブサイトや著作権者の委任を受けて権利者情報を掲載していることが想定されるウェブサイトを閲覧すること

【実施日】 令和〇年〇月〇日

【確認したウェブサイト】

検索サイトである Google で検索し、以下のウェブサイトを確認した。

①著作権者のものと想定されるブログ (<https://...>)

②当該著作物を出版した〇〇出版社のウェブサイト (<https://...>)

③・・・

【結果】

①～③のいずれにおいても、当該著作物の利用の可否に係る権利者の意思等の情報は確認できなかった (別添資料 X 参照)。

ウ 分野横断権利情報検索システムで検索し、確認すべきウェブサイトとして表示されたものを閲覧すること

【実施日】 令和〇年〇月〇日

【確認したウェブサイト】

分野横断権利情報検索システムの団体検索機能を用いて、著作物の分野「〇〇」で検索し、表示された以下のウェブサイトを確認した。

①〇〇協会 (<https://...>)

②・・・

【結果】

①②のいずれにおいても、当該著作物の利用の可否に係る権利者の意思等の情報は確認できなかった（別添資料 X 参照）。

※別添資料として、奥付のコピーや確認したウェブサイトのスクリーンショット等を提出してください。

2. 当該未管理公表著作物等の利用の可否に係る権利者の意思を確認するための措置をとったが、その意思を確認することができなかったことについて

【利用申込を受け付ける意思を伴わない連絡先が入手できた場合】

1. (3) イ①著作権者のものと想定されるブログにおいて、著作権者のメールアドレスが見つかったため、令和〇年〇月〇日に利用を希望する旨を明示した上でメールを送ったが、14日間経過後も、返信がなかった（別添資料 X 参照）。

※別添資料として、送信したメールの写し等を提出してください。

【利用申込を受け付ける意思を伴わない連絡先が入手できなかった場合】

1. (3) ア～ウにおいて、利用申込を受け付ける意思を伴わない連絡先の探索も実施したが、権利者の連絡先は入手できなかった。

【添付資料 i の別紙作成例（申請に係る著作物が複数の場合）】

(添付資料 i 別紙)

著作物の題号	著作者名	(1) 申請に係る著作物に関する著作権について、著作権等管理事業者による管理が行われていないことの確認	(2) 利用の可否に係る権利者の意思等の情報が表示されていないことの確認			(3) 申請に係る著作物の利用の可否に係る権利者の意思を確認するための措置
			ア 著作物等の周辺の確認	イ インターネット上の検索サービス等を用いて検索し、権利者が開設していることが想定されるウェブサイトや著作権者の委任を受けて権利者情報を掲載していることが想定されるウェブサイトを開覧すること	ウ 分野横断権利情報検索システムで検索し、確認すべきウェブサイトとして表示されたものを閲覧すること	
1 日本文化	文化 太郎	著作権等管理事業者である〇〇（令和〇年〇月 担当〇〇氏）、△△（令和〇年〇月 担当〇〇氏）にメールで問い合わせたところ、当該著作物の著作権について、管理は行っていないとの回答を得た（別添資料X参照）。	書籍の奥付を確認したが、当該著作物の利用の可否に係る権利者の意思等の情報は表示されていなかった（別添資料X参照）。	Googleで検索を行い、以下のウェブサイトを確認したが、いずれにおいても、当該著作物の利用の可否に係る権利者の意思等の情報は確認できなかった（別添資料X参照）。 ①文化太郎氏の公式ウェブサイト (https://...) ②〇〇出版社のウェブサイト (https://...)	分野横断権利情報検索システムの団体検索機能を用いて、著作物の分野「〇〇」で検索し、表示された以下のウェブサイトを確認したが、いずれにおいても、当該著作物の利用の可否に係る権利者の意思等の情報は確認できなかった（別添資料X参照）。 ①〇〇協会 (https://...) ②・・・	(2) イ①文化太郎氏の公式ウェブサイトにおいて、同氏のメールアドレスが見つかったため、令和〇年〇月〇日に利用を希望する旨を明示した上でメールを送ったが、14日間経過後も、返信がなかった（別添資料X参照）。
2 新しい文化	文化 花子	令和〇年〇月、〇〇及び△△のウェブサイトにおいて管理著作物等の情報を閲覧し、当該著作物の著作権について、管理が行われていないことを確認した。	DVDのパッケージ並びに動画の冒頭及びエンドロールを確認したが、当該著作物の利用の可否に係る権利者の意思等の情報は表示されていなかった（別添資料X参照）。	Yahoo! JAPANで検索を行い、以下のウェブサイトを開覧したが、いずれにおいても、当該著作物の利用の可否に係る権利者の意思等の情報は確認できなかった（別添資料X参照）。 ①文化花子氏のブログ (https://...) ②〇〇協会のウェブサイト (https://...)	分野横断権利情報検索システムの団体検索機能を用いて、著作物の分野「〇〇」で検索し、表示された以下のウェブサイトを開覧したが、いずれにおいても、当該著作物の利用の可否に係る権利者の意思等の情報は確認できなかった（別添資料X参照）。 ①〇〇協会 (https://...) ②・・・	(2) ア～ウにおいて、利用申込を受け付ける意思を伴わない連絡先の探索も実施したが、権利者の連絡先は入手できなかった。
3

【添付資料 ii の記入例】

(添付資料 ii)

著作者が申請に係る著作物の利用を廃絶しようとしていることが明らかでないことを疎明する資料

本件申請に係る著作物「〇〇」について、以下のとおり調査を行ったが、著作者が当該著作物の利用を廃絶しようとしていることが明らかな事情は確認できなかった。

【出版物の場合の例】

Yahoo! JAPAN 及び Google において、当該著作物の題号や著作者名等を検索したが、発行された本が全て回収されている等の事情は確認できなかった。

【インターネット上に掲載されたコンテンツの場合の例】

著作者のウェブサイトを確認したところ、当該著作物が引き続き掲載されていることを確認した。

資料5 関係法令等

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）（抄）

（著作物の例示）

第十条 この法律にいう著作物を例示すると、おおむね次のとおりである。

- 一 小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物
- 二 音楽の著作物
- 三 舞踊又は無言劇の著作物
- 四 絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物
- 五 建築の著作物
- 六 地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物
- 七 映画の著作物
- 八 写真の著作物
- 九 プログラムの著作物

2・3 （略）

（検討の過程における利用）

第三十条の三 著作権者の許諾を得て、又は第六十七条第一項、第六十七条の三第一項、第六十八条第一項若しくは第六十九条第一項の規定による裁定を受けて著作物を利用しようとする者は、これらの利用についての検討の過程（当該許諾を得、又は当該裁定を受ける過程を含む。）における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、当該著作物を利用することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

（著作権者不明等の場合における著作物の利用）

第六十七条 公表された著作物又は相当期間にわたり公衆に提供され、若しくは提示されている事実が明らかである著作物（以下この条及び第六十七条の三第二項において「公表著作物等」という。）を利用しようとする者は、次の各号のいずれにも該当するときは、文化庁長官の裁定を受け、かつ、通常の使用料の額に相当するものとして文化庁長官が定める額の補償金を著作権者のために供託して、当該裁定の定めるところにより、当該公表著作物等を利用することができる。

- 一 権利者情報（著作権者の氏名又は名称及び住所又は居所その他著作権者と連絡するために必要な情報をいう。以下この号において同じ。）を取得するための措置として文化庁長官が定めるものを取り、かつ、当該措置により取得した権利者情報その他その保有する全ての権利者情報に基づき著作権者と連絡するための措置をとつたにもかかわらず、著作権者と連絡することができなかつたこと。

- 二 著作者が当該公表著作物等の出版その他の利用を廃絶しようとしていることが明らかでないこと。
- 2 国、地方公共団体その他これらに準ずるものとして政令で定める法人（以下この節において「国等」という。）が前項の規定により公表著作物等を利用しようとするときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定による供託を要しない。この場合において、国等が著作権者と連絡をすることができるに至ったときは、同項の規定により文化庁長官が定める額の補償金を著作権者に支払わなければならない。
- 3 第一項の裁定（以下この条及び次条において「裁定」という。）を受けようとする者は、裁定に係る著作物の題号、著作者名その他の当該著作物を特定するために必要な情報、当該著作物の利用方法、補償金の額の算定の基礎となるべき事項その他文部科学省令で定める事項を記載した申請書に、次に掲げる資料を添えて、これを文化庁長官に提出しなければならない。
- 一 当該著作物が公表著作物等であることを疎明する資料
 - 二 第一項各号に該当することを疎明する資料
 - 三 前二号に掲げるもののほか、文部科学省令で定める資料
- 4 裁定を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。ただし、当該者が国であるときは、この限りでない。
- 5 裁定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 当該裁定に係る著作物の利用方法
 - 二 前号に掲げるもののほか、文部科学省令で定める事項
- 6 文化庁長官は、裁定をしない処分をするときは、あらかじめ、裁定の申請をした者（次項及び次条第一項において「申請者」という。）にその理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。
- 7 文化庁長官は、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める事項を申請者に通知しなければならない。
- 一 裁定をしたとき 第五項各号に掲げる事項及び当該裁定に係る著作物の利用につき定めた補償金の額
 - 二 裁定をしない処分をしたとき その旨及びその理由
- 8 文化庁長官は、裁定をしたときは、その旨及び次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。
- 一 当該裁定に係る著作物の題号、著作者名その他の当該著作物を特定するために必要な情報
 - 二 第五項第一号に掲げる事項
 - 三 前二号に掲げるもののほか、文部科学省令で定める事項
- 9 文化庁長官は、前項の規定による公表に必要と認められる限度において、裁定に係る著作物を利用することができる。
- 10 第一項の規定により作成した著作物の複製物には、裁定に係る複製物である旨及びその裁定のあつた年月日を表示しなければならない。

(裁定申請中の著作物の利用)

第六十七条の二 申請者は、当該申請に係る著作物の利用方法を勘案して文化庁長官が定める額の担保金を供託した場合には、裁定又は裁定をしない処分を受けるまでの間（裁定又は裁定をしない処分を受けるまでの間に著作権者と連絡をすることができるに至ったときは、当該連絡をすることができるに至った時までの間）、当該申請に係る利用方法と同一の方法により、当該申請に係る著作物を利用することができる。ただし、当該著作物の著作者が当該著作物の出版その他の利用を廃絶しようとしていることが明らかであるときは、この限りでない。

- 2 国等が前項の規定により著作物を利用しようとするときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定による供託を要しない。
- 3 第一項の規定により作成した著作物の複製物には、同項の規定の適用を受けて作成された複製物である旨及び裁定の申請をした年月日を表示しなければならない。
- 4 第一項の規定により著作物を利用する者（以下「申請中利用者」という。）（国等を除く。次項において同じ。）が裁定を受けたときは、前条第一項の規定にかかわらず、同項の補償金のうち第一項の規定により供託された担保金の額に相当する額（当該担保金の額が当該補償金の額を超えるときは、当該額）については、同条第一項の規定による供託を要しない。
- 5 申請中利用者は、裁定をしない処分を受けたとき（当該処分を受けるまでの間に著作権者と連絡をすることができるに至った場合を除く。）は、当該処分を受けた時までの間における第一項の規定による著作物の利用に係る使用料の額に相当するものとして文化庁長官が定める額の補償金を著作権者のために供託しなければならない。この場合において、同項の規定により供託された担保金の額のうち当該補償金の額に相当する額（当該補償金の額が当該担保金の額を超えるときは、当該額）については、当該補償金を供託したものとみなす。
- 6 申請中利用者（国等に限り。）は、裁定をしない処分を受けた後に著作権者と連絡をすることができるに至ったときは、当該処分を受けた時までの間における第一項の規定による著作物の利用に係る使用料の額に相当するものとして文化庁長官が定める額の補償金を著作権者に支払わなければならない。
- 7 申請中利用者は、裁定又は裁定をしない処分を受けるまでの間に著作権者と連絡をすることができるに至ったときは、当該連絡をすることができるに至った時までの間における第一項の規定による著作物の利用に係る使用料の額に相当する額の補償金を著作権者に支払わなければならない。
- 8 第四項、第五項又は前項の場合において、著作権者は、前条第一項又はこの条第五項若しくは前項の補償金を受ける権利に関し、第一項の規定により供託された担保金から弁済を受けることができる。
- 9 第一項の規定により担保金を供託した者は、当該担保金の額が前項の規定により著作権者が弁済を受けることができる額を超えることとなつたときは、政令で定めるところにより、その全部又は一部を取り戻すことができる。

- 10 文化庁長官は、申請中利用者から裁定の申請を取り下げる旨の申出があつたときは、裁定をしない処分をするものとする。この場合において、前条第六項の規定は、適用しない。

(未管理公表著作物等の利用)

第六十七条の三 未管理公表著作物等を利用しようとする者は、次の各号のいずれにも該当するときは、文化庁長官の裁定を受け、かつ、通常の使用料の額に相当する額を考慮して文化庁長官が定める額の補償金を著作権者のために供託して、当該裁定の定めるところにより、当該未管理公表著作物等を利用することができる。

- 一 当該未管理公表著作物等の利用の可否に係る著作権者の意思を確認するための措置として文化庁長官が定める措置をとつたにもかかわらず、その意思の確認ができなかつたこと。
 - 二 著作者が当該未管理公表著作物等の出版その他の利用を廃絶しようとしていることが明らかでないこと。
- 2 前項に規定する未管理公表著作物等とは、公表著作物等のうち、次の各号のいずれにも該当しないものをいう。
- 一 当該公表著作物等に関する著作権について、著作権等管理事業者による管理が行われているもの
 - 二 文化庁長官が定める方法により、当該公表著作物等の利用の可否に係る著作権者の意思を円滑に確認するために必要な情報であつて文化庁長官が定めるものの公表がされているもの
- 3 第一項の裁定（以下この条において「裁定」という。）を受けようとする者は、裁定に係る著作物の題号、著作者名その他の当該著作物を特定するために必要な情報、当該著作物の利用方法及び利用期間、補償金の額の算定の基礎となるべき事項その他文部科学省令で定める事項を記載した申請書に、次に掲げる資料を添えて、これを文化庁長官に提出しなければならない。
- 一 当該著作物が未管理公表著作物等であることを疎明する資料
 - 二 第一項各号に該当することを疎明する資料
 - 三 前二号に掲げるもののほか、文部科学省令で定める資料
- 4 裁定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 当該裁定に係る著作物の利用方法
 - 二 当該裁定に係る著作物を利用することができる期間
 - 三 前二号に掲げるもののほか、文部科学省令で定める事項
- 5 前項第二号の期間は、第三項の申請書に記載された利用期間の範囲内かつ三年を限度としなければならない。
- 6 第六十七条第四項及び第六項から第十項までの規定は、裁定について準用する。この場合において、同条第七項第一号中「第五項各号」とあるのは「第六十七条の三第四項各号」と、同条第八項第二号中「第五項第一号」とあるのは「第六十七条の三第四項第

一号及び第二号」と読み替えるものとする。

- 7 裁定に係る著作物の著作権者が、当該著作物の著作権の管理を著作権等管理事業者に委託すること、当該著作物の利用に関する協議の求めを受け付けるための連絡先その他の情報を公表することその他の当該著作物の利用に関し当該裁定を受けた者からの協議の求めを受け付けるために必要な措置を講じた場合には、文化庁長官は、当該著作権者の請求により、当該裁定を取り消すことができる。この場合において、文化庁長官は、あらかじめ当該裁定を受けた者にその理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。
- 8 文化庁長官は、前項の規定により裁定を取り消したときは、その旨及び次項に規定する取消時補償金相当額その他の文部科学省令で定める事項を当該裁定を受けた者及び前項の著作権者に通知しなければならない。
- 9 前項に規定する場合においては、著作権者は、第一項の補償金を受ける権利に関し同項の規定により供託された補償金の額のうち、当該裁定のあつた日からその取消しの処分の日までの前日までの期間に対応する額（以下この条において「取消時補償金相当額」という。）について弁済を受けることができる。
- 10 第八項に規定する場合においては、第一項の補償金を供託した者は、当該補償金の額のうち、取消時補償金相当額を超える額を取り戻すことができる。
- 11 国等が第一項の規定により未管理公表著作物等を利用しようとするときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定による供託を要しない。この場合において、国等は、著作権者から請求があつたときは、同項の規定により文化庁長官が定める額（第八項に規定する場合にあつては、取消時補償金相当額）の補償金を著作権者に支払わなければならない。

（裁定に関する事項の政令への委任）

第七十条 第六十七条から前条までに規定するもののほか、この節に定める裁定に関し必要な事項は、政令で定める。

（文化審議会への諮問）

第七十一条 文化庁長官は、次に掲げる事項を定める場合には、文化審議会に諮問しなければならない。

- 一 第三十三条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第二項又は第三十三条の三第二項の算出方法
- 二 第六十七条第一項、第六十七条の二第五項若しくは第六項、第六十七条の三第一項、第六十八条第一項又は第六十九条第一項の補償金の額

（補償金の額についての訴え）

第七十二条 第六十七条第一項、第六十七条の二第五項若しくは第六項、第六十七条の三第一項、第六十八条第一項又は第六十九条第一項の規定に基づき定められた補償金の額

について不服がある当事者は、これらの規定による裁定（第六十七条の二第五項又は第六項に係る場合にあつては、第六十七条第一項の裁定をしない処分）があつたことを知つた日から六月以内に、訴えを提起してその額の増減を求めることができる。

- 2 前項の訴えにおいては、訴えを提起する者が著作物を利用する者であるときは著作権者を、著作権者であるときは著作物を利用する者を、それぞれ被告としなければならない。

（補償金の額についての審査請求の制限）

第七十三条 第六十七条第一項、第六十七条の三第一項、第六十八条第一項又は第六十九条第一項の裁定又は裁定をしない処分についての審査請求においては、その裁定又は裁定をしない処分に係る補償金の額についての不服をその裁定又は裁定をしない処分についての不服の理由とすることができない。ただし、第六十七条第一項又は第六十七条の三第一項の裁定又は裁定をしない処分を受けた者が著作権者の不明その他これに準ずる理由により前条第一項の訴えを提起することができない場合は、この限りでない。

（補償金等の供託）

第七十四条 （略）

- 2 （略）

- 3 第六十七条第一項、第六十七条の二第五項、第六十七条の三第一項若しくは前二項の規定による補償金の供託又は第六十七条の二第一項の規定による担保金の供託は、著作権者が国内に住所又は居所で知れているものを有する場合にあつては当該住所又は居所の最寄りの供託所に、その他の場合にあつては供託をする者の住所又は居所の最寄りの供託所に、それぞれするものとする。

- 4 前項の供託をした者は、すみやかにその旨を著作権者に通知しなければならない。ただし、著作権者の不明その他の理由により著作権者に通知することができない場合は、この限りでない。

（著作隣接権の譲渡、行使等）

第百三条 第六十一条第一項の規定は著作隣接権の譲渡について、第六十二条第一項の規定は著作隣接権の消滅について、第六十三条及び第六十三条の二の規定は実演、レコード、放送又は有線放送の利用の許諾について、第六十五条の規定は著作隣接権が共有に係る場合について、第六十六条の規定は著作隣接権を目的として質権が設定されている場合について、第六十七条（第一項第二号を除く。）、第六十七条の二（第一項ただし書を除く。）、第七十条、第七十一条（第二号に係る部分に限る。）、第七十二条、第七十三条並びに第七十四条第三項及び第四項の規定は著作隣接権者と連絡することができない場合における実演、レコード、放送又は有線放送の利用について、第六十七条の三（第一項第二号を除く。）、第七十条、第七十一条（第二号に係る部分に限る。）、第七十二条、第七十三条並びに第七十四条第三項及び第四項の規定は実演、レコード、放送又は有線

放送の利用の可否に係る著作隣接権者の意思の確認ができない場合におけるこれらの利用について、第六十八条（第一項第二号を除く。）、第七十条、第七十一条（第二号に係る部分に限る。）、第七十二条、第七十三条本文及び第七十四条の規定は著作隣接権者に協議を求めたがその協議が成立せず、又はその協議をすることができない場合における実演、レコード、放送又は有線放送の利用について、第七十一条（第一号に係る部分に限る。）及び第七十四条の規定は第百二条第一項において準用する第三十三条から第三十三条の三までの規定による放送又は有線放送の利用について、それぞれ準用する。この場合において、第六十三条第六項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条の二第一項、第九十六条の二、第九十九条の二第一項又は第百条の四」と、第六十八条第二項中「第三十八条第二項及び第三項」とあるのは「第百二条第一項において準用する第三十八条第二項」と読み替えるものとする。

（指定補償金管理機関の業務）

第百四条の二十 指定補償金管理機関は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 次条第一項及び第二項の規定により支払われる補償金の受領に関する業務
- 二 次条第三項の規定により読み替えて適用する第六十七条の二第一項及び第五項（これらの規定を第百三条において準用する場合を含む。）の規定により支払われる補償金及び担保金の受領に関する業務
- 三 前二号の規定により受領した補償金及び担保金の管理に関する業務
- 四 次条第三項の規定により読み替えて適用する第六十七条の二第八項（第百三条において準用する場合を含む。）及び次条第四項の規定による著作権者及び著作隣接権者に対する支払に関する業務
- 五 第百四条の二十二第一項に規定する著作物等保護利用円滑化事業に関する業務

（指定補償金管理機関が補償金管理業務を行う場合の補償金及び担保金の取扱い）

第百四条の二十一 第六十七条第二項及び第六十七条の三第十一項（これらの規定を第百三条において準用する場合を含む。）の規定は、指定補償金管理機関が補償金管理業務を行う場合には、適用しない。

- 2 指定補償金管理機関が補償金管理業務を行うときは、第六十七条第一項及び第六十七条の三第一項（これらの規定を第百三条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により補償金を供託することとされた者は、これらの規定にかかわらず、当該補償金を指定補償金管理機関に支払うものとする。この場合において、第六十七条第七項（第六十七条の三第六項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）並びに第六十七条の三第九項及び第十項の規定（これらの規定を第百三条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の適用については、第六十七条第七項中「申請者」とあるのは「申請者及び第百四条の十九第五項に規定する指定補償金管理機関（第六十七条の三において「指定補償金管理機関」という。）」と、第六十七条の三第九項中「第一項の補償金を受ける権利に関し同項の規定により供託された」とある

のは「第百四条の二十一第一項及び第二項の規定により指定補償金管理機関に支払われた」と、同条第十項中「供託した」とあるのは「指定補償金管理機関に支払った」とする。

- 3 前二項の規定により第六十七条第一項の補償金を指定補償金管理機関に支払う場合における第六十七条の二（第百三条において準用する場合を含む。以下この項及び次条において同じ。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六十七条の二第一項	供託した	第百四条の十九第五項に規定する指定補償金管理機関（以下この条において「指定補償金管理機関」という。）に支払った
第六十七条の二第二項及び第四項	供託を	指定補償金管理機関への支払を
第六十七条の二第四項	前条第一項	第百四条の二十一第二項
	同条第一項	同条第二項
第六十七条の二第四項、第五項及び第八項	供託された	指定補償金管理機関に支払われた
第六十七条の二第五項	著作権者のために供託し	指定補償金管理機関に支払わ
第六十七条の二第五項及び第九項	供託した	指定補償金管理機関に支払った

- 4 第一項及び第二項の規定により補償金の支払を受けた指定補償金管理機関は、第六十七条第一項又は第六十七条の三第一項の裁定に係る著作物等の著作権者又は著作隣接権者から請求があつたときは、当該著作物等の利用につき当該著作権者又は著作隣接権者が受けるべき補償金に相当する額を支払わなければならない。

（登録確認機関による確認等事務の実施等）

第百四条の三十三 文化庁長官は、その登録を受けた者（以下この節において「登録確認機関」という。）に、第六十七条の三第一項（第百三条において準用する場合を含む。以下この節において同じ。）の規定による裁定及び補償金の額の決定に係る事務のうち次に掲げるもの（以下この節、第百二十一条の三及び第百二十二条の二第三号において「確認等事務」という。）を行わせることができる。

- 一 当該裁定の申請の受付（第百四条の三十五第二項において「申請受付」という。）に関する事務
- 二 当該裁定の申請に係る著作物等が未管理公表著作物等に該当するか否か及び当該裁定の申請をした者が第六十七条の三第一項第一号に該当するか否かの確認（以下この条及び第百四条の三十五第二項において「要件確認」という。）に関する事務

- 三 第六十七条の三第一項の通常の使用料の額に相当する額の算出（以下この節において「使用料相当額算出」という。）に関する事務
- 2 文化庁長官は、前項の規定により登録確認機関に確認等事務を行わせるときは、確認等事務を行わないものとする。この場合において、文化庁長官は、登録確認機関が次項の規定により送付する書面に記載した要件確認及び使用料相当額算出の結果を考慮して、第六十七条の三第一項の規定による裁定及び補償金の額の決定を行わなければならない。
- 3 登録確認機関は、第六十七条の三第一項の裁定の申請を受け付けたときは、要件確認及び使用料相当額算出を行い、文部科学省令で定めるところにより、当該裁定の申請書及び添付資料に当該要件確認及び使用料相当額算出の結果を記載した書面を添付して、文化庁長官に送付するものとする。
- 4 第七十一条（第二号中第六十七条の三第一項に係る部分に限り、第百三条において準用する場合を含む。）の規定は、文化庁長官が第二項後段の規定により補償金の額の決定を行う場合については、適用しない。

（手数料）

第百四条の四十七 登録確認機関が確認等事務を行う場合においては、第六十七条の三第一項の裁定を受けようとする者は、同条第六項において準用する第六十七条第四項（これらの規定を第百三条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、同項の政令で定める額の手数を当該登録確認機関に納付しなければならない。この場合において、納付された手数料は、当該登録確認機関の収入とする。

著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）（抄）

（補償金の供託を要しない法人）

第七条の五 法第六十七条第二項（法第百三条において準用する場合を含む。）の政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

- 一 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人
- 二 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人
- 三 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人
- 四 日本放送協会

（手数料）

第八条 法第六十七条第四項（法第六十八条第四項（法第六十九条第二項及び第百三条において準用する場合を含む。）及び第百三条において準用する場合を含む。）の政令で定

める手数料の額は、一件につき六千九百円とする。

- 2 法第六十七条の三第六項（法第百三条において準用する場合を含む。）において準用する法第六十七条第四項の政令で定める手数料の額は、一件につき一万三千八百円とする。

（担保金の取戻し）

第九条 法第六十七条の二第九項（法第百三条において準用する場合及び同項（法第百三条において準用する場合を含む。）の規定を法第百四条の二十一第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により法第六十七条の二第九項に規定する者が取り戻すことができる額は、同項に規定する担保金の額から同条第八項（法第百三条において準用する場合及び同項（法第百三条において準用する場合を含む。）の規定を法第百四条の二十一第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により著作権者又は著作隣接権者が弁済を受けることができる額を控除した額とする。

著作権法施行規則（昭和四十五年文部省令第二十六号）（抄）

（著作権者不明等における著作物の利用に関する裁定の申請）

第四条の六 法第六十七条第三項の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者の役職名及び氏名
 - 二 申請者の連絡先
 - 三 申請者が法第六十七条第二項に規定する国等に該当するときは、その旨
 - 四 法第六十七条の二第一項の規定により著作物を利用するときは、その旨
- 2 法第六十七条第三項第三号の文部科学省令で定める資料は、申請に係る著作物の図面、写真その他当該著作物の体様を明らかにする資料（当該著作物の体様を明らかにするため必要があるときに限る。）とする。

（著作権者不明等における著作物の利用に関する裁定において定める事項）

第四条の七 法第六十七条第五項第二号の文部科学省令で定める事項は、同条第一項の補償金の額とする。

（著作権者不明等における著作物の利用に関する裁定後の公表事項）

第四条の八 法第六十七条第八項第三号の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 法第六十七条第一項の裁定のあつた年月日
- 二 申請者が法人である場合にあつては法人の名称及び住所
- 三 法第六十七条第一項の補償金の額

(未管理公表著作物等の利用に関する裁定の申請)

第四条の九 法第六十七条の三第三項の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 申請者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者の役職名及び氏名

二 申請者の連絡先

三 申請者が法第六十七条の三第十一項に規定する国等に該当するときは、その旨

2 法第六十七条の三第三項第三号の文部科学省令で定める資料は、申請に係る著作物の図面、写真その他当該著作物の体様を明らかにする資料(当該著作物の体様を明らかにするため必要があるときに限る。)とする。

(未管理公表著作物等の利用に関する裁定において定める事項)

第四条の十 法第六十七条の三第四項第三号の文部科学省令で定める事項は、同条第一項の補償金の額とする。

(未管理公表著作物等の利用に関する裁定後の公表事項)

第四条の十一 法第六十七条の三第六項において準用する法第六十七条第八項第三号の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 法第六十七条の三第一項の裁定のあつた年月日

二 申請者が法人である場合にあつては法人の名称及び住所

三 法第六十七条の三第一項の補償金の額

(未管理公表著作物等の利用に関する裁定の取消時の通知事項)

第四条の十二 法第六十七条の三第八項の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 法第六十七条の三第九項に規定する取消時補償金相当額

二 法第六十七条の三第七項の著作権者に対する通知にあつては、著作権者が同条第九項の規定により弁済を受け、又は同条第十一項の規定により支払を求めることができる機関の名称

(著作隣接権への準用)

第四条の十三 第四条の六から前条までの規定は、法第百三条において法第六十七条第三項、第五項及び第八項、法第六十七条の二第一項(ただし書を除く。)並びに第六十七条の三第三項、第四項、第六項及び第八項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四条の六第一項第四号、同条第二項、第四条の九第二項	著作物	実演、レコード、放送及び有線放送
----------------------------	-----	------------------

第四条の六第一項第四号、第四条の八第一号及び第三号、第四条の十一第一号及び第三号	法	法第百三条において準用する法
第四条の十二第二号	著作権者	著作隣接権者
	同条第九項	法第百三条において準用する法第六十七条の三第九項

(印紙納付)

第二十三条 法第六十七条第四項（法第六十七条の三第六項及び第百三条において準用する場合を含み、法第百四条の四十七の規定により登録確認機関に手数料を納付する場合を除く。）、第七十八条第五項（法第八十八条第二項及び第百四条において準用する場合を含む。）及び第百七条の規定による手数料は、収入印紙をもって納付しなければならない。

令和八年文化庁告示第二号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号。以下「法」という。）第六十七条第一項第一号（法第百三条において準用する場合を含む。）の文化庁長官が定める措置は、次に掲げる全ての措置とする。

- 一 広く権利者情報を掲載していると認められる資料として、次に掲げるもののうち、いずれか適切なものを閲覧すること。
 - イ 著作物、実演、レコード、放送又は有線放送の種類に応じて作成された名簿又はこれに準ずるもの
 - ロ 広くウェブサイトの情報を検索する機能を有するウェブサイト
 - ハ 過去に行われた法第六十七条第一項（法第百三条において準用する場合を含む。以下同じ。）の裁定（以下「裁定」という。）に係る著作物、実演、レコード、放送又は有線放送について裁定を受けようとする場合にあっては、文化庁のウェブサイトに掲載されたこれらの著作物、実演、レコード、放送又は有線放送に関するデータベース
- 二 著作権等管理事業者その他の広く権利者情報を保有していると認められる者として、次のイ及びロに掲げるもの（過去に行われた裁定に係る著作物、実演、レコード、放送又は有線放送について裁定を受けようとする場合にあっては、次のイ及びロに掲げるもの又は文化庁長官）に対し照会すること。
 - イ 著作権等管理事業者その他の著作権又は著作隣接権の管理を業として行う者であって、裁定の申請に係る著作物、実演、レコード、放送又は有線放送と同じ種類の著作物、実演、レコード、放送又は有線放送（ロにおいて「同種著作物等」という。）を取り扱うもの

- ロ 同種著作物等について識見を有する者を主たる構成員とする団体
- 三 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載すること又は公益社団法人著作権情報センターのウェブサイトに七日以上の期間継続して掲載することにより、公衆に対し広く権利者情報の提供を求めること。

令和七年文化庁告示第六号

(未管理公表著作物等の利用の可否に係る著作権者の意思を確認するための措置)

第一条 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号。以下「法」という。）第六十七条の三第一項第一号（法第百三条において準用する場合を含む。）に規定する文化庁長官が定める措置は、権利者情報（法第六十七条第一項第一号に規定する権利者情報をいう。以下この条において同じ。）を取得するために次に掲げる全ての措置をとり、かつ、当該措置により取得した権利者情報その他その保有する権利者情報に基づき著作権者の連絡先又は連絡場所を保有するに至ったときには、二以上の連絡先又は連絡場所（一の連絡先又は連絡場所のみを保有している場合にあつては、当該連絡先又は連絡場所）に宛てて連絡を行い、その到達した日から十四日を経過するまでの間、未管理公表著作物等の利用の可否に係る著作権者の意思に係る応答を確認することとする。

- 一 著作物の原作品に、又は著作物の公衆への提供若しくは提示の際に、通常の方法により表示される情報を確認すること。
 - 二 広くウェブサイトの情報を検索する機能を有するウェブサイトにおいて情報を検索し、当該未管理公表著作物等の著作権者が開設していることが想定されるウェブサイト及び著作権者の委任を受けて権利者情報を掲載していることが想定されるウェブサイトを閲覧すること。
 - 三 著作権者の委任を受けて権利者情報を掲載しているウェブサイトの情報を検索する機能を有するウェブサイトにおいて情報を検索し、当該未管理公表著作物等の著作権者の委任を受けて権利者情報を掲載していることが想定されるウェブサイトを閲覧すること。
- 2 前項の連絡は、国内のものと認められる連絡先又は連絡場所に対して行うものとする。

(著作権者の意思を円滑に確認するために必要な情報)

第二条 法第六十七条の三第二項第二号（法第百三条において準用する場合を含む。）に規定する文化庁長官が定めるものは、著作物の利用の許諾に係る利用方法及び条件その他の著作物の利用の可否に関する情報又は著作物の利用に関する協議の求めを受け付ける意思及びその協議の求めを受け付けるための連絡先その他の利用の可否に係る著作権者の意思を確認できる連絡手段に係る情報（次条において「著作物利用可否等情報」という。）とする。

- 2 前項の著作物の利用の可否に関する情報のうち、次の各号のいずれかに該当するもの

に付されているものは、法第六十七条の三第二項（法第百三条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項に規定する情報に該当しないものとみなす。

- 一 著作物の原作品又は複製物であって、法第三十一条第七項（法第百二条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき国立国会図書館から図書館等に対して自動公衆送信を行う対象となる絶版等資料として、国立国会図書館のウェブサイトに公表されているもの
- 二 過去になされた法第六十七条第一項（法第百三条において準用する場合を含む。）の裁定に係る著作物であって、当該裁定後に著作権者が判明していないもの

（著作権者の意思を円滑に確認するために必要な情報の公表の方法）

第三条 法第六十七条の三第二項第二号（法第百三条において準用する場合を含む。）に規定する文化庁長官が定める方法は、次のいずれかの方法とする。

- 一 著作物の原作品における通常の方法による表示、又は著作物の公衆への提供若しくは提示の際の通常の方法による表示
- 二 著作権者のウェブサイト又は著作権者の委任を受けて著作物利用可否等情報を掲載しているウェブサイトにおける通常の方法による掲載

確認等事務規程及び補償金管理業務規程

以下 URL を参照ください。

【確認等事務規程】

（公社）著作権情報センター

https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/chosakukensha_fumei/tyosakubutsu/pdf/94331701_01.pdf

【補償金管理業務規程】

https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/chosakukensha_fumei/tyosakubutsu/pdf/94334901_01.pdf

裁定の手引き

～権利者や利用可否の意思が不明な著作物等の

利用について～

平成 24 年	5 月 25 日	第 1 版作成
平成 25 年	3 月 8 日	第 2 版作成
平成 26 年	4 月 1 日	第 3 版作成
平成 26 年	8 月 27 日	第 4 版作成
平成 28 年	2 月 15 日	第 5 版作成
平成 30 年	4 月 2 日	第 6 版作成
平成 31 年	1 月 10 日	第 7 版作成
令和 2 年	2 月 1 日	第 8 版作成
令和 3 年	4 月 1 日	第 9 版作成
令和 5 年	7 月 25 日	第 10 版作成
令和 5 年	9 月 29 日	第 11 版作成
令和 8 年	3 月 3 日	第 12 版作成



コピーOK 障害者OK 学校教育OK

利用の際は必ず下記サイトを確認ください。
www.bunka.go.jp/jiyuriyo

文化庁著作権課著作物流通推進室

〒100-8959

東京都千代田区霞が関3-2-2 旧文部省庁舎5階